

令和 9 年度  
国の施策及び予算に対する重点要望

令和 8 年 6 月

千 葉 市



千葉開府 900 年

千の葉に 時を刻んで 900年



千葉市政の推進につきまして、平素より格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、「未来に責任を持つ市政」を基本とし、徹底した行財政改革を進めるとともに、今後の人口減少や少子高齢化の一層の進展を踏まえた対応や地域経済の活性化など、将来にわたり持続可能な地域社会づくりを行っていくべく、長期的な展望に立った施策に取り組んでおります。

今年度は、千葉開府900年という、本市にとって歴史的な節目の年であるとともに、千葉市基本計画のまちづくりを進める第2期の計画である第2次実施計画の初年度となります。この節目の年において、先人たちの礎のもと、歴史のバトンを受け継ぎながら、市民・地域とともに新たな時代を切り拓く未来志向のまちづくりの実現に向けて、千葉マリンスタジアムの再構築や外国人住民の地域社会への適応促進、バス路線の維持確保支援など取り組んでまいります。

そうした本市における様々な取組みを、効果的・効率的に進めていくためには、地方自治体の努力だけでは解決できない問題も数多くあり、本重点要望に掲げる事項はいずれも、本市の都市経営や行政運営上の課題等を踏まえ、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和9年度の国の施策展開及び予算編成にあたり、本市の提案・要望事項の実現について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和8年6月

千葉市長 神谷俊一

# 目 次

[内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・ 農林水産省・経済産業省・国土交通省]	
◎ 1	物価高騰への対策について…………… 1
[内閣府・総務省]	
2	復旧・復興に向けた自治体間の支援体制の強化について…………… 3
[内閣府・文部科学省・スポーツ庁・経済産業省・国土交通省・環境省]	
◎ 3	千葉マリンスタージアム再構築に係る支援措置について…………… 5
[内閣官房・内閣府・総務省]	
◎ 4	地方分権改革の推進について…………… 7
5	地域未来戦略に基づく地方創生の推進について…………… 9
[こども家庭庁・文部科学省]	
◎ 6	学校給食費、多子世帯の保育料、こども医療費に係る国の支援等について…………… 13
◎ 7	保育所及び放課後児童クラブの待機児童ゼロ継続に向けた人材確保について…………… 17
[こども家庭庁]	
◎ 8	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る制度設計及び財政措置について…………… 21
9	私立幼稚園の認定こども園移行に伴う財政措置及び民間保育園整備に係る補助制度の見直しについて…………… 25
10	保育需要の減少局面を見据えた、保育施設運営法人の経営把握と閉園等リスクへの制度的対応の強化について…………… 27
11	こどもの貧困対策に係る財政措置について…………… 29
[デジタル庁・総務省]	
12	システム標準化に係る経費の補助について…………… 31
[デジタル庁・経済産業省・国土交通省]	
☆ 13	自動運転バスの社会実装に向けた支援について…………… 35
[総務省]	
14	地方交付税等における算定方法の見直しについて…………… 37
[法務省・文部科学省・内閣官房]	
◎ 15	外国人住民の地域社会への適応促進について…………… 43

<b>[文部科学省]</b>	
◎ 16	不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について …………… 47
17	夜間中学に係る支援の充実について…………… 51
18	I C Tを活用した学習環境の整備について …………… 53
19	公立学校施設の整備推進について …………… 55
20	教育の質を維持・向上するための教職員の確保について …………… 57
<b>[厚生労働省]</b>	
◎ 21	火葬場の整備等に対する支援措置について …………… 61
22	介護保険制度の円滑な実施について …………… 65
23	医療的ケア者支援に係る財政措置について …………… 69
24	特別児童扶養手当制度の抜本的な見直しについて …………… 71
25	障害福祉サービスに係る十分な財政措置について …………… 75
26	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための 所要の措置について …………… 77
27	国民健康保険制度への支援措置等について …………… 81
<b>[経済産業省・環境省]</b>	
28	2050年ネット・ゼロに向けた事業者への取組支援及びくらしの 脱炭素の推進について …………… 83
29	持続可能なプラスチックリサイクルシステムの構築について…………… 85
<b>[国土交通省・環境省]</b>	
30	モノレール施設の脱炭素化に向けた設備整備支援の拡充について…………… 89
<b>[国土交通省]</b>	
◎ 31	バス路線の維持確保に係る支援について…………… 91
32	航空機騒音の改善について…………… 93
33	J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について …… 95
34	首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の 整備促進について …………… 99
35	持続可能なまちづくりを支える道路ネットワークの形成に向けた 道路整備を推進するための安定的な財源の確保について …………… 101
36	国土強靱化のためのインフラ施設の老朽化・地震対策への財政支援 について …………… 103
37	市街地整備、都市公園整備及び市営住宅ストック改善の推進に係る 財政支援について …………… 109
<b>[環境省]</b>	
38	循環型社会形成推進交付金制度の充実について …………… 115

- 内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省

## 1 物価高騰への対策について

### 1 物価の状況に応じた適切な財政措置

国が一元的に実施する各種生活支援・事業者支援による消費者物価上昇率抑制策の実施や自治体独自の支援策への財政措置について、物価の状況に応じ継続すること。

また、現在の物価高騰による自治体への影響が令和9年度においても継続する場合には、市有施設の光熱費や建設物価、システム関係経費をはじめとする各種工事・サービス・委託管理等、行政コストの高騰分について財政措置すること。

### 2 公的価格算定における物価高騰の適切な反映

医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定において、物価高騰を適切に反映すること。

## 国の現状

- ・世界的な原材料価格の高騰により、全国的にエネルギー・食料品価格等の物価高騰が生じ、企業や家計、さらには自治体運営にも影響を及ぼしている。
- ・令和4年度以降、電気・都市ガス料金の負担軽減といった政府による国全体での支援策や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用による自治体の実情に応じた支援策が展開されている。
- ・令和8年1月23日付け事務連絡「令和8年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」では、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、地方公共団体の様々な分野におけるコストの増加に対応し、一般行政経費（単独）に1,600億円（委託料:800億円、民間事業者への補助等:800億円）、維持補修費に750億円、投資的経費（単独）に3,000億円、公営企業繰出金に500億円を増額計上することが示されている。
- ・しかし、物価高騰はいまだ出口の見えない状況であり、加えて昨今の中東情勢の展開を巡る不透明感は強く、混乱の長期化に伴う原油価格の高止まりが続くリスクも懸念されている。
- ・医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定について、物価・賃金の上昇分が十分に反映されていないものと考えられる状況である。

## 千葉市の現状・課題

- 1 令和8年3月の市内消費者物価指数は、前年同月比1.6%の上昇となっており、依然として上昇の傾向である。  
特に、食料の4.0%など、日常生活に欠かすことができない費目において、物価の高騰が継続している。
- 2 市への影響の具体例を示すと、まず、医療については、市立病院は国が定める公定価格である診療報酬を基本として経営を行っていることから、独自に物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であり、令和8年度の診療報酬改定率(+3.09%)は物価・

賃金の上昇が一部反映されているものの、依然として危機的な経営を余儀なくされている。地域医療の崩壊を防ぐためにも、診療報酬の更なる改定が行われるまでの間は、国から直接の補助や新たな交付金の創設などによる緊急支援を行うことが必要である。

また、介護人材については、令和8年に1,700人、令和22年に4,200人不足する見込みである。令和8年度に介護報酬の期中改定が予定されているものの、全国的に介護職員の賃金は全産業平均よりも依然として低い状況であり、今後ますます人材不足が深刻化することから、処遇改善や物価高騰をふまえた適切な介護報酬の設定などの対策を講じる必要がある。

さらに、保育士の平均年収は、賃金構造基本統計調査によると依然として全産業平均と比較して大きく乖離しており、現状では本市をはじめ多くの自治体で、単独の給与上乗せを実施している状況であるが、本来であれば保育所等の運営に関わる経費への給付は、人件費上昇への対応も含め、国が公定価格により適切に措置すべきである。

[担当] 財政局財政部財政課 TEL 043-245-5073

## 参考資料等

### <千葉市の消費者物価指数の推移>

	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	生鮮食品を除く総合
R8.3指数	111.8	125.9	105.4	107.7	122.7	113.0	101.6	101.9	99.0	116.6	108.2	111.3
前年同月比	1.6%	4.0%	1.3%	-5.6%	2.7%	2.4%	-0.1%	2.8%	-6.4%	2.0%	1.8%	1.9%
R8.2指数	111.5	127.1	105.3	107.0	120.7	112.1	101.5	99.5	99.3	114.8	108.2	110.7
R8.1指数	111.9	126.6	105.2	116.8	121.1	112.1	101.5	99.5	99.3	114.3	107.7	111.1
R7.12指数	111.9	126.0	105.2	117.0	121.3	112.1	101.6	99.8	99.3	116.0	107.9	111.3

### <千葉市の令和8年度物価高騰対策事業> ※令和7年度2月補正予算で計上し令和8年度に執行

- ・ 下水道使用料等の特別減免（予算額 27.5億円）
- ・ 市営水道料金の特別減免（予算額 1億円）
- ・ 消費活性化・生活支援キャンペーン（予算額 7.8億円）
- ・ 学校給食費支援  
（予算額 国の小学校給食負担軽減措置分 23.9億円、重点支援地方交付金による軽減分 9億円）
- ・ 保育施設等給食費等支援（予算額 5.6億円）
- ・ 中小企業者エネルギー価格等高騰支援（予算額 11.3億円）
- ・ 高齢者施設等支援（予算額 2.7億円）

## ■ 内閣府・総務省

# 2 復旧・復興に向けた自治体間の支援体制の強化について

## 1 災害救助法に基づく救助の範囲拡大と確実な財源の確保

災害救助法に基づく救助の範囲を拡大（住家被害認定調査・罹災証明書交付事務等）するとともに、必要な経費について確実に財源を確保すること。

## 2 応急対策職員派遣制度における応援自治体の財政的負担軽減

応急対策職員派遣制度に基づく経費が応援自治体の負担とならないよう、特別交付税の措置率増加などにより、財政措置を講じること。

### 国の現状

- ・平成30年6月「災害救助法」が改正され、「手挙げ方式」により、大規模災害時の応急救助の実施権限を、都道府県から国が指定する救助実施市へ移譲することが可能となった。（本市は令和5年4月に指定）
- ・令和7年7月に「災害救助法」が改正され、「福祉サービスの提供」が新たに救助項目（※）として追加された。
- ※ 避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食品の給与、飲料水の供給など10の救助に限定されており、住家被害認定調査や罹災証明書交付事務については対象外

### 千葉市の現状・課題

- 1 令和6年能登半島地震、奥能登豪雨では、災害対応業務を行う職員が被災自治体の職員だけでは不足したため、応急対策職員派遣制度に基づき、本市から被災地へ職員を派遣し、罹災証明書受付・交付事務、住家被害認定調査等を行った。
- 2 大規模災害が発生すると、罹災証明関係事務をはじめとする膨大な量の災害対応業務が生じ、被災自治体の職員だけでは圧倒的に人員が不足することから、不足を補うため、応急対策職員派遣制度に基づく職員派遣を行う。災害救助法においては、応援自治体が支援に要した費用は被災自治体に求償が可能（法第20条）であるとともに、救助に要した経費については、国庫負担金交付、特別交付税措置により、被災自治体の負担額は、最大で1割程度、災害救助費が一定の額を超えた場合には実質ゼロとなる。  
一方、災害救助法に基づく救助の対象とならない事務を応援により行った場合の経費は、特別交付税が最大8割措置されるものの、残り2割については応援派遣を実施した自治体が被災自治体の財政負担に配慮し、求償せずに負担するケースもある。
- 3 罹災証明書は、災害救助法に定める救助はもとより、いまや行政による各種被災者支援施策の適用の判断材料として広く活用されており、被災者の生活再建の礎となるものである。  
また、住家被害認定調査は、罹災証明書交付の前提となる調査であるとともに、救助法に定める救助項目の一つである「応急仮設住宅の供与」に必要な仮設住宅の数量の判断材料であることから、調査の遅れは、やはり被災者の生活再建の遅れに直結する。生活再建の遅れは、避難生活の長期化を招き、災害関連死に繋がる可能性があることから、

上記の業務は、発災後、速やかに実施する必要がある。

- 4 以上のことから、住家被害認定調査及び罹災証明書交付事務等を災害救助法に定める救助の対象に含める必要がある。

また、このたびの能登半島地震においては、他の自治体において応急対策職員派遣制度に基づく職員派遣により、住家被害認定調査及び罹災証明書交付事務以外にも、物資集積場所の運用、物資輸送、公費解体の窓口業務など、救助法に基づく救助の対象とならない業務を数多く対応した実績があることから、派遣元自治体が財政的な不安なく災害対応業務に従事できるよう、派遣元自治体の財政的負担を軽減することが必要である。

[担当] 総合政策局危機管理部危機管理課 Tel 043-245-5151

### 3 千葉マリンスタージアム再構築に係る支援措置について

#### 1 新スタジアム再構築事業への財政支援の着実な実施

スタジアム・アリーナ整備に活用可能な既存交付金の拡充と十分な財源措置を講じること。

#### 2 スタジアム・アリーナ整備への支援制度の拡充

スタジアム・アリーナ整備支援制度の拡充とスポーツ産業成長に向けた新たな支援策を創設すること。

#### 国の現状

##### 1 既存の補助事業の状況

- ・スタジアム・アリーナおよびその周辺施設やインフラ整備に活用可能な財政支援策として、国土交通省が所管する「社会資本整備総合交付金」および「防災・安全交付金」が挙げられる。令和8年度の国費ベースの予算額は、社会資本整備総合交付金が4,584億円、防災・安全交付金が8,384億円となっている。
- ・内閣府が実施する「地域未来交付金」も活用可能であるが、市区町村における1自治体あたりの国費上限は年間10億円に設定されている。
- ・また、設備に対する補助として、地域のレジリエンス向上と脱炭素化の同時実現を目的とした、公共避難施設や防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等の導入を支援する「地域レジリエンス事業」が環境省により実施されているが、令和8年度の予算額は、20億円にとどまっている。
- ・さらに、スポーツ庁ではスポーツ産業の成長促進を目的として「スポーツコンプレックス推進事業」を実施しており、基本構想・計画支援事業およびまちづくり連携支援事業については、いずれも1件あたりの事業規模が14,387千円（税込）で、採択件数はそれぞれ3件が予定されている。

##### 2 国の施策の方向性

- ・内閣府は「経済財政運営と改革の基本方針2024」において「スポーツコンプレックスの推進」に言及しており、スポーツ庁においてもスポーツ産業の成長促進を目的とした「スポーツコンプレックス推進事業」に取り組んでいる。
- ・こうした国の方針を受け、全国ではスタジアム・アリーナの新設や建替えが進んでいるものの、近年の物価高騰などの影響により、計画が停滞したり見直しを余儀なくされる事例も生じている。
- ・また、スポーツコンプレックスは単なる施設整備にとどまらず、プロスポーツのエンターテインメント、デジタル配信、物販など、多様な関連産業を生み出す「コンテンツ産業」としての側面も有していることから、スポーツを核とした産業振興という観点からの、国等による一層の支援も求められる。

## 千葉市の現状・課題

- 1 現在の千葉マリスタジアムは、プロ野球球団の本拠地としての役割に加え、国内を代表する都市型音楽フェスティバルの開催地として年間200万人を超える国内外の来訪者を迎えている。我が国のスポーツ・文化産業を支える象徴的施設として、市民の誇りとなるとともに、本市の魅力向上や賑わい創出、経済・文化面での発展に大きく寄与してきた。
- 2 一方で、供用開始から35年が経過し、老朽化や機能面の更新が課題となっている。この課題の解消とさらなる魅力向上を図るため、本市は幕張メッセ駐車場において「まちとつながるエンターテインメントスタジアム」をコンセプトに、多様な価値や体験を提供する新たなスタジアムの再構築を目指す方針を表明した。
- 3 新スタジアムは、市民利用が可能な公共施設としての「ベース機能」（野球場、イベント機能、防災機能等）に加え、民間事業者の投資による「拡張機能」（商業、エンターテインメント、滞在機能等）を備え、365日楽しめる「まちの社交場」となる施設として構想している。
- 4 整備にあたっては、千葉ロッテマリーンズをはじめとする民間事業者のノウハウを活用し、公的資金と民間資金を組み合わせた官民連携方式による事業化を目指している。
- 5 さらに、本市は脱炭素先行地域に選定されており、新スタジアム建設候補地である現幕張メッセ駐車場用地は「グリーン・MICEエリア」と位置付けられている。世界に共感され選ばれるグリーンMICEの実現を通じて、交流人口の増加や地域経済の活性化を図ることとしている。
- 6 本事業は、「都市機能誘導区域での整備」「防災機能の強化」「ウォーカブルなまちづくりへの寄与」など、まちづくり政策と密接に連動しており、地域の賑わい創出やホームタウンとしての特色発揮に不可欠な事業である。これらを脱炭素化と両立させながら進める先駆的な取組であることから、財政支援措置について特段の配慮をお願いしたい。
- 7 また、本事業は「するスポーツ」と「みるスポーツ」を両立させる場を提供するとともに、全国的なスポーツ・文化産業の発展にも寄与するものである。プロスポーツのエンターテインメント、デジタル配信、物販など、多様な関連産業を生み出す「コンテンツ産業」としての側面も有していることから、既存の財政支援措置に加え、内閣府、文部科学省、スポーツ庁、経済産業省などによる多角的な支援を求めるものである。

[担当] 総合政策局未来都市戦略部マリスタジアム再整備推進課  
Tel 043-245-5269

## 4 地方分権改革の推進について

### 1 税源の地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

居住地域にとらわれず等しく提供されるべきサービスに自治体の財政状況に起因する格差が生じることのないよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築すること。

### 2 多様な大都市制度の早期実現

「特別市」の法制化など、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。

### 3 提案募集方式に基づく改革の推進

地方からの提案に対して、地方分権改革を着実に推進するという趣旨を踏まえ、最大限実現する方向で取り組むこと。

### 4 法律による計画策定義務の見直し

計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合を行うなど、地方の負担軽減に取り組むこと。

## 国の現状

- ・令和8年度与党税制改正大綱では、“財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方財源の偏在によって生じている”とされた上で、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置や、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、必要な措置を検討し令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされた。
- ・急速な人口減少・少子高齢化により人材不足が深刻化する中で行政サービスの提供を持続可能なものとするため、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」及び「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」において、各事務の処理に関する課題に応じた対応方策や、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し、大都市制度のあり方等について議論された。
- ・令和8年1月19日に立ち上がった第34次地方制度調査会において、「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」との諮問を踏まえた議論が行われている。
- ・平成26年から始まった「提案募集方式」において、令和7年度の提案事項に対する国の対応方針で「実現・対応する」とされたものが88%であり、一定の前進があることは評価できる。
- ・「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に基づき、計画策定等に関する見直しが行われている。

## 千葉市の現状・課題

- 1 東京都においては、全国的にも突出した独自施策を打ち出しており、特にこども施策をはじめとする居住する地域にとらわれず等しく提供されるべき行政サービスにおいて、周辺自治体との地域間格差が大きく拡大している。本市において同等の施策を実施する場合には、巨額の追加の財源が必要となり、到底追従できるものではない。

こうした行政サービスの地域間格差は、財政状況の違いから生じているものであり、自治体の財政状況に起因する格差が生じることのないよう、国の責任と財源により必要な措置を講じる必要がある。また、地方税は、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供するうえで、最も重要な基盤であることから、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築する必要がある。

- 2 市民に身近な行政サービスを提供する基礎自治体であり、道府県に比肩する高度な行政能力を有する圏域の中核都市である指定都市が、将来にわたってその責任と役割を最大限果たすため、指定都市市長会における多様な大都市制度実現プロジェクトを通じて、「特別市」の法制化など、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現を目指している。
- 3 本市では、真の分権型社会の実現を目指すため提案募集を積極的に活用することとしており、本市による単独提案のほか、指定都市市長会として共同提案を提出しているものの、国の対応方針では「検討する」といったものや提案に応えていないものも含まれている。（令和8年度 千葉市単独提案1件、指定都市8市での共同提案1件（千葉市発案）、指定都市市長会共同提案31件）
- 4 これまでに国によって見直しを実施された計画は約9割とされているが、実態として、計画策定に関する規定の見直しを行ったものは僅かであり、依然として計画等の策定を義務付ける法令の規定が存在している。

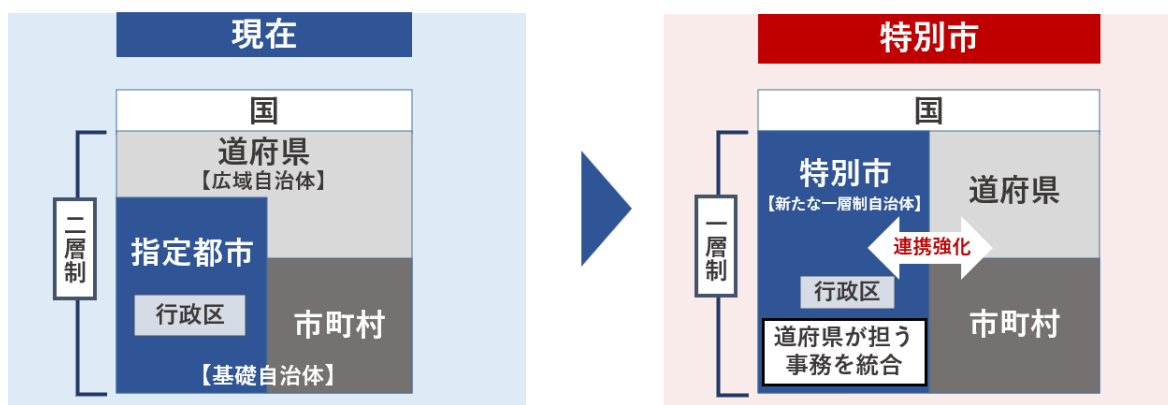
[担当] 総合政策局総合政策部政策調整課 TEL 043-245-5047

## 参考資料等

### 特別市制度の概要

#### 新たな大都市制度「特別市」について

- 広域自治体に包含されない**一層制の地方自治体**
- 現在、広域自治体として道府県が指定都市の市域において実施している事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、**住民に身近な基礎自治体が一元的に担う**ことで、**効率的かつ機動的な都市経営の実現**を可能とする新たな地方自治の仕組み



## 5 地域未来戦略に基づく地方創生の推進について

### 1 東京圏に対する措置の見直し

一都三県を一律に東京圏として、国の支援の対象外とする措置を取り止めるなど、それぞれの地域、圏域の特性を踏まえた、真に必要な措置を講ずること。

### 2 地方創生の推進に係る事業費の十分かつ安定的な確保

地方創生に関する総合戦略に基づき、地域におけるデジタル技術の実装に資するものを含め、引き続き地域未来交付金及び地方創生の推進に係る事業費の十分かつ安定的な確保を図ること。

## 国の現状

- ・「中枢中核都市」、「地方拠点強化税制」、「地方創生起業支援・移住支援」、といった地方創生に資する国の取組みにおいて、一都三県を「東京圏」とし、その圏域内を支援措置の対象外とする措置が講じられている。
- ・自治体戦略2040構想研究会や地方制度調査会、地方創生に関する総合戦略においても、本市は東京圏として画一的に扱われており、東京圏内の縁辺部における意欲ある取組みが十分に支援されず、結果として「東京」への依存度がさらに高まることが憂慮される状況にある。
- ・また、地方創生2.0基本構想に基づき、地方創生に資する取組を重点的に支援するために、令和7年度補正予算において、地域未来交付金を創設した。この交付金は、地方創生に関する総合戦略を踏まえ、地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地方の暮らしの安定を実現するとともに「強い経済」を構築するため、地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の地域独自の取組みを幅広く支援することとしている。
- ・しかし、地域未来交付金の令和8年度当初予算額1,600億円は、新しい地方経済・生活環境創生交付金であった令和7年度当初予算額2,000億円と比べると、400億円減という状況である。

## 千葉市の現状・課題

- 1 我が国の人口は、平成27年の国勢調査において、大正9年の調査開始以来初の減少に転じ、また、平成28年の人口動態調査において、出生数が初めて100万人を切った後、令和6年には75万人を切るなど、急速な人口減少・少子高齢化が進んでいる。  
一方で、日本の全人口の3割を有する東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）では、30年連続の転入超過を記録している。こうした状況の中で、千葉県内に目を向けると、千葉市以東・以南の地域では全国の減少率を上回る勢いで人口減少が進行している。そのため、本市においては、現在も転入超過を維持しているものの、今後数年以内には人口減少局面に転じることが避けられない見込みである。

2 そうした一方で、本市は、市内在勤者の多さに加え、本市以東・以南などからの通勤・通学者の流入により、東京圏の他の指定都市と比較して昼夜間人口比率が高いなど、圏域における中心都市としての拠点性を有している。

そのため、本市及び周辺都市を含む圏域全体の地方創生の取組みを、より効果的かつ実効性の高いものとするため、デジタル技術の実装に向けた取組みの推進、雇用の創出や商業・観光機能の強化による交流人口の拡大など、本市の拠点性をさらに高めることが重要である。

3 そこで、本市が圏域の牽引役としての役割を一層果たすとともに、周辺都市との連携をさらに推進するため、「中枢中核都市」、「地方拠点強化税制」、「地方創生移住支援事業」といった地方創生に資する国の制度について、本市が東京圏として画一的に対象外として扱われることなく、圏域内であっても、それぞれの地域、圏域の特性を踏まえた、真に必要な措置を講じられる制度となることが必要である。

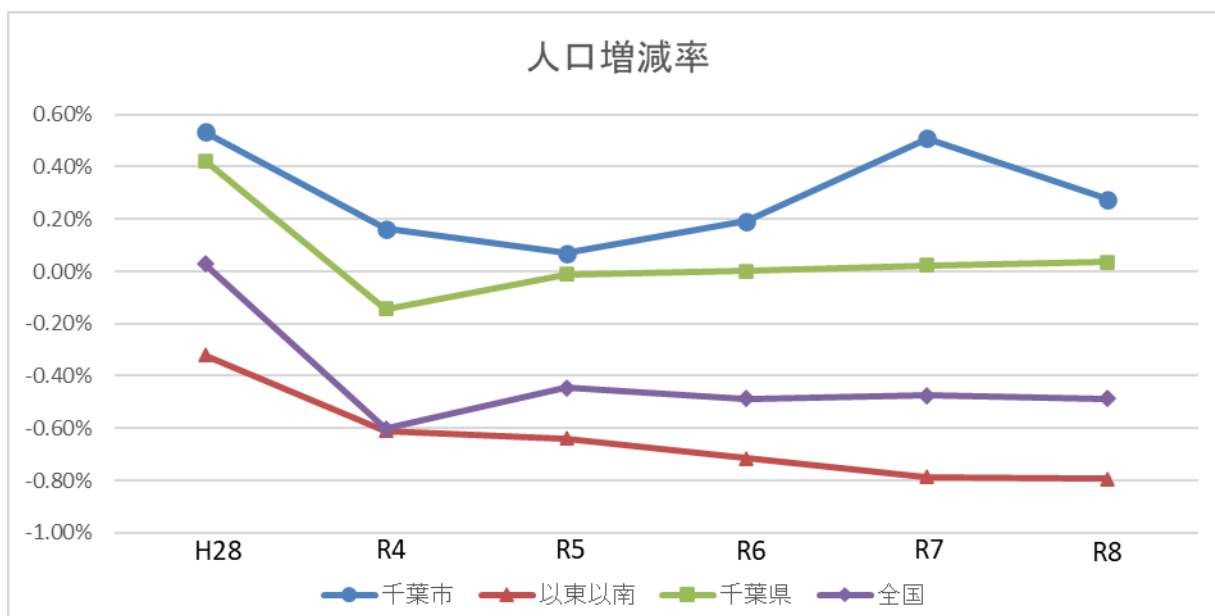
4 また、本市では令和8年度においては、9件の事業について地域未来交付金の採択をいただき、事業を推進しているところである。

今後、拠点性と豊かな自然環境に恵まれた特性を活かし、デジタル技術も活用しつつ「職住近接の豊かな暮らし」の実現に向けたまちづくりの推進のため、地域未来交付金の一層の活用により本市地方創生の取組みを進めていく予定であることに加え、全国における需要増も考えられることから、令和9年度以降も、地域未来戦略に基づいた地方創生の推進に係る事業費総額の十分かつ安定的な確保が必要である。

[担当] 総合政策局総合政策部政策企画課 TEL 043-245-5046

## 参考資料等

### 1 令和4年から令和8年までの人口増減率（各年1月1日時点）



#### 【出典】

「人口統計月報（総務省統計局）」

「千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）（千葉県総合企画部統計課）」を基に作成

- 千葉市においては、人口は微増しているものの、千葉市の以東以南では既に全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、千葉県全体では人口減少に転じている。
- そうした中、千葉市は人口増加地域の「波打ち際」にある。

### 2 地域未来交付金の活用

本市の地域特性等を踏まえるとともに、これまでに培ってきた能力やノウハウを活用し、「地方創生」に資する、独自性の高い事業等を実施している。

#### 【千葉市の活用事業】

##### （地域未来推進型）

- ・ 幕張新都心を中心とした先端技術実装による都市型未来都市の実現
- ・ 千葉開府900年を契機とした地域への誇りと愛着の醸成と若者チャレンジ推進事業
- ・ ドローン産業拠点化推進事業
- ・ 動物公園湿原ゾーン再整備事業

##### （デジタル実装型）

- ・ 屋外広告物申請業務に伴う千葉市屋外広告物情報の電子化
- ・ 開発許可等情報のデジタル化
- ・ 建築関連総合窓口整備事業
- ・ 自転車駐車場におけるキャッシュレス導入事業

##### （地域防災緊急整備型）

- ・ 避難所用簡易ベッド整備事業



## 6 学校給食費、多子世帯の保育料、こども医療費に係る国の支援等について

### 1 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施

小学校では国の基準額に不足が生じており、中学校等では実施時期や方法等について未定のため、小・中ともに国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国で公平に無償化を実現すること  
また、完全無償化が実現するまでの間、抜本的負担軽減制度においては、食材料費の高騰などの状況を踏まえ柔軟に基準額を改定すること。

### 2 多子世帯に対する保育料軽減の拡充

国の責任において一律の基準を設けるとともに、所得や年齢、同時入所の条件などは撤廃し、多子世帯に対する保育料軽減の拡充を図ること。

### 3 こども医療費助成制度の創設

我が国の喫緊の課題である少子化対策の推進と、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを図るため、高校3年生年齢以下を一律で無料とする財政措置を含む全国統一の制度を創設すること。

## 国の現状

- ・ 令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意に基づき令和8年4月から小学校段階における「学校給食費の抜本的な負担軽減」が実施されることとなった。
- ・ 交付基準額について、令和5年実態調査における平均額（約4,700円）に近年の物価動向を加味し、ひと月当たり5,200円とされ、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収することが可能とされた。
- ・ 各制度・事業の開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面等について、地方団体を交えて検証し、中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討されることとなっている。
- ・ 幼児教育・保育の無償化によって、非課税世帯の3歳未満児、及び3歳以上児の保育料は無償化されたものの、多子世帯の負担軽減策については、国の基準により、年収約360万円以上の世帯において、きょうだいの年齢や同時入所対象施設などによりカウント対象児童の制限が設けられている。
- ・ こどもの医療費については、国による助成等の制度はなく、医療保険制度下で、義務教育就学前は2割、就学後は3割の自己負担が生じている。
- ・ 自己負担分については、各市町村が独自の助成を実施しているが、対象年齢・所得制限・助成内容が異なっている。

## 千葉市の現状・課題

- 1 本市給食費については、物価高騰が顕著となった令和4年度以降、高騰分を保護者に転嫁することなく、国臨時交付金等により不足額を補うことで対応してきた。
- 2 食材料費が高騰する中、品数を減らしたり食材を限定することなく、今までどおり栄養価を満たし、質・量ともに十分な給食を維持するため、令和8年度、学校給食費の引上げの改定を行った。保護者負担については、小学校は、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」により交付される財源を活用し、大幅に軽減した上で、重点支援交付金が交付される令和8年度については、臨時措置として、学校給食費改定後の額と国からの財源との差額は、同交付金を充当し保護者負担を求めないこととするほか、中学校においては、保護者負担額がこれまでと変わらないよう、食材料費の高騰分を同交付金により負担した。
- 3 小学校について、国の基準額では不足が生じており、本市が求めてきた「国の十分な財政措置により、学校給食費の無償化を実施すること」は実現されていない。また、中学校等の無償化については、実施時期、方法等について一切未定である。
- 4 国制度を補うため、令和7年9月より、所得や年齢、同時入所の条件を市独自に撤廃し、保育料の第2子半額、第3子以降無償を実施している。また、本市以外においても、条件を撤廃したうえで保育料の第2子以降無償化等を実施する自治体があり、居住地の違いによって、負担する保育料に大きな差が生じている状況である。本来であれば、居住地や所得・世帯構成の違いによって負担する保育料に格差が生じることはあってはならないことから、国の責任において一律の基準を設けるとともに、所得や年齢、同時入所の条件などは撤廃し、多子世帯に対する保育料軽減の拡充を図る必要がある。
- 5 こども医療費については、入・通院の助成対象を高校3年生年齢まで、第3子以降の保護者負担額を無償化としており、県内市町村等の動向も踏まえて段階的に拡充を行っている。県の補助基準は、入院が中学3年生まで、通院が小学3年生までであり、市の制度拡充に伴い、市の負担が増加している。
- 6 こども医療費については、年々増加傾向にある。

令和5年度 決算	3, 135百万円	市負担	2, 634百万円
令和6年度 決算	3, 609百万円	市負担	3, 048百万円
令和7年度 決算（見込）	3, 867百万円	市負担	3, 394百万円

高校3年生年齢以下の入・通院を一律無料とした場合は、さらに3億4千万円以上の市負担増加が見込まれる。

[担当] 教育委員会事務局学校教育部保健体育課      Tel 043-245-5909  
こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課      Tel 043-245-5725  
こども未来局こども未来部こども家庭支援課      Tel 043-245-5179

## 参考資料等

### 【千葉市における保育料の独自軽減】

多子世帯における保育施設の利用に伴う経済的負担を支援し、子育てしやすい環境を整えることを目的として令和7年9月から拡充

#### ○認可保育施設

千葉市独自に所得制限や年齢制限などを撤廃し、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合は、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償とする

#### ○幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等

保護者と生計が同一のお子さんが2人以上おり、保育の必要性があるご家庭について、第2子以降の保育料を助成する

<拡充イメージ>		現行 (令和7年8月まで)	拡充後 (令和7年9月から)
【第1子】	小学生以上 	カウント対象外 (小学生以上の児童)	▶ <b>第1子としてカウント</b>
【第2子】	認可外保育施設等 	カウント対象外 (認可外保育施設を利用する児童)	▶ <b>第2子としてカウント</b> ➔ <b>保育料を助成</b>
【第3子】	認可保育施設 	第1子としてカウント ➔ <b>保育料全額</b>	▶ <b>第3子としてカウント</b> ➔ <b>保育料無料</b>

### 【独自軽減による本市負担額】

令和8年度（予算額） 595百万円

令和7年度（決算見込額） 317百万円

※令和7年9月～令和8年3月の見込額

【千葉市におけるこども医療費助成制度改正の経緯】

	対象児童(通院)	対象児童(入院)	負担額(調剤を除く)
H16.8～	3歳児	3歳児	200円
H18.8～	未就学児	未就学児	200円
H22.10～	未就学児	中学3年生	200円
H23.8～	小学3年生	中学3年生	300円
H26.8～	中学3年生	中学3年生	300円 (小4～中3の通院500円)
R5.8～	中学3年生	中学3年生	300円 (小4～中3の通院500円) (第3子以降は0円)
R6.8～	高校3年生年齢	高校3年生年齢	300円

【助成内容】 (令和6年8月診療分から)

助成対象	0歳～高校3年生相当年齢
助成区分	入院・通院・調剤
保護者負担額	通院1回につき300円 (6回目以降は無料) 入院1日につき300円 (11日目以降は無料) 調剤無料
	市町村民税所得割非課税世帯は無料 第3子以降は無料

【助成実績】

年度	助成件数(件)	増減数	助成金額(千円)	増減額
R4年度	1,335,745	76,145	2,379,624	55,362
R5年度	1,610,909	275,164	2,996,397	616,773
R6年度	1,788,155	177,246	3,475,851	479,454
R7年度	1,825,084	36,929	3,761,329	285,478
R8年度	1,852,296	27,212	3,695,394	▲ 65,935

※R7年度は決算見込み値。R8年度は予算積算上の推定値。

## 7 保育所及び放課後児童クラブの待機児童ゼロ継続に向けた人材確保について

### 1 国による保育人材確保の取組みの推進

保育人材が安定的に供給されるよう施策を講ずるほか、各自治体が実施する保育人材の確保策に係る補助率を嵩上げする等、財政措置を拡充すること。

### 2 保育士等の処遇改善の充実

職員が長く勤められ、経験を積んでより良い保育を提供できるような給料、勤務体系を実現するため、更なる公定価格の引上げを行うこと。

### 3 放課後児童支援員の安定的な確保に係る補助制度の創設及び拡充

#### (1) 地域の生活水準に見合った処遇の確保に係る新たな補助制度の創設

物価や給与水準の高い都市部については、地域の生活水準に見合った処遇の確保が行えるよう、人件費に係る新たな補助制度を創設すること。

#### (2) 継続的な勤務を推進する補助制度の拡充

放課後児童支援員は若い世代で離職率が高く年齢構成にも大きな偏りが生じている状況であり、こどもとの継続的な関わりを担保するため、現行の補助制度に加え、経験年数に応じた補助制度を創設すること。

### 国の現状

- ・令和5年12月に策定された「こども未来戦略」に基づき、令和6年度に3歳児及び4・5歳児の職員配置基準引き上げの実施、令和7年度には1歳児の職員配置に関する加算制度が設けられた。
- ・こども誰でも通園制度についても、令和6年度の試行事業に始まり、令和7年度に法制化、令和8年度からは給付化され、本格的な運用が開始となったところである。しかし、これらの施策を真に実効性のあるものとするために必要な保育人材確保等に関する具体的な対策は示されていない。
- ・また、補助制度についても、宿舍借り上げ支援制度の補助対象期間が短縮されたほか、1人1回限りの適用という新たな条件が加えられるなど、制度の縮小が図られている事案も見受けられる。
- ・多様な保育需要に応えるために実施している一時預かり事業や休日保育事業についても、全国的な保育人材不足の中、国の定める公定価格や補助金だけでは人件費負担を賄うことができない状況である。
- ・賃金構造基本統計調査によると、保育士の平均給与は依然として全産業平均と比較して大きく乖離しており、本来であれば保育所等の運営にかかわる経費への給付は、国が公定価

格により適切に措置すべきところだが十分な措置はなく、現状では本市をはじめ多くの自治体で、単独の給与上乗せを実施している状況である。

- ・「放課後児童対策パッケージ2026」は受け皿確保が主な内容であり、継続雇用につながる人材確保支援としては十分でない。
- ・令和8年度の子育て支援交付金では、キャリアアップ処遇改善加算の拡充として、従来より雇用年数が短期間の職員でも活用できるよう改正されたが、経験年数とともに職責も支給要件となっていることから、対象となる支援員が限定されている。
- ・放課後児童健全育成事業の主たる運営原資となる子育て支援交付金は全国一律の基準額となっており、各地域の給与水準等が考慮されていない。

## 千葉市の現状・課題

- 1 保育士等のなり手を増やすための取組みとして、保育士修学資金等貸付や保育士資格取得支援、潜在保育士再就職支援などを実施しているほか、人材の確保・定着を図るための取組みとして、国の補助制度を活用した、給付費における処遇改善加算の支給や月額6万5千円を上限とした家賃補助に加え、本市独自に月額最大4万円の給与の上乗せ助成を実施しているが、全国的な保育士不足の中、これを抜本的に解消するためには、国において主体的に保育人材の確保に取り組むとともに、宿舍借り上げ支援制度の補助対象期間の延長や補助対象者の拡充など、保育士確保施策の財政措置を拡充する必要がある。
- 2 放課後児童支援員はこどもとの継続的な関わりが重要であることから、継続的な勤務が望ましいが、他業種と比較し給与水準が低いことなどから継続的な雇用につながっていない。
- 3 放課後児童支援員の離職率は、特に30代～40代の中心的役割を担う世代が他業種と比べて高くなっており、年齢構成にも大きな偏りが生じている。
- 4 各事業者からは、行政からの追加の費用負担なしに現状以上の給与改善は難しいとの声があり、短期間で退職する職員が多くなっているが、経験年数に基づく給与改善ができる国の補助制度の拡充が求められている。
- 5 放課後児童健全育成事業の利用児童は年々増加しており、更なる受入枠の拡大と併せて、放課後児童支援員の安定的な確保と定着が課題である。

[担当] こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課 TEL 043-245-5725  
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課 TEL 043-245-5957  
こども未来局こども未来部健全育成課 TEL 043-245-5177

## 参考資料等

### 1 一時預かり事業の状況 (令和8年4月1日現在)

施設数	定員
77	各施設設定人数による

### 2 放課後児童クラブの状況

#### (1) 年別利用児童数と待機児童数の推移 (4月1日時点)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
施設数	185	183	184	180	187	182
支援単位数	272	285	305	332	341	344
利用児童数	11,175	11,729	12,410	13,512	14,277	14,664
待機児童数	168	83	71	0	0	0
入所待ち児童数	168	83	96	31	21	12

#### (2) 支援員等の継続状況

年齢	人数・構成比		継続中		平均勤続年数(R8.1.1時点)			離職率	政府統計 (※)
			継続中	R7離職	継続中	R7離職	R7離職		
18-19	129	7.0%	77	52	0.6	0.8	0.2	40.3%	36.9%
20-24	285	15.5%	205	80	1.4	1.5	0.9	28.1%	28.9%
25-29	99	5.4%	82	17	2.4	2.5	1.9	17.2%	18.5%
30-34	67	3.7%	56	11	4.9	4.9	4.9	16.4%	15.3%
35-39	63	3.4%	49	14	6.1	6.4	5	22.2%	10.7%
40-44	61	3.3%	54	7	6.2	6.4	4	11.5%	10.4%
45-49	115	6.3%	104	11	5.8	6.4	0.3	9.6%	8.3%
50-54	163	8.9%	149	14	3.9	4.1	2	8.6%	8.4%
55-59	217	11.8%	192	25	5	5.5	1.1	11.5%	8.5%
60-64	247	13.5%	220	27	6.8	7.3	2.9	10.9%	17.0%
65-69	265	14.4%	242	23	8.3	8.8	3.1	8.7%	18.6%
70-	123	6.7%	109	14	5.5	5.8	3.4	11.4%	-
全体	1834	100.0%	1539	295	4.8	5.3	1.8	16.1%	-

※(出典)e-stat 雇用動向調査

18～19歳は離職率が最も高く、採用後すぐに退職することが多い。

20～24歳は人数は最も多いものの、18～19歳に次いで離職率が高く、入れ替わりが激しい。

25～54歳は中心的役割を担う世代であるにも関わらず、人数が少なく、離職率も高い。

55歳以上の職員が全体のほぼ半数を占めており(46.4%)、職員の高齢化が顕著。

## (3) 事業費

(単位：百万円(千円))

区 分	R7 決算見込			R8 予算		
	事業費	国費	県費	事業費	国費	県費
放課後児童 健全育成事業	4,532 (4,531,877)	981 (981,051)	831 (831,131)	5,105 (5,104,870)	1,098 (1,098,237)	1,063 (1,063,463)

国費…子ども・子育て支援交付金。補助率1/3

県費…子ども・子育て支援事業費補助金。補助率1/3

3 認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業等の設置状況及び待機児童の状況  
(各年4月1日の状況)

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
施設数	344	349	358	372	379
定 員	19,218人	19,642人	20,043人	20,816人	21,535人
入 所 待 ち 児 童 数	588人	754人	882人	611人	673人
待機児童数 (国定義)	0人	0人	0人	0人	0人

## 【施設・定員の内訳】

(令和8年4月1日現在)

種 別	施設数	定 員
認定こども園	61	3,800人
保育所	236	16,631人
小規模保育事業	56	895人
事業所内保育事業(地域枠のみ)	18	179人
家庭的保育事業	6	27人
居宅訪問型保育事業	2	3人

## ■ こども家庭庁

# 8 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に係る制度設計及び財政措置について

## 1 保育人材の確保に向けた処遇改善等

本事業に従事する保育士等に対し、通常保育に従事する保育士等に講じられている処遇改善その他の人材確保策と同様の措置を講じること。

## 2 事業者の安定運営に資する補助制度等の創設

利用者の実績に応じた公定価格(単価方式)に加えて、年間で見込まれる人件費の基礎部分を保障するなど、事業者が採算を確保しやすい仕組みとすること。

## 3 適切な利用時間上限の設定と財政措置

事業の目的やこどもの年齢・発達段階等を踏まえた上限を検討するとともに、自治体の独自財源に依存することのない財政措置を講じること。

## 4 通常保育への影響を軽減するための運用と専任職員の配置促進

通常保育への影響を抑制しつつ本事業を適切に運用する手法等について、全国的な知見を蓄積し自治体へ展開するとともに、専任職員の配置を促進するため、要望3のような人件費保障を講じること。

## 5 一時預かり事業との関係性の明確化

本事業と一時預かりは預ける・預かるという点が共通する一方、手続や料金等の違いが利用者の混乱や手間を生じさせており、両者の役割の明確化と整合性を図ること。

## 6 制度の認知・理解の促進に向けた広報・啓発の強化

本事業に対する子育て家庭への認知度は依然として低く、特に本格実施が行われる初年度においては、制度の趣旨や内容の理解について、国として積極的な普及啓発を実施すること。

## 国の現状

- ・「こども未来戦略」に基づき創設された「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを支え、就労要件を問わず柔軟に利用できる通園給付として、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から全国の自治体で新たな給付として実施されている。
- ・国による本格実施に向けた検討会では、制度の本格実施に向け、利用可能時間、公定価格、研修、人材確保、制度運用などについて総合的な課題が整理された。
- ・利用可能時間については、現行の「月10時間」では制度の目的を十分に果たせない可能性が指摘される一方、全国的に提供体制や保育人材の確保が依然として厳しいことから、当面は拡充に慎重であるべきとされ、令和8、9年度は自治体が3～10時間未満で設定できる経過措置が設けられた。
- ・公定価格については、現行単価では安定した運営が難しいとの意見が多く、人材確保や保護者支援の取組を適切に評価できる仕組みが必要とされた。併せて、利用料についても事業所間の格差が生じないよう標準的な額の提示や低所得世帯への配慮が重要とされた。

- ・従事者研修では、新たな研修コースの受講を求めつつ自治体の準備状況に応じた経過措置の設定が求められ、研修履歴管理など運用面の具体化が課題として示された。
- ・制度運用に関しては、下位法令や手引の早期提示、総合支援システムの改善、広報・啓発の強化が求められ、中長期的には、利用時間、公定価格、対象年齢などの在り方を効果検証に基づき継続的に見直していく必要があるとされた。
- ・こうした検討会での意見を踏まえ、公定価格については、令和8年度において乳児等通園支援給付交付金の基本単価の増額に加え、初回対応や保護者支援面談等各種加算が新設されている。

## 千葉市の現状・課題

- 1 千葉市では依然として保育需要が高い水準にあり、保育所等における人材確保が困難な状況が続いている。そのため、本事業に従事する新たな人材確保においても、通常保育に従事する保育士等に実施している処遇改善等と同様の措置が図られなければ、人材確保が難しい状況となっている。
- 2 本事業は利用者数が安定しにくく、利用者がいない時間帯が必然的に生じる事業特性があるため、単価方式のみでは採算が安定しにくいことから、事業者にとって参入しづらく、また安定的な運営が難しい状況となっている。
- 3 現行の「月10時間」の利用上限については、短いとの声が寄せられている一方で、現場の保育従事者等からは、「月10時間でも子供の成長が実感できる」との意見も聞いている。こうした状況を踏まえると、こどもの年齢や発達状況などにより、制度の目的を達成するために必要な利用時間は異なると考えられることから、国において、本格実施後の実績や知見も踏まえ、必要な利用時間について改めて検討することが求められる。また、利用時間の拡充にあたって市の独自財源で対応することは、制度の持続可能性の観点から課題がある。
- 4 通常保育との合同保育や職員の兼務が難しいとの指摘に加え、こどもへの影響が好ましくない事例も報告されていることから、専任職員の配置を促進する必要があるが、人件費の保障が十分ではなく、体制整備が進みにくいことが課題となっている。
- 5 本事業と一時預かりは「預ける・預かる」という行為に差異がない一方で、手続きや料金などが異なっていることから、利用者にとって、混乱や手間が生じている。
- 6 市では、広報誌等での周知は行っているものの、制度の認知度は依然として高い状況とはいえ、利用促進を図る上で、制度趣旨等に関する広報・啓発が効果的に実施されていないことが課題となっている。

[担当] こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課 TEL 043-245-5104

## 参考資料等

### 1 利用認定件数 (単位：人)

年齢	0歳	1歳	2歳	計
令和7年度	435	397	157	989
令和6年度※	320	360	139	819

※9カ月間の実施

### 2 利用実績件数（実利用人数） (単位：人)

年齢	0歳	1歳	2歳	計
令和7年度	218	129	59	406
令和6年度※	127	87	38	252

※9カ月間の実施

### 3 実施施設の状況 (単位：施設)

	保育所	認定こども	幼稚園	小規模保	その他	計
令和7年度	15 (4)	6 (1)	1	2	1	25
令和6年度	14 (3)	6 (1)	2	2	1	25

※ ( ) 内は公立施設数

### 【4月1日現在】 (単位：施設)

	保育所	認定こども	幼稚園	小規模保	その他	計
令和8年度	10 (4)	6 (1)	0	0	1	17

※ ( ) 内は公立施設数



## ■ こども家庭庁

# 9 私立幼稚園の認定こども園移行に伴う財政措置及び民間保育園整備に係る補助制度の見直しについて

## 1 私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する施設整備に関する市町村の財政負担に対応した国の財政支援

認定こども園移行に伴う幼稚園機能部分の耐震化整備について国により財政措置を講じるほか、小規模改修に対する国庫補助制度を創設すること。

## 2 保育所等改修費等支援事業の補助基準額の引上げ

民間保育園整備に係る補助制度について、自治体の需給計画に支障を及ぼすことの無いよう、適切な補助基準額の設定とすること。

### 国の現状

- ・平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」により、それまで国や都道府県が担っていた私立幼稚園の整備・運営に係る経費の一部について、市町村も負担する仕組みへと転換された。
- ・また、令和5年のこども家庭庁発足に伴い、「認定こども園施設整備交付金」と「保育所等整備交付金」が統合され、「就学前教育・保育施設整備交付金」として一本化された。これにより、従来は国が負担していた認定こども園の幼稚園機能部分の耐震化整備等について、市町村にも新たに負担が生じることとなっている。
- ・保育対策総合支援事業費補助金に係る保育所等改修費等支援事業について、令和6年度までは国庫補助基準額が増額改定されていたが、令和7年度においては、明確な理由が示されない中、減額改定となっている。

### 千葉市の現状・課題

- 1 私立幼稚園の認定こども園移行や改築に係る施設整備について、交付金統合により幼稚園機能部分にも市負担が生じるなど財政負担が増大しているうえ、令和6年度には財源不足により国負担分も含めて市が負担する意思決定をするにまで至り、結果的に国による追加財源が確保されたが、工期遅延や年度繰越が発生し大きな混乱を招いた。
- 2 小規模改修による移行には国庫補助が活用できず、市は平成28年度に単独補助を創設して対応しているが、多様な移行形態を支援するため、小規模改修や備品購入への国庫補助制度の創設が必要である。
- 3 近年、建設費や人件費の高騰が続く中、令和7年度から民間保育園整備（賃貸物件の改修による新設に対する補助）の補助基準額が引き下げられたことにより、事業者

の自己負担が増大しており、参入意欲の低下につながりかねず、現に令和7年実施事業者からもそうした声が挙がってきている。

- 4 本補助金の減額の理由も明らかにされておらず、就学前教育・保育施設整備交付金が増額されていることとも矛盾しており、自治体の需給計画に支障を及ぼすことのないよう、物価高騰等も加味した適切な補助基準額の設定を求める必要がある。

[担当] こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課 TEL 043-245-5104

## 参考資料等

### 1 認定こども園移行等に係る事業費 (単位：百万円)

区 分	令和6年度実績		令和7年度実績		令和8年度当初	
	事業費	国 費	事業費	国費	事業費	国 費
認定こども園の耐震化整備	639	426	720	525	21	14
幼稚園の認定こども園移行に係る小規模改修	12	0	7	0	7	0

### 2 保育所等改修費等に係る事業費等 (単位：千円)

区 分	令和6年実績	令和7年実績	令和8年度当初
事業費(国費)	185,934(165,270)	125,145(111,240)	202,086(134,724)
施設数	6	5	6
補助基準額 (20名以上59名以下)	41,319	33,372	未確定
補助基準額 (60名以上)	74,374	67,981	未確定

※令和8年度当初の国費については、令和7年度の補助基準額で計上

## ■ こども家庭庁

# 10 保育需要の減少局面を見据えた、保育施設運営法人の経営把握と閉園等リスクへの制度的対応の強化について

## 1 保育施設運営法人の経営状況の把握と指導・助言、急な閉園等のリスクに的確に対応するための措置

今後の少子化の進行も見据え、保育需要の減少局面においても、安定的な保育の提供体制を確保するため、国においては、制度的枠組みの整備に加え、自治体への取組み支援を含む次の事項について、必要な仕組みを構築すること。

- ・ 法人類型や所轄を問わず、自治体が必要に応じて運営法人の経営状況を把握することができる仕組みの整備
- ・ 法人の経営状況の把握、指導・助言等を行うための専門家への相談等、自治体の取組みに対する財政支援
- ・ 急な閉園・休止への対応に関する事例の収集・展開等、自治体におけるスキーム構築に対する支援
- ・ 定員減に当たり、事前協議や双方の合意を要件とするなど、自治体が適切に関与するための仕組みの整備
- ・ 事業譲渡に係る自治体その他関係者間との調整を含めた手続きのガイドライン化

### 国の現状

- ・ こども家庭庁は、令和7年4月1日から「経営情報の見える化」制度を施行し、給付を受ける全ての施設・事業者に対し、人員配置、職員給与、収支状況等の経営情報の報告を義務付けている。
- ・ 報告は独立行政法人福祉医療機構が運営する子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」を通じて提出することとされており、令和6年度に開始した事業年度分から報告対象となり、提出期限は事業年度終了後5か月以内とされている。
- ・ 提出された情報は、市町村及び都道府県による確認を経て、国が集計・分析し、施設類型や法人形態、定員規模などの属性別に整理した集計結果と、個別施設ごとの情報が公表されており、職員給与水準、人件費比率、配置状況、収支状況などが確認できる。

### 千葉市の現状・課題

- 1 本市は、保育需要は依然高いものの、一部の施設では恒常的な定員割れも生じている。今後も少子化の進行による定員割れの増加が見込まれる中、自治体が運営法人の経営状況やリスクを適切に把握し、必要に応じて助言・指導を行うとともに、急な休止・閉鎖等の不測の事態に備えることの重要性は一層高まっている。
- 2 一方で、現行制度上、特別監査等による場合を除き、営利法人をはじめ所轄外の法人からの財務書類の入手や調査の実施など、法人全体の経営状況を把握するための行為は、双方合意の下で行うことは可能であるとしても、強制力はないと認識してい

る。また、仮に財務書類等を入手した場合でも、自治体担当者の知見のみでその内容を適切に解釈・分析し、適切な指導・助言等に繋げることは困難と考えられる。

- 3 さらに、施設運営安定化のために、定員減による給付単価の適正化を図る必要があるが、現行制度上、定員減は設置者が届出のみで行うことが可能であるところ、これを安易に容認すれば、自治体が管理責任を有する需給計画（子ども・子育て支援事業計画）に支障を及ぼす恐れがある。
- 4 加えて、事業譲渡に関しては、自治体の認可の対象であり、保護者や園職員への事前の説明や合意形成等が不可欠であるが、特に営利法人間の譲渡は商取引として進められ、自治体が適時・適切に状況を把握し必要な関与を行う体制が整っていないため、こどもや保護者、園職員、その他関係者（例えば土地建物の賃貸人）の間で混乱が生じる恐れがあり、本市においても、対応に苦慮した事例があった。また、施設整備に補助金を充てている場合には、国庫返還を巡るトラブルにつながる可能性も高い。
- 5 このように、少子化の進行や保育需要の減少局面を迎える過渡期において生じる課題に対応するため、国として新たな保育政策を講じる必要がある。

[担当] こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課 Tel 043-245-5104

## 参考資料等

- 1 認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業等の設置数及び定員割れ等の状況

区分	令和5年	令和6年	令和7年
施設数 (A)	349	358	372
入所率80%未満施設数 (B)	42	36	45
(B)/(A)	12.0%	10.1%	12.1%
事業譲渡数	0	2	7
閉園数	1	1	2

## ■ こども家庭庁

# 11 こどもの貧困対策に係る財政措置について

## 1 こどもの生活・学習支援事業に係る母子家庭等対策総合支援事業費補助金の拡充

こどもの生活向上のために、本市では対象者宅を継続的に訪問して必要な支援を行う事業を実施しており、各家庭の状況に合わせた丁寧な対応が必要であることから、相談経験等が豊富な支援員を配置している。これに対し、「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」の事業実施要綱では、支援員はボランティア等を想定した派遣型とされていることから補助基準額が低く、本市の事業費がこれを大きく上回っており、国の補助割合が1/2ではあるものの、事業費総額に対して、国費の割合は30%に達しない状況となっている。事業を安定的に実施するためにも、自治体の実態に見合った補助制度となるよう、財政措置の拡充を行うこと。

### 国の現状

- ・国において、現在、こどもの約9人に1人が相対的貧困の状況にあり、こどもの貧困対策は全国的な課題となっている。
- ・「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」において、生活に困窮する家庭のこどもの生活向上を図る「ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）」や支援が必要なこどもに向けた地域の支援体制強化を図る「地域子どもの生活支援強化事業」を実施している。
- ・「ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）」の国庫補助率は国1/2である。また、事業実施要綱では、支援員はボランティア等を想定した派遣型とされており、補助基準額が低い。

### 千葉市の現状・課題

- 1 「ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）」において、貧困の連鎖を防止する観点から、各家庭を支援員が継続的に訪問し生活習慣の見直しを行う、「子どもナビゲーター事業」を実施しており、各家庭の状況に合わせた継続的かつ丁寧な対応が必要であることから、相談経験等が豊富な支援員を配置している。
- 2 当初、内閣府の「地域子供の未来応援交付金」を活用し、事業を実施していたが、補助メニューが段階的に母子家庭等対策総合支援事業費補助金に統合された。
- 3 令和6年度から母子家庭等対策総合支援事業費補助金を活用して当該事業を実施しているが、当該補助金では、ボランティア等を想定した派遣型とされていることから、本市の事業費よりも補助基準額が低く、国の補助率は1/2に設定されているものの、事業費に対する補助の割合は、30%に満たないものである。当該事業を継続して実施するため、ボランティア等を想定した派遣型の補助だけでなく、相談経験等が豊富な支援員を配置しての事業にも見合った補助内容を設けるなど、自治体の事業実態に合わせた国による財政措置の拡充が必要である。

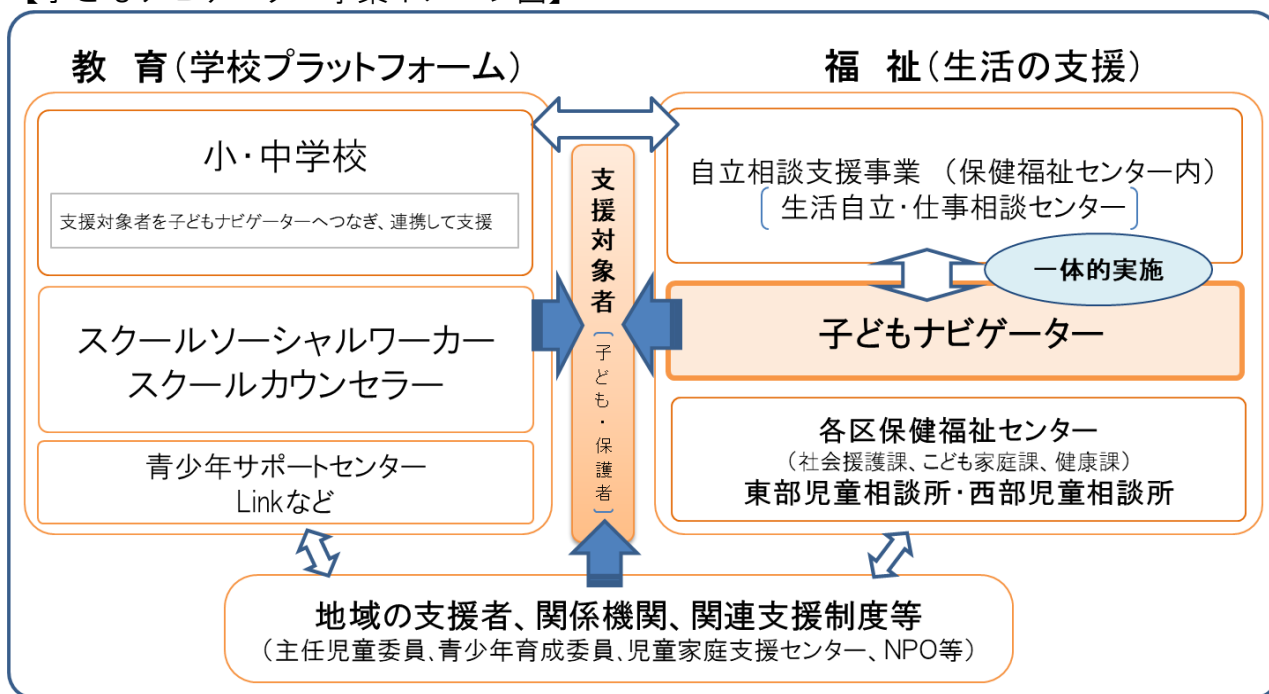
【担当】 こども未来局こども未来部こども家庭支援課 Tel 043-245-5179

## 参考資料等

### 1 事業概要

生活困窮世帯等のこどもの生活習慣、生活環境等の改善を図るために、子どもナビゲーターが対象児童やその家庭に直接働きかけを行うとともに、学校、区保健福祉センター等の関係機関と連携し、適切な支援制度につなげている。

【子どもナビゲーター事業イメージ図】



### 2 事業費

(単位：千円)

区 分	令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度(見込)		令和8年度当初	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
子どもの貧困対策総合 コーディネート事業 (子どもナビゲーター事業)	41,484	22,297 (53.7%) ※	43,244	11,856 (27.4%) ※	43,245	12,486 (28.8%) ※	43,245	12,534 (29.0%) ※

※ 事業費に対する国費の割合

【R5】：「地域子供の未来応援交付金」

補助基準額（1箇所あたり） 3,000千円、補助率 2／3

補助基準額（新規開設） 3,000千円、補助率 3／4

「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」

補助基準額（1箇所あたり） 2,746千円、補助率 1／2

補助基準額（派遣半日あたり） 6,700円、補助率 1／2

【R6・R7・R8】：「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」

補助基準額（1箇所あたり） 2,746～2,954千円、補助率 1／2

補助基準額（派遣半日あたり） 6,700～7,000円、補助率 1／2

## 12 システム標準化に係る経費の補助について

### 1 システム標準化に係る移行経費の補助

補助金の上限額を拡充し、全てのシステムの標準化が完了するまでに必要となる移行経費の全額を確実に補助すること。

### 2 制度改正等に係る対応期間の確保

移行作業期間中に発生する制度改正等に伴う標準仕様書の改定については、可能な限り早期に情報を共有し、対応にかかる作業期間を十分に確保できるようにすること。

### 3 運用経費の増加に係る対策の実施

標準化後のシステム運用経費について早期に削減目標を実現できるよう、事業者運用管理の自動化・省力化、クラウド環境に適したシステムへの転換等の要請を実施するとともに、負担増となっている運用経費については移行前の水準を上回らないよう補助すること。

## 国の現状

### <概要>

- ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」が施行され、自治体は令和7年度末までにシステム標準化に対応することが求められたが、全国で同時に対応することで事業者の体制整備が間に合わない等の課題があることから、国は標準化が令和8年度以降となるシステムを「特定移行支援システム」として5年以内（令和12年度末まで）に移行できるよう支援することとなった。

### <移行経費の補助>

- ・国は移行にかかる経費を補助するため「デジタル基盤改革支援補助金」を設置し、令和5年度に各自治体の上限額を設定した。その後、毎年度全自治体に対して移行経費調査を実施し、新たに上限額を設定することとしており、各年度の執行予定額が新たな上限額を超える自治体については、国の調査・ヒアリングが実施されることとなっている。
- ・「デジタル基盤改革支援補助金」の設置年限についても、令和12年度まで延長された。

### <制度改正に伴う対応>

- ・制度改正等に伴う標準仕様書の改定は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）により、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前とされており、検討段階から速やかな改定内容の検討をすることと、改定案の早期公開が定められている。

### <運用経費増加への対策>

- ・国の基本方針において令和4年に定められた当初から、運用経費については移行完了後に平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指す、とされているが、標準化を実施した自治体で運用経費が増加したことを受けて、国は「ガバメントクラウド移行後の運用費用に係る総合的な対策」（令和7年6月13日デジタル庁）をまとめ、国・事業者・自治体のそれぞれの取組事項を示した。

- ・対策の結果が表れるまでの一時的な運用経費の増加への対応として令和8年度は、人件費・物価の増加等の恒常的な経費の増加分については普通交付税の措置が、また、それを

上回る一時的な経費については「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」（補助率1/2）による対応が行われることになった。

## 千葉市の現状・課題

- 1 移行経費に係る「デジタル基盤改革支援補助金」について、令和5年度に示された本市の上限額は約58億円である。しかしながら、全てのシステムの移行が完了するまでに必要となる経費の総額に対し、令和8年度に予定している経費の段階で、当該上限額では不足する見込みである。国は、毎年度、移行経費調査を実施して新たに上限額を設定し、各年度の執行予定額がこれを超える自治体については調査・ヒアリングを実施する、とのみ示しているところであるが、本市としては、全てのシステムの移行が完了するまでの「経費の全額について確実に補助されること」を要望する。
- 2 標準化移行作業中の仕様書の改定は、既にシステム間の調整・開発を進めている部分に手戻りが発生する可能性があるほか、標準化されていないシステムについては現行システムへの改修も必要となり、システム障害発生リスクを高めるものである。  
本市としては、市民サービスへの影響を考慮し、安全かつ円滑にシステムを移行することを重視していることから、改定ルールの遵守だけでなく、準備期間を考慮した改定時期を設定するなど、対応期間が十分に確保されるように運用されることを要望する。
- 3 国は、標準化事業の開始当初に定められた基本方針において、システムの運用経費等について平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指していたが、結果としては全国的にシステムの運用経費が増加している状況となっており、本市においても、移行前より増額となる見込みである。  
この状況をうけて、国は「ガバメントクラウド移行後の運用費用に係る総合的な対策」として、事業者システム運用管理の省力化・自動化を推進することや、クラウドの特性を活かした効率的なシステム構成への転換についての取組を促しているが、本市としては、事業者のシステムが柔軟な資源利用の調整が困難な設計となっているために期待した削減効果が得られていない状況と把握している。ガバメントクラウド利用料を事業者が直接負担しない仕組みもあり、事業者のシステム改善への取組が消極的であることを懸念していることから、ベンダ協議会等を通じて、クラウドの特性を活かした効率的なシステム構成への転換を行うよう要請することを強く要望する。  
また、やむを得ず一時的に負担増となっている標準化システムの運用経費については、標準化移行前の水準を上回らないよう、令和9年度以降も引き続き支援を要望する。

[担当] 総務局情報経営部情報システム課 TEL 043-245-3005

## 参考資料等

### 1 本市の標準準拠システム

No.	システム	標準化対象業務	特定移行支援システム	移行予定年度
1	住民記録・印鑑登録システム	住民基本台帳、印鑑登録		(移行済み)
2	国民年金システム	国民年金	○	令和9年度以降
3	介護保険システム	介護保険	○	令和8年度
4	福祉システム	児童手当、児童扶養手当、障害者福祉、後期高齢者医療、生活保護	○	令和9年度以降
5	健康管理システム	健康管理	○	令和9年度以降
6	子ども・子育て支援システム	子ども・子育て支援	○	令和9年度以降
7	税務システム	固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税	○	令和9年度以降
8	国民健康保険システム	国民健康保険	○	令和9年度以降
9	戸籍情報システム	戸籍、戸籍の附票		(移行済み)
10	学齢簿・就学援助システム	就学援助	○	令和9年度以降
11	選挙人名簿管理システム	選挙人名簿管理		(移行済み)
12	業務共通システム	共通機能（庁内データ連携、団体内統合宛名等）		(移行済み)
13	統一滞納管理システム	共通機能（統合滞納管理）	○	令和9年度以降



## 13 自動運転バスの社会実装に向けた支援について

### 1 持続可能な無人自動運転移動サービス提供の実現

自動運転バスの実証実験に係る初期投資に対する財政支援を拡充するとともに、社会実装後の運行コスト及び車両購入費用等を対象とした、新たな財政支援制度を創設すること。

### 2 国内メーカー製EVバス車両による無人自動運転移動サービスの早期実用化と普及拡大

国内メーカーにおけるEVバス車両の開発促進及び生産体制構築を支援すること。

#### 国の現状

- ・「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等の下、地域公共交通の維持・確保や人手不足対策の一環として自動運転車の社会実装を推進しており、令和9年度までに全国100か所以上で地域限定型の無人自動運転移動サービスの実現を掲げている。
- ・現行の国の支援制度は主として、地域限定型の無人自動運転移動サービスの社会実装までにとどまっており、実装後は、交通事業者等により費用負担する必要がある。
- ・無人自動運転移動サービスの提供においては、交通事業者から国内メーカー製バス車両のニーズがあるとともに、環境配慮の観点からEVバス車両を用いた取組を進めることも重要である一方、無人自動運転移動サービスに対応した国内メーカー製EVバス車両の供給が十分と言えない状況にある。

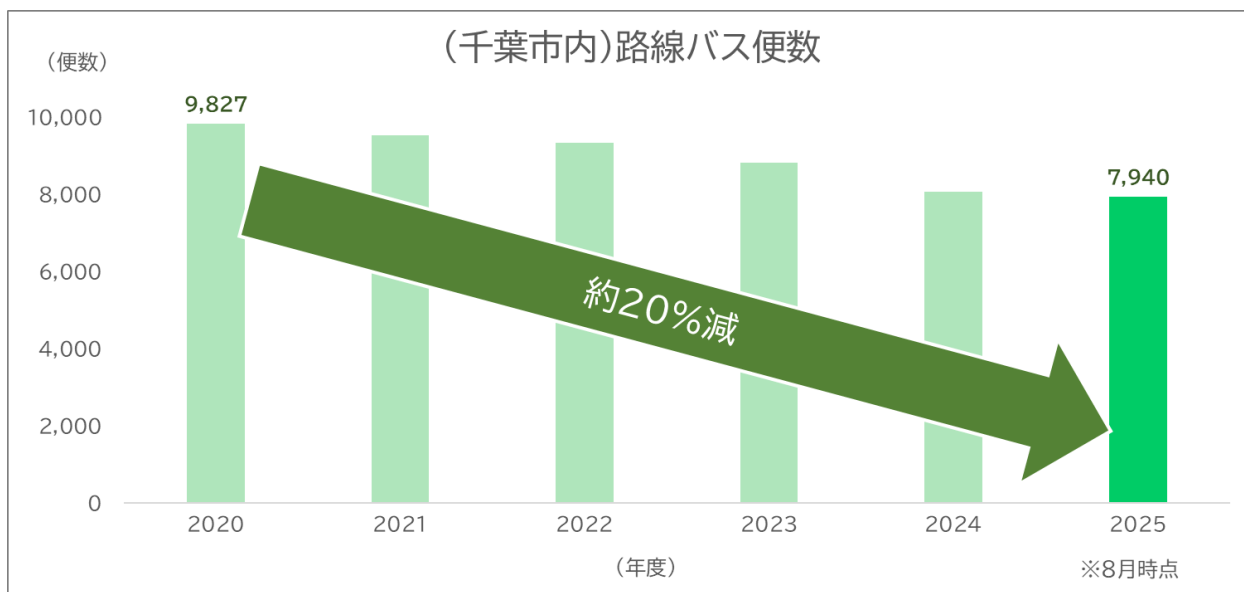
#### 千葉市の現状・課題

- 1 公共交通ネットワークの重要な要素である路線バスについて、慢性的な運転手不足により減便や路線廃止が発生し、地域公共交通の維持・確保が喫緊の課題となっていることから、その解決手段の一つとして自動運転バスの社会実装を視野に入れ、実証実験に取り組んできた。
- 2 自動運転バスの社会実装に向けた実証段階におけるイニシャルコストが高額であり、また、社会実装後においても、追加の車両購入費用に加え、保守・点検、システム更新、遠隔監視等に要するランニングコストが大きな負担であることから、自動運転バスの社会実装と普及のために、国は地方自治体や交通事業者が担う財政負担の更なる軽減に取り組む必要がある。
- 3 交通事業者は、信頼性の高いメンテナンス体制があり、利用者のニーズに対してきめ細かな配慮が行き届いた国内メーカー製のバス車両を供用してきた経緯を有することから、国内メーカー製EVバス車両による無人自動運転移動サービスの普及のために、国は国内メーカーへの支援に取り組む必要がある。

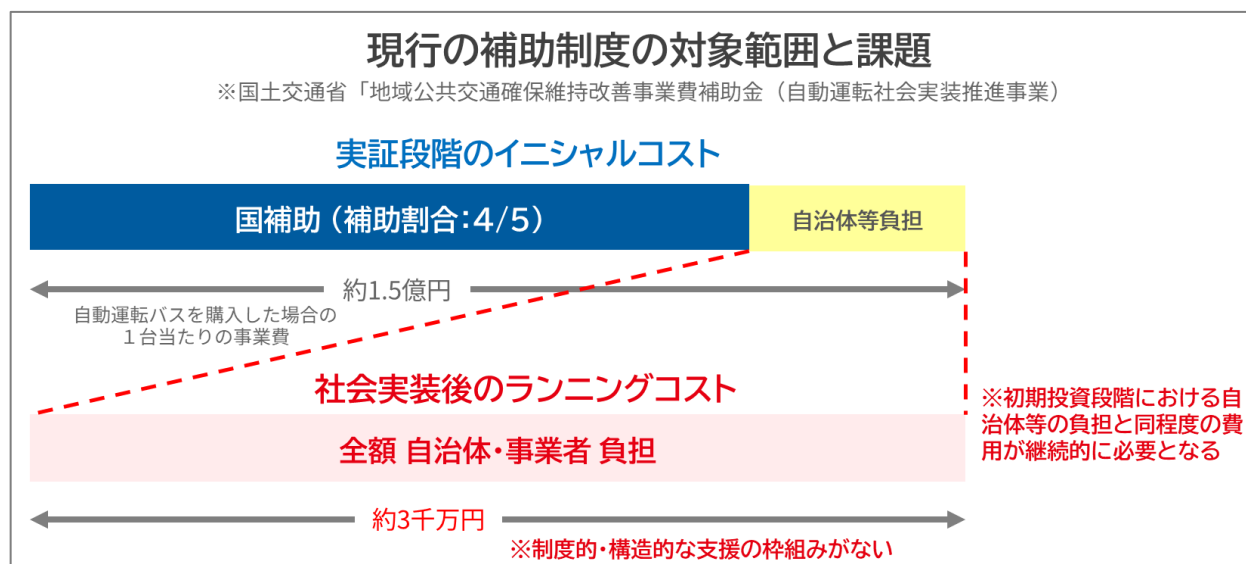
[担当] 総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課 TEL 043-245-5346

## 参考資料等

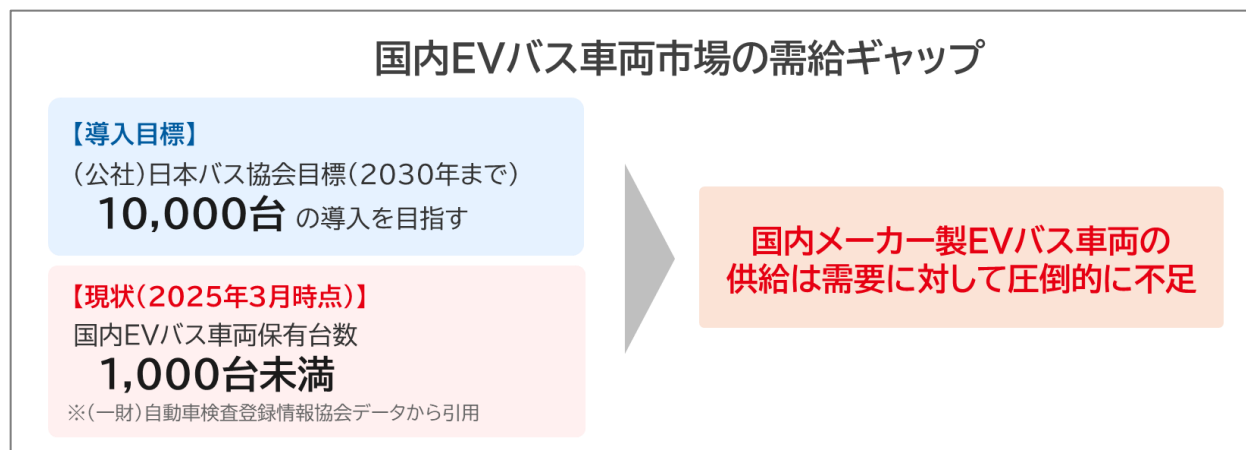
### ・路線バス事業における現状



### ・自動運転バス社会実装時の課題



### ・国内メーカー製EVバス車両の課題



## 14 地方交付税等における算定方法の見直しについて

### 1 地方債資金

地方債資金のうち、地方公共団体金融機構資金については、現在の取扱いでは指定都市を除く市町村に優先配分するとされているが、指定都市の行政権能や資金ニーズを踏まえ、その取扱いを見直し、指定都市にも配分の拡大を図ること。

### 2 物価高騰

物価高騰の影響に伴う市有施設の光熱費や委託料などの行政コストの高騰分について、適切に普通交付税（基準財政需要額）の算定に反映させるよう、算定方法を見直すこと。

### 3 臨時財政対策債

地方財源不足の解消は、地方交付税の法定利率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

### 4 特別交付税

特別交付税について、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直すこと。

## 国の現状

- ・令和8年度地方債計画において、地方公共団体金融機構資金については前年度と同程度の割合（全体の17.7%）が確保されることとなった。（令和8年度16,750億円、令和7年度16,077億円、増減率4.2%）また、令和8年度地方債同意等基準運用要綱により、従前同様、原則として市町村（指定都市を除く。）の実施する事業に優先的に配分することとされた。
- ・令和8年度地方財政計画において、物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における自治体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円が増額計上された。また、普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」（1,000億円程度）を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を普通交付税の算定に反映されることとなった。
- ・臨時財政対策債は、地方財源不足の解消のため、平成13年度から3年間の臨時的措置として導入されて以来、繰り返し延長されてきた。近年、臨時財政対策債の総額の抑制が図られ、令和7年度及び8年度は新規発行額がゼロとなったものの、制度の廃止には至っておらず、今後の社会経済情勢によっては、再び臨時財政対策債の発行により地方財源不足を補填せざるをえない状況になることが懸念される。

## 千葉市の現状・課題

- 1 地方債資金のうち、長期かつ安定的な資金を供給する公的資金の役割は、今後の財政運営を図る上で一層重要になってくるものと考えますが、現在の地方債同意等基準運用要綱の取扱いでは、公的資金については指定都市を除く市町村に優先的に配分すると規定されているため、指定都市が活用できる余地は実態としては少ない状況にある。

本市においては、従前より主に公営企業に係る事業に対して公的資金の配分を要望しているが、特に地方公共団体金融機構資金に関しては、要望額に対して1/4程度の配分に留まっており、当該資金の活用が限定的となっている。

公営企業にとっては、将来の負担を見通せることが安定経営を図る上で重要であり、それにはキャッシュフローの安定化を図る必要がある。そのため、長期・低利・固定の借入れが期待できる公的資金の更なる活用が不可欠となる。

また、金利上昇局面においては、新発債による金利負担の低減を図ることはもちろん、借換えに伴う金利変動リスクへの対処も必要となり、長期固定による借入れはヘッジとして有効な手段の一つになると考える。

今後の本市においては、公的資金による長期固定金利の活用が今よりも可能となれば、財政の持続可能性に寄与するもとの考え、それが基盤となり、地域の実情に応じた行政サービスの安定的な提供に資するものと考え、その取扱いを見直し、指定都市にも地方公共団体金融機構資金の配分の拡大を図る必要がある。

- 2 令和7年度地方財政計画において、自治体施設の光熱費の高騰のほか、ごみ収集、学校給食など行政サービス等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に前年度から300億円増額の1,000億円が計上され、令和8年度には、同経費に加え、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における自治体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円増額し、6,850億円計上されたところである。

これに基づき普通交付税の算定においても、光熱費及び委託料の増加分として包括算定経費などの単位費用に反映されたが、本市の実態と照らし合わせると、これら経費については普通交付税措置を上回る財政負担を余儀なくされている。

市民生活に密接に関わる行政サービスを安定的かつ継続的に提供するため、物価高騰の影響については、適切に地方財政計画へ反映するとともに、普通交付税の算定においても、自治体の実際の財政需要を踏まえた適切な算定とするよう算定方法の見直しが必要である。

- 3 臨時財政対策債について、指定都市は他の市町村に比べて財源不足額に対する割合が高く算定されているが、本来、財源不足額は地方交付税で対応すべきものであることに加え、市債残高管理及び資金調達の観点からも課題である。

令和8年度地方財政計画において、臨時財政対策債については令和7年度に引き続き、新規発行がゼロになったとはいえ、廃止に至ったわけではなく、今後も社会経済情勢の変化等に伴い財源不足が生じうる状況を踏まえれば、速やかな廃止が必要である。

- 4 特別交付税について、公営企業関係経費などの項目において、大都市であるが故に多額に生じている経費があるにもかかわらず、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されている。

本市においても、例えば「卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費」などの算定項目について、財政力補正や算入率の適用が、他の市町村と異なる取扱いとなっていることから、実態に即した算定方法への見直しが必要である。

【担当】 財政局財政部資金課 Tel 043-245-5078

## 参考資料等

### 1 地方債資金について

地方公共団体金融機構資金に係る本市の要望と配分の状況

(百万円)

	R5年度			R6年度			R7年度			過去3年度		
	要望	配分	割合	要望	配分	割合	要望	配分	割合	要望	配分	割合
公営企業	10,830.0	825.1	7.6%	16,930.9	9,010.5	53.2%	31,339.3	4,653.9	14.9%	59,100.2	14,489.5	24.5%

### 2 物価高騰について

市有施設の光熱費及び自治体サービス（ごみ収集、学校給食）における委託料の高騰分とそれに係る普通交付税措置の乖離状況

(単位：百万円)

	R5決算 (a)	R6決算 (b)	物価高騰の影響額 (c)=(b-a)	物価高騰に係る 普通交付税措置額(d)	財政負担額 (d-c)
光熱費	2,606	2,976	370	177	▲ 193

※物価高騰に係る普通交付税措置額(d)は令和6年度の本市の基礎数値及び地方交付税制度解説より試算

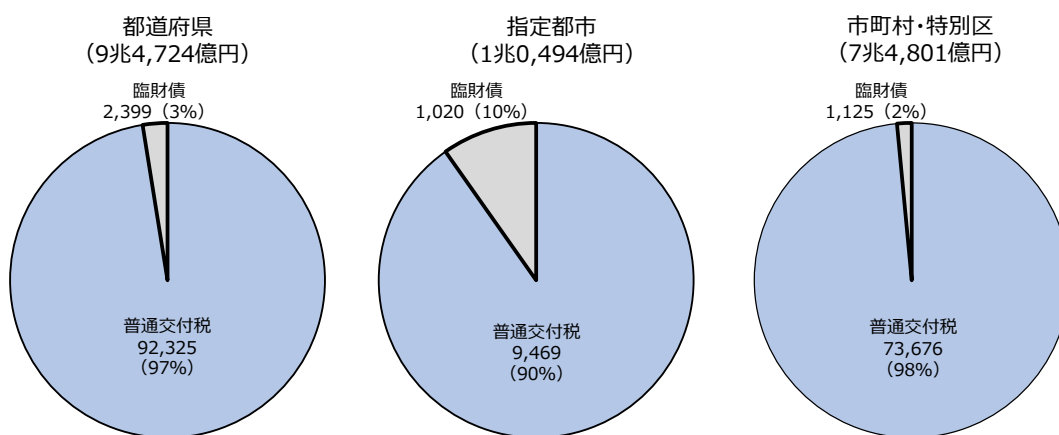
	R5決算 (a)	R6決算 (b)	物価高騰の影響額 (c)=(b-a)	物価高騰に係る 普通交付税措置額(d)	財政負担額 (d-c)
委託料（ごみ収集）	4,391	4,613	222	99	▲ 123
委託料（学校給食）	2,666	2,726	60	24	▲ 36

※物価高騰に係る普通交付税措置額(d)は令和6年度の本市の基礎数値及び地方交付税制度解説より試算

### 3 臨時財政対策債について

#### (1) 普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の割合

(都道府県、指定都市、市町村・特別区別)

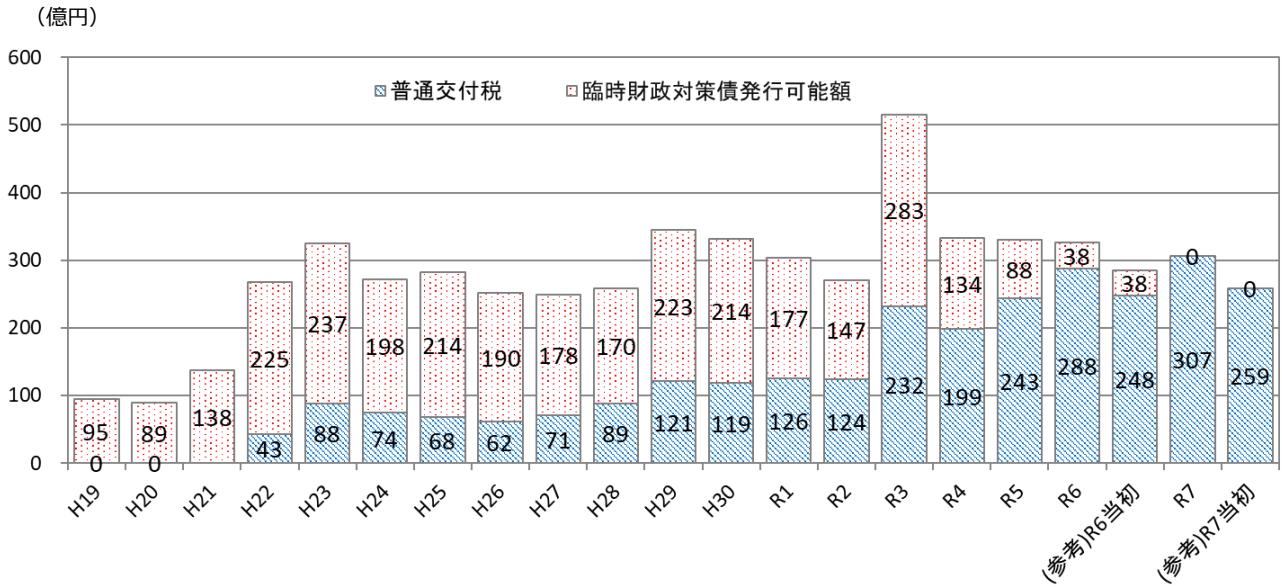


※普通交付税は令和6年度当初算定ベース

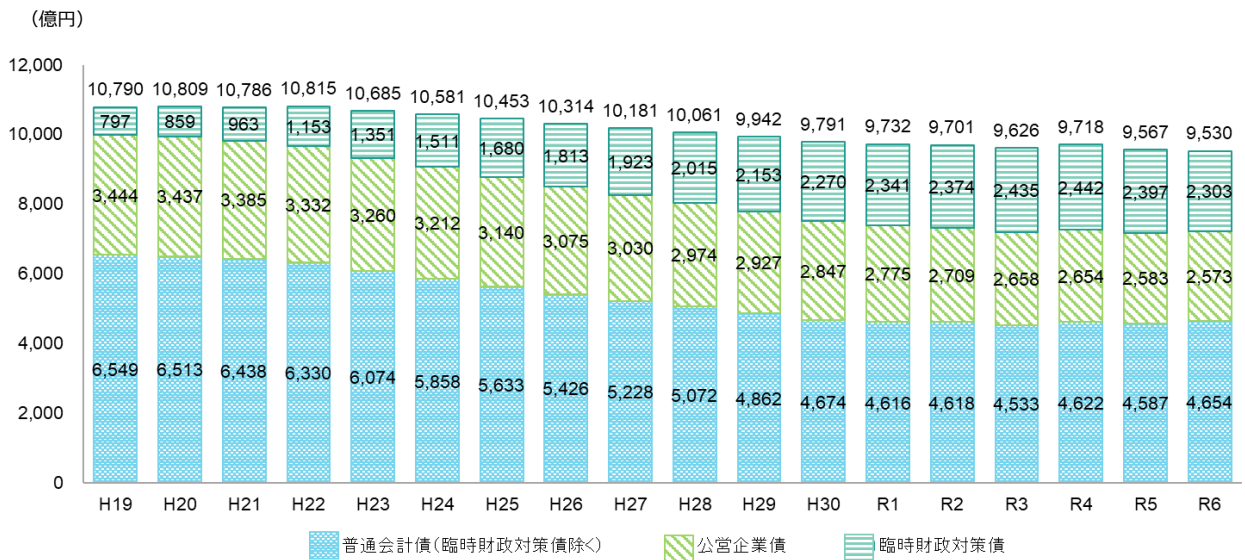
※臨時財債は令和6年度発行可能額ベース

出典：令和6年度普通交付税大綱、需要カードをもとに作成

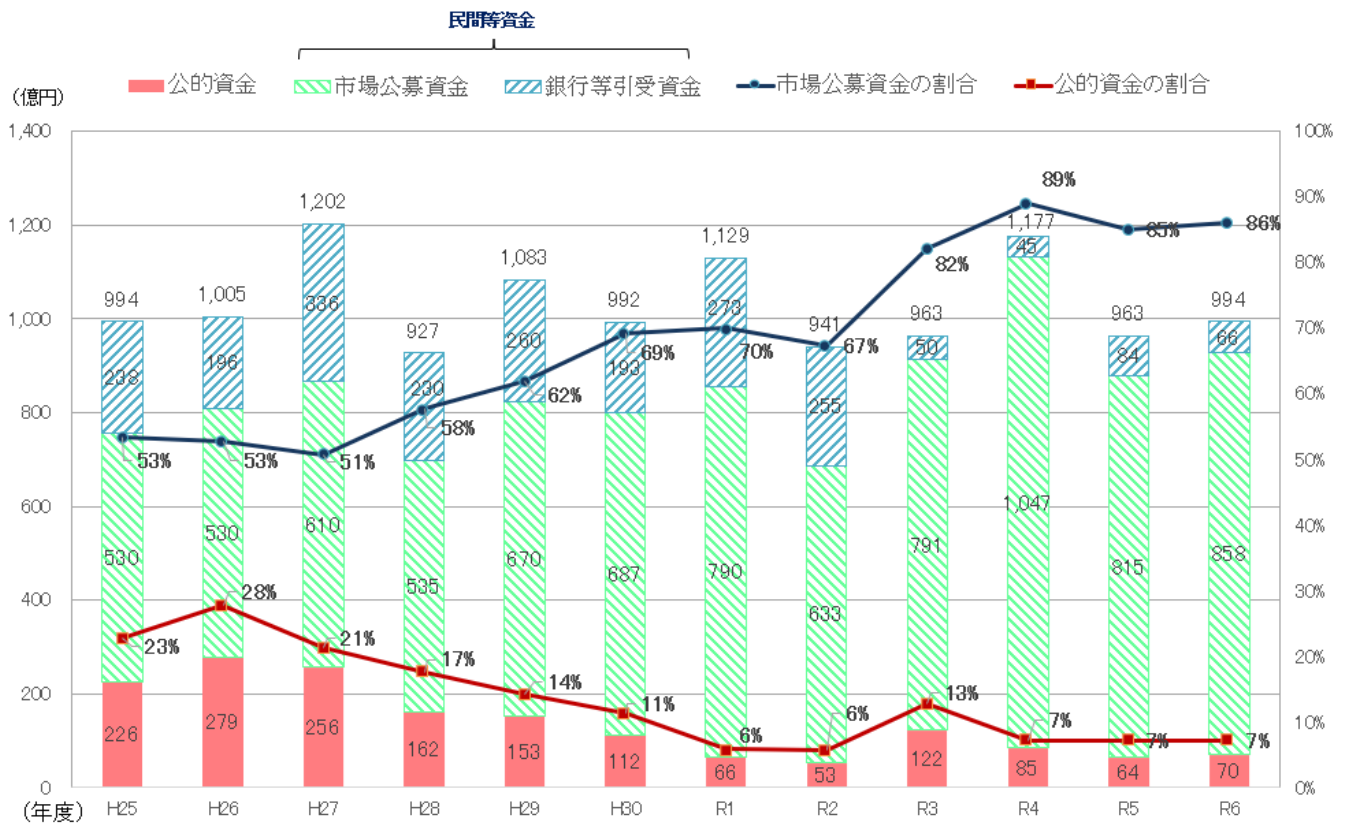
## (2) 普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の推移



## (3) 全会計における市債残高の推移



(4) 市債発行額の推移 (資金区分別)



4 特別交付税について

○ 算定方法の相違による他の市町村との乖離状況 (令和7年度算定)

(例) 卸売市場等の建設改良に要する経費

	(対象経費)	(算入率)	(財政力補正)	(算入額)
指定都市	75,717千円	0.3	0.5	= 11,358千円
一般市町村	75,717千円	0.7		= 53,002千円 (△41,644千円)

(例) 下水の高度処理に要する経費

	(対象経費)	(算入率)	(財政力補正)	(算入額)
指定都市	388,015千円	0.7	0.5	= 135,805千円
一般市町村	388,015千円	0.7		= 271,611千円 (△135,806千円)

※ どちらの例も本市の基礎数値をもとに試算



## 15 外国人住民の地域社会への適応促進について

### 1 入国前・入国後における生活ルール等の理解促進の制度化

在留資格の付与や更新の機会を活用し、すべての在留外国人に対して生活ルールや基礎的情報の理解を促す仕組みを国の責任において制度化すること。

### 2 外国にルーツを持つ児童生徒に対するプレクラス(初期指導)の制度的枠組みの整備及び財政支援

日本語の初期指導を行うプレクラスの設置及び運営について、国としての制度的枠組みの整備及び財政支援の拡充を図ること。

### 3 学校外の民間支援団体の学習教室の設置・運営に対する補助制度の創設

高校進学・卒業に必要な学習言語や学力を習得できるよう、民間支援団体等に対する学習教室等の設置・運営経費に係る補助制度を創設すること。

## 国の現状

- ・日本に在留する外国人は令和7年6月末時点で約412万人と過去最高を更新するとともに初めて400万人を超えた。
- ・就労目的の在留資格を持つ外国人やその家族が増加しており、外国人は日本の経済社会を支える一員となっている。
- ・令和7年7月15日、内閣官房に省庁横断組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」が発足し、令和8年1月23日の「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において、外国人との共生について、現状と問題点、実施中の施策、速やかに実施する施策、今後の課題がまとめられた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が公表された。
- ・既存のルールの順守や制度の適正化など「秩序」の視点に基づく取組みが打ち出され、今後の施策が進められる。
- ・外国人受入環境整備交付金については、アウトリーチ型オリエンテーションが令和7年度補正予算により措置されたが、今後の補助の継続は不透明な状況である。

## 千葉市の現状・課題

- 1 本市における外国人住民数は年々増加し、令和8年3月末において約4万4千人を超え、外国人比率は約4.5%となっている。
- 2 増加する外国人住民に関し、ごみの出し方や夜間の騒音など生活ルールをめぐる市民からの意見が市に寄せられている。

- 3 日本の生活習慣や社会制度は、外国人になじみのないものもあるが、その理解の不足に起因するトラブルや事務手続の非効率が自治体運営上の課題となっており、これらは国・在留資格更新段階での制度設計が最も効率的かつ効果的であることから、国で早期に整備し、制度化していただく必要がある。
- 4 義務教育課程段階にある外国にルーツを持つ児童生徒の増加に伴い、プレクラスの設定・運営が急務であるものの、必要な財政措置等は不十分である。今後更なる増加が見込まれる対象児童生徒に対応するために、国として制度的枠組みを整備するとともに、設置・運営のための財政支援が必要である。
- 5 在留資格が家族滞在の外国人の若者にとって、日本で就労制限等がない在留資格となるためには、高校を卒業することが必須である。令和7年度の文部科学大臣政務官等による本市の現地視察でも、高校卒業及び進路実現に向けて支援する上で、特に難しい課題として、日本語能力、進路に関する情報量の少なさの声が挙がっている。進学や卒業に必要な学習言語や学力の習得を支援するための学習教室等を設置・運営する民間支援団体に対する補助制度がなく、新たな制度の創設が必要である。

[担当] 外国人住民の地域社会への適応促進：

市民局市民自治推進部国際交流課 TEL 043-245-5018

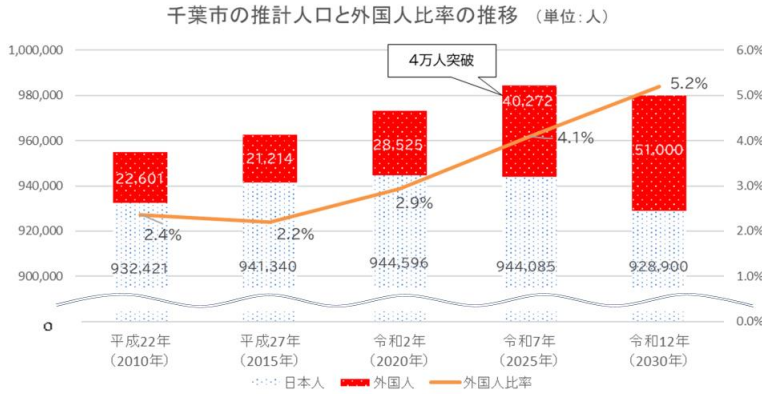
義務教育課程等における日本語学習：

教育委員会事務局学校教育部教育指導課 TEL 043-245-5937

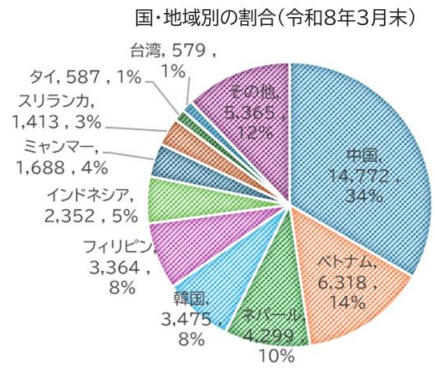
## 千葉市の現状

### (1)人口推移と国・地域別割合

- 千葉市の外国人住民は増加傾向で、全体人口の約4.5%となっている。
- 令和8(2026)年3月末時点で、110以上の国・地域の外国人 計44,242人が暮らしている。  
近年は、ベトナムをはじめ、ネパール、インドネシア、ミャンマーなどアジア諸国出身者の増加が顕著。



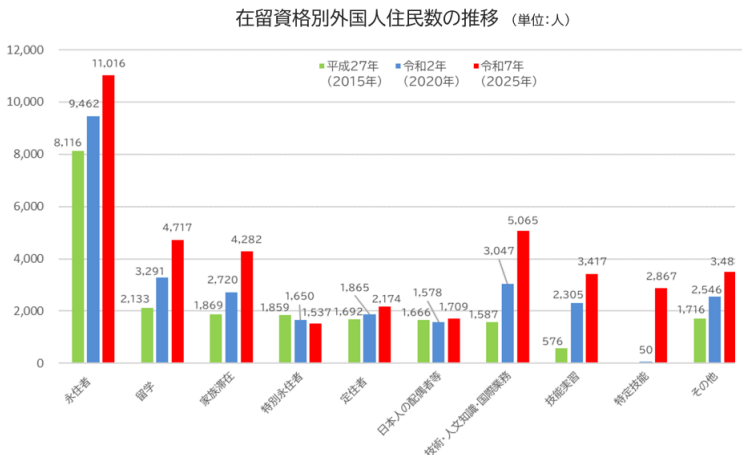
(出典)千葉市住民基本台帳(各年3月末現在)、令和12年は千葉市国際交流課推計



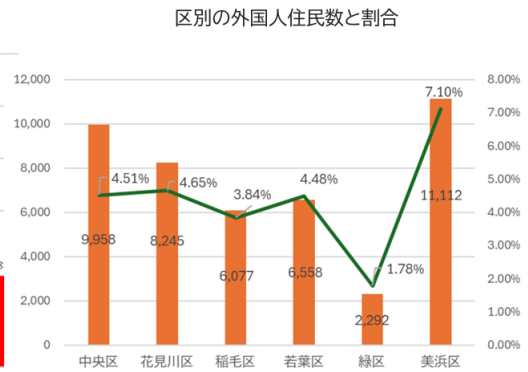
(出典)千葉市住民基本台帳

### (2)在留資格と区別

- 「永住者」が最も多く、続いて「技術・人文知識・国際業務」、「留学」の順に多い。
- 「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」、「特定技能」など、就労に関する在留資格が増加傾向にある。
- 区別の外国人住民数と割合は、美浜区が最も多く、11,112人(7.1%)。次いで中央区、花見川区。



(出典)千葉市住民基本台帳(各年3月末現在)



(出典)千葉市住民基本台帳(令和8年3月末現在)

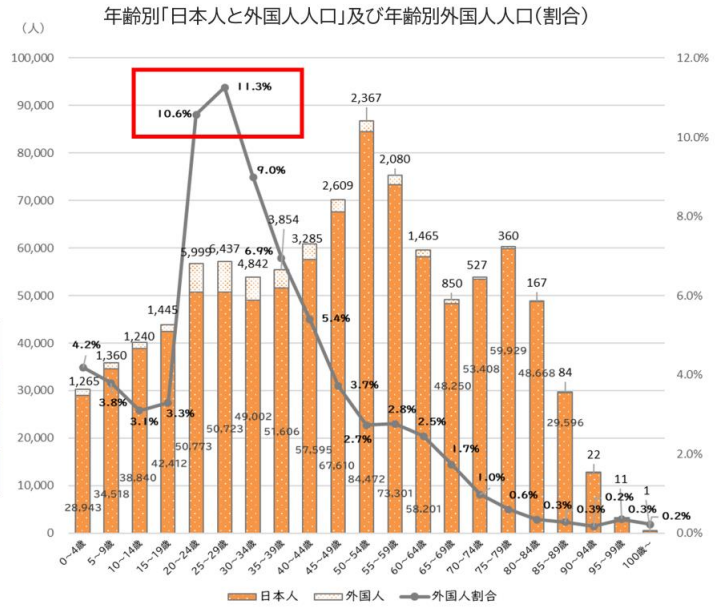
### (3)外国人児童生徒数・年齢別人口

- 20代の全人口に占める外国人の割合が最も高く、既に10%を超えている。
- 次ので、30代でも約8%が外国人。
- 市内の小・中学校に通う外国人児童生徒数も増加傾向。

本市の日本語指導が必要な児童生徒数の推移

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
小学校	338人	348人	421人	472人	498人	553人
中学校	121人	143人	129人	161人	186人	237人
合計	459人	491人	550人	633人	684人	790人

(出典)本市調査(各年5月1日現在)

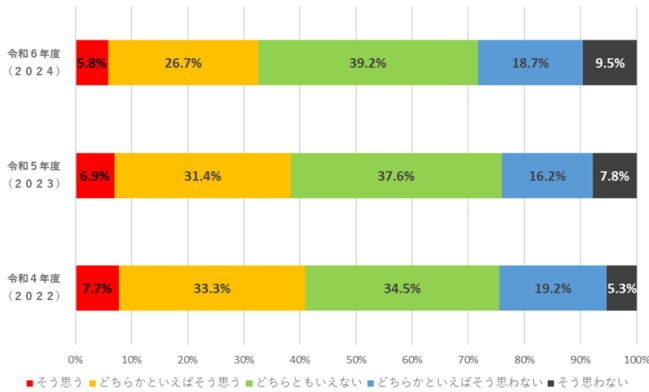


(出典)千葉市住民基本台帳(令和7年3月末現在)

## 参考 WEBアンケート

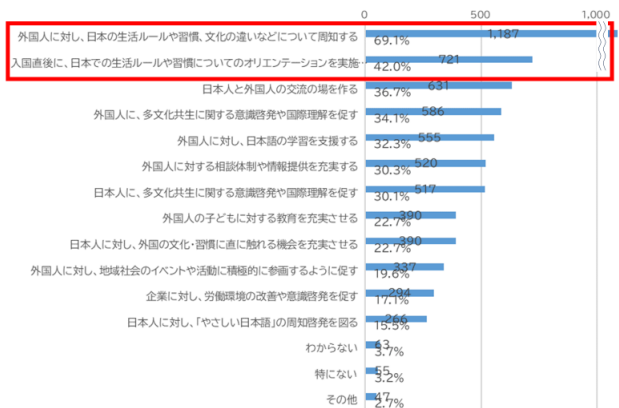
市内在住・在勤・在学の方を対象に、市政への評価や市民ニーズを把握するため、調査を毎年1回実施しています。

Q 外国人と日本人の互いの生活習慣や文化などへの理解が進んでいると思うか。



「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は年々減少、「そう思わない」は増加。

Q 行政が力を入れるべき取組みは(複数回答可)



「外国人に対して日本のルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」が最も多い。次に「入国直後の生活オリエンテーション」

## ■ 文部科学省

# 16 不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について

## 1 不登校児童生徒の支援を行う教職員の充実

不登校児童生徒の支援を行う教職員（学びの多様化学校に配置される教職員を含む）を「義務及び公立高等学校の標準法」における教職員定数に位置付けること。

## 2 教育支援センターの機能強化

教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人の様々な状況に応じた支援を行うための環境整備にかかる費用について十分な財政措置を行うこと。さらに、学びの機会の確保のため、オンライン学習やメタバース空間を活用した支援体制の構築に向け、財政措置を含めた事業推進への支援を行うこと。

## 3 学びの多様化学校の設置推進

学びの多様化学校の設置前の準備支援及び設置後の運営支援の増額と公立学校施設（学びの多様化学校）の整備に関する支援期間を延長すること。

## 4 「チーム学校」による早期支援を推進

児童生徒のSOSをキャッチした後に、最適な支援につなげられるようにするため、学校が開催するスクリーニング会議やケース会議に医療・福祉等の専門家が円滑に参画できるよう、会議参加に係る報償費等に係る財政支援を行うこと。また、学校が医療機関や福祉機関等との連携が一層図れるよう、児童生徒に関するデータや支援方法が共有できるシステムの構築を国が推進すること。

## 5 フリースクール等民間施設の利用者への助成

児童生徒の多様な学びの場の一つであるフリースクール等民間施設を利用する家庭に対し、施設利用料等に係る経済的負担を軽減するための助成制度を創設すること。

## 国の現状

- ・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和6年度の全国の不登校児童生徒数は353,970人と平成27年度からの10年間で2.8倍以上に増加し、過去最多となっている。
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月31日）において、不登校特例校（学びの多様化学校）および校内教育支援センターの設置促進ならびに教育支援センターの機能強化に加え、教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等が連携する「チーム学校」による早期支援の推進が示されている。
- ・フリースクール等民間施設は、不登校児童生徒の多様な学びの機会として重要な役割を担っているが、国による利用者への直接的な経済的支援制度はなく、自治体ごとの対応に差が生じている。

## 千葉市の現状・課題

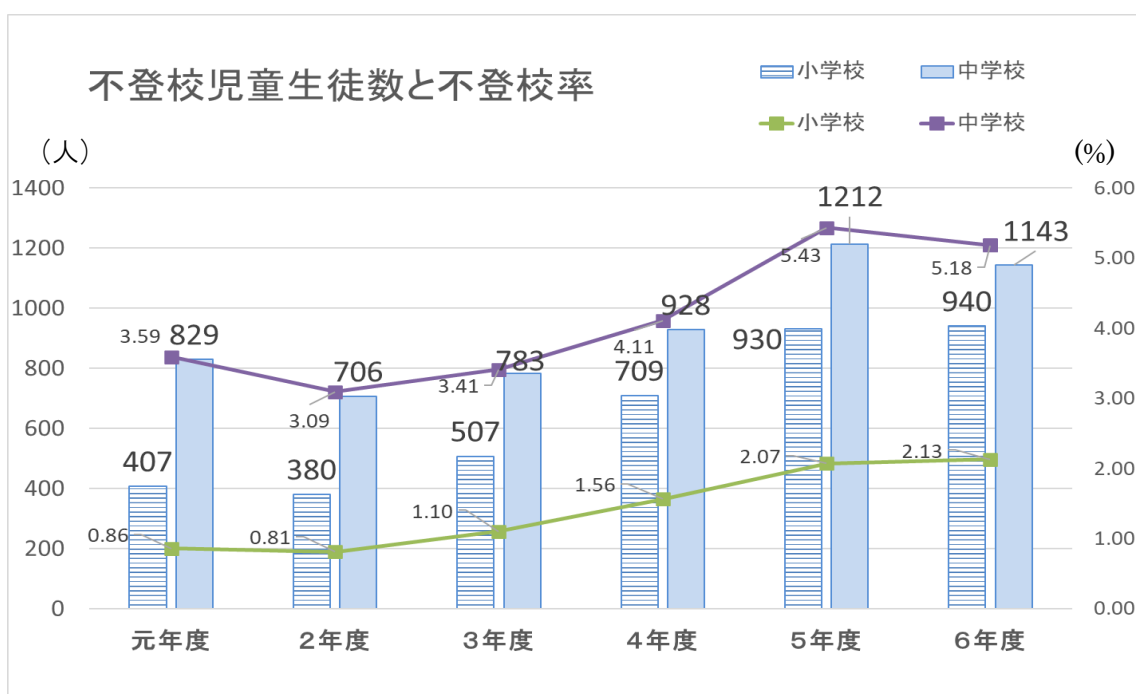
- 1 不登校児童生徒数は増加傾向にあり、一人一人の背景やニーズは多様化していることから、個に応じた支援の充実が急務となっている。
- 2 本市では、令和4年度から3年間の「不登校対策パッケージ」に続けて、令和7年度から3年間「第2次不登校対策パッケージ」を掲げ、「校内教育支援センターなどの支援体制の充実」や、「教育支援センターの機能強化」「学びの多様化学校の設置」などの事業をはじめとした総合的な不登校児童生徒支援に取り組んでいる。
- 3 校内教育支援センターや教育支援センター「ライトポート」において、不登校児童生徒の支援を行う教職員が十分に配置されていない。そのため、教室に入れない児童生徒が登校しても、その時間に授業を担当していない教員や、管理職、養護教諭等が対応するしかない現状がみられる。
- 4 教育支援センター「ライトポート」では、指導員一人当たりが多くの児童生徒の対応をしており、「教育支援センター整備指針」（令和元年10月25日）における「指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度置くことが望ましい」とされる適正な配置がなされていない。また、学習支援の充実のため、教職員の配置が必要であるものの、財政面の課題もあり十分な配置がされていない。また、教育支援センター「ライトポート」において、心理的不安を抱える児童生徒とその保護者に対して、心理的支援や助言を継続的に行う必要がある。しかし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置が十分とは言えず、心理面・家庭面双方への支援体制に課題がある。
- 5 教育支援センター「ライトポート」では、オンラインによる学習支援等を児童生徒の実態に合わせて実施するに留まっており、メタバースの活用等、不登校の児童生徒へのオンラインによる支援体制の整備及び強化が課題である。
- 6 本市の教育支援センター「ライトポート」には、多くの児童生徒が通級しており、教室の確保や環境整備が急務であるが、補助金等の財政支援がされていない。
- 7 本市は令和12年度に学校型の学びの多様化学校設置を目指しており、整備事業費に20億円を見込んでいる。しかし、設置前の準備支援及び設置後の運営支援の支援額は年200～500万円と金額がかけ離れており、加えて、公立学校施設（学びの多様化学校）の整備事業が令和9年度までの期限付きとなっていることから、支援の増額と延長が必要。
- 8 学校が開催するスクリーニング会議やケース会議において、医療・福祉等の専門家の参加が重要である一方、報償費等の予算措置が十分でないことに加え、医師等については診療時間との調整が難しいことから、継続的かつ安定的な参画が困難な状況が生じている。
- 9 学校、医療機関、福祉機関間でのデータ等を用いた情報共有については、統一的な仕組みが整備されておらず、支援状況や児童生徒の情報に関する情報を共有し、早期かつ円滑に支援するうえで課題がある。
- 10 本市では、令和8年10月からフリースクール等民間施設を利用する家庭の経済的負担軽減を図るため、「千葉市フリースクール等民間施設利用助成事業」を開始し、利用

者に対してクーポン配付による助成（1人当たり月額上限1万円、年額上限12万円）を実施することとしている。本事業は基金を活用して実施しており、持続的な制度運営の観点からは課題も残されている。同時に今まで行ってきたフリースクール等民間施設に対する上限50万円の補助事業については、改めて方向性を検討していく。

〔担当〕 校内教育支援センター、学びの多様化学校設置、  
 チーム学校による早期支援を推進、フリースクール等利用者への助成：  
 教育委員会事務局学校教育部教育支援課 TEL 043-245-5935  
 教育支援センター「ライトポート」の機能強化：  
 教育委員会事務局学校教育部教育センター TEL 043-285-0900

## 参考資料等

### 1 本市の不登校児童生徒数の変化



### 2 校内教育支援センター（別室登校）における支援状況

(1) 教室に入れられない児童生徒が登校して別室等で支援を受けた人数 (単位：人)

	小学校			中学校		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6
別室	246	271	211	284	334	332
保健室	233	209	131	105	124	289
放課後登校	67	154	152	44	372	311

(2) 別室で個別に指導・支援を行った学校数 (令和6年度)

千葉市立小学校	千葉市立中学校
90校/107校・・・84%	51校/54校・・・94%

(3) 校内教育支援センターに専任の支援員を配置した学校数（令和6年度）

千葉市立小学校	千葉市立中学校
7校/107校・・・7%	3校/54校・・・6%

(4) 対応している教職員

	対応した教職員	問題点・必要性
小学校	管理職、養護教諭、教務主任他	・児童生徒にとって、常に異なる教職員が対応することとなり、安心した環境で過ごすことや継続的な学習を行うことができていない。（小中共通） ・保健室や職員室で養護教諭や管理職が対応し、本来の業務が後回しになっている。（小学校） ・本来、教材研究や担任業務等を行う空き時間に個別対応をしており、本来の業務が後回しになっている。（中学校）
中学校	空き時間の教員、教務主任、管理職他	

3 教育支援センター「ライトポート」の通級児童生徒数（単位：人）

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
全体	157	128	199	313	408	412
中学生	142	118	168	190	227	244
小学生	15	10	31	123	181	168

4 本市が行っている不登校対策施策

不登校対策パッケージとして6つの取組を実施（令和7年度～9年度）

- ① 校内支援体制の充実
- ② 教育支援センター「ライトポート」の機能強化
- ③ 学びの多様化学校の設置による更なる学びの充実
- ④ 保護者との連携
- ⑤ 教職員の理解啓発と研修の充実
- ⑥ フリースクール等民間施設との連携

5 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」（概要）

<主な取り組み>

- ① 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。
- ② 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」※で支援する。
- ③ 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。

※教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、学校医等が専門性を発揮して連携。

6 フリースクールに関する国の制度の現状

- ・国によるフリースクール利用料助成制度：なし
- ・就学援助制度の対象外
- ・義務教育費国庫負担制度の対象外

## ■ 文部科学省

# 17 夜間中学に係る支援の充実について

## 1 教育支援体制整備事業費補助金(夜間中学の設置促進・充実事業)の拡充

補助対象期間を撤廃するとともに、補助対象経費に対する補助率及び上限額を引き上げること。

## 2 多様な生徒に対応するための支援の充実

外国にルーツを持つ生徒の学習機会を保障し、安心して学習に取り組むことができるよう、ふりがな表示や文の読み上げ等の機能を有するデジタル教科書を無償給与すること。

## 3 教職員配置の充実

一人一人の生徒に丁寧に対応し、きめ細かな日本語指導の支援ができるように、学級編制の基準引下げや教職員配置基準の見直しを行うこと。

## 国の現状

- ・学校教育法改正（平成28年）以降、各自治体に夜間中学の設置・充実を強く促進しており、特に指定都市・中核市に対して積極的な整備を求めている。
- ・夜間中学の開設準備（協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備）に係る2年間や開設後3年間については国の補助があるが、それ以降の継続的な運営経費に対する支援制度は整備されていない。
- ・学習者用デジタル教科書については、令和6年度から、小5から中3を対象として「英語」、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」の段階的な導入が進められているが、国の財政的な事情により配付者は限られている。
- ・令和8年4月7日にデジタル教科書を紙と同様に正式な教科書と位置づけ、小中学校で無償給与の対象とする学校教育法や教科書無償措置法改正が閣議決定された。
- ・令和8年度においては、中1のみ1学級35人の学級編制基準だが、中2・3は1学級40人の学級編制基準である。

## 千葉市の現状・課題

- 1 国が夜間中学の設置を指定都市に対して積極的に求めている状況のもと、本市では、令和5年4月に夜間中学を開校した。夜間中学において、義務教育未修了者や不登校等により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国において義務教育が修了していない外国人など、多様な生徒が在籍しており、年度ごとに状況に応じた教育活動や環境整備、教材準備等が求められている。

これらの変化に柔軟に対応し、安定した運営を可能とするため、教育支援体制整備事業費補助金の補助対象期間について、開設後3年間と限定せず、継続的に支援を行うとともに、補助対象経費に対する補助率を引き上げるなど、財政的支援の拡充が必要である。

- 2 学習者用デジタル教科書については英語、指導者用デジタル教科書については、英語と社会を導入している。本市の夜間中学の生徒は、約70%が外国籍であることから、外国にルーツを持つ生徒が安心して学習できるよう、ふりがな表示や文の読み上げなどの機能を有するデジタル教科書を無償給与することが必要である。
- 3 生徒一人一人に合わせた支援が行えるよう、個々の習熟度や日本語能力に応じた教育課程を柔軟に編成し、全ての授業において複数の教職員を配置するとともに、日本語が不慣れな生徒の学びを支えるため、日本語指導教員を配置するなどの工夫を行っている。その結果、令和7年度は高校進学を希望した生徒全員が進学を叶えたという成果を挙げたが、多言語に対応した教材や、人的配置など更なる支援体制の充実を図る必要がある。

[担当]

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 1 教育委員会事務局学校教育部学事課   | TEL 043-245-5927 |
| 2 教育委員会事務局学校教育部教育指導課 | TEL 043-245-5934 |
| 3 教育委員会事務局総務部教育職員課   | TEL 043-245-5931 |

## 参考資料等

### (1) 教育支援体制整備事業費補助金

補助割合

新設準備2年間：1/3(上限400万円) 開設後3年間：1/3(上限250万円)



「補助対象期間の撤廃」と「補助対象経費に対する補助率及び上限額の引き上げ」を要望

### (2) 補助対象経費と国費の割合

区分	R5	R6
補助対象経費	8,361,555円	7,696,969円
国費	2,500,000円	2,500,000円
補助対象経費に対する国費の割合	29.9%	32.5%

## 18 ICTを活用した学習環境の整備について

### 1 デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと

学習者用デジタル教科書をすべての希望者へ配付するとともに、指導者用デジタル教科書全教科導入に対する補助制度の新設を早期に実現すること。

### 2 1人1台端末の利用に不可欠なデジタル教材の導入費用に対して、十分な財政支援を行うこと

学校のICT環境整備3か年計画の対象を、学習者支援ツールに加え、AIドリルやCBT等のデジタル教材にも拡充すること。

### 3 ネットワーク環境の維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

小・中学校等のネットワーク環境の安定的な運用を図るために、支援を拡充すること。

### 4 ICT支援に係る必要な人材の確保等、教員が日常的にICTを活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと

1人1台端末を活用した個別最適な学習や協働的な学習の充実を図るために、支援を拡充すること。

### 5 児童生徒及び教職員がセキュアな環境下で生成AIを利用できるよう必要な環境整備を行うこと

児童生徒及び教職員が、授業及び校務において、セキュリティの確保及び指導の在り方を踏まえ、個人情報や機密情報の取り扱いを含めたセキュアな環境下で生成AIを利用できるよう、国において必要な予算を投じ、環境整備を図ること。

## 国の現状

- ・学習者用デジタル教科書については、令和6年度から、小5から中3を対象として「英語」、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」の段階的な導入が進められているが、国の財政的な事情により配付者は限られている。
- ・GIGAスクール構想に基づき、1人1台端末を有効に活用するために「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」が策定されているが、その範囲は各教科等に共通する学習者支援ツールに限られている。
- ・学校の通信ネットワーク速度の改善を図るため、ネットワークアセスメントの結果を踏まえたネットワークの課題解決に係る初期費用の支援は行われているが、ネットワーク環境の維持管理に係る費用等の支援は行われていない。
- ・1人1台端末の利活用等に関する自治体等への相談支援として、学校DX戦略アドバイザー事業が策定されているが、単発的な支援に限られている。また、ICT支援員の地方財政措置も4校に1人に留まっており、十分な支援は行われていない。

・文部科学省においては、生成AIの教育利用に関するガイドラインの策定やパイロット校による実証事業が進められており、校務における活用についても効率化や質の向上の観点から推進が図られている。一方で、生成AIの利用における現状は外部サービスの利用が主であり、個人情報や機密情報の取扱いを含めたセキュアな環境は確立されておらず、実証段階にとどまっている。

## 千葉市の現状・課題

- 1 学習者用デジタル教科書については、英語（小学校5年生から中学校3年生）は全校、「算数・数学」（小学校5年生から中学校3年生）は約半数の学校に導入している。また、指導者用デジタル教科書については、英語・社会（小学校5年生から中学校3年生）は全校、その他小中学校それぞれ12校を研究推進校とし、国語、算数・数学、理科（小学校5年生から中学校3年生）を導入している。しかし、国の財政的な事情により希望者すべてに配付できていないため、財源拡充を求める。
- 2 学習者支援ツール以外にも、AIを活用したドリルや、CBT（Computer-Based Testing）等のデジタル教材の整備は必要不可欠であり、これらには多額の費用を要する現実がある。財政負担の軽減を図るために、「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」の対象を、各教科に共通する学習者支援ツールだけでなく、デジタル教材も対象となるよう、制度の改善を図る必要がある。
- 3 令和6年度に学習者用デジタル教科書の本格導入及び全国学力・学習状況調査のCBT化を想定した小・中学校等のネットワーク環境を更新したが、安定的な運用を図るには、ネットワーク環境の維持管理に多大な費用が必要となる。
- 4 各学校においては、GIGAスクール構想の実現により整備された1人1台端末を活用した個別最適な学習や協働的な学習が進められている。本市では、令和4年度からの3年間にわたりGIGAスクール運営支援センターを設置し、ICTを効果的に活用できる体制整備に向けて学校支援を行ってきた。今後、活用の更なる進展に伴い、これまでとは異なる支援が必要となることを見込まれる。また、デジタル教科書の本格的な活用やCBTの推進、更にはGIGAスクール構想第2期の本格化も踏まえ、ICT支援に係る人材の確保及び支援体制の整備が必要である。
- 5 本市においては、文部科学省の生成AIパイロット事業（C区分）に応募し、認定校として市内3校が採択されたところである。教職員の校務における活用については検証が進みつつあるが、児童生徒の利用については、安全性や指導の在り方を含めた環境整備が十分とは言えず、検証途中である。

[担当]	1 教育委員会事務局学校教育部教育指導課	TEL 043-245-5934
	2、5 教育委員会事務局学校教育部教育改革推進課	TEL 043-245-5936
	3、4 教育委員会事務局学校教育部教育センター	TEL 043-285-0900

## 参考資料等

項目	契約額
学習ソフトウェア等 (AIドリル・CBTツール・協働学習支援ツール等含む)に関わる金額	1,014,797千円（5年総額）

## 19 公立学校施設の整備推進について

### 1 学校施設環境改善交付金の所要額確保

施設の老朽化対策、屋内運動場の空調設備整備等の事業を計画的かつ着実に進めるために、計画事業量に見合った財源措置を講じること。

### 2 学校施設環境改善に係る補助制度の拡充

- ・リースの活用、建物の部位ごとの工事を補助対象とすること。
- ・配分基礎単価（補助単価）の引き上げを実施すること。
- ・工事費下限額の引き下げを実施すること。

### 国の現状

- ・新しい時代に求められる質の高い学校施設を目指し、学校施設整備におけるガイドラインを示すとともに、学校施設の長寿命化や耐震化、防災機能の強化、脱炭素化等を推進している。
- ・令和8年度公立学校施設整備に係る当初予算額として678億円が計上されたものの、学校施設環境改善交付金事業については、令和7年度補正予算（本省繰越）にて措置する可能性が高いことが示されている。

### 千葉市の現状・課題

- 1 本市の学校施設は、約80%が建築後30年以上を経ており、今後、建物内外部や設備配管機器などの更新等、経年劣化に応じた計画的な改修や、屋内運動場の空調設備整備など、より良い教育環境の実現のための取り組みが必要であるが、児童生徒の安全・安心を確保するための事業を計画的かつ着実に進めていくためには、計画事業量に見合った確実な財源措置が確保されることが重要である。
- 2 本市では「千葉市学校施設長寿命化基本計画」を基に、教育環境の向上や施設の長寿命化に努めている。これらを計画的に推進するためには、初期費用の軽減、財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースの活用や給水設備や電気、消防設備等の改修など建物の部位ごとの工事（内部単体工事）を新たに補助対象事業とするとともに、工事費下限額の引き下げや、現在、整備を進めている屋内運動場の空調設備整備等の実勢価格と大幅に乖離している補助単価を実情に見合った金額へ引上げる等の制度の拡充が必要である。

[担当] 教育員会事務局教育総務部学校施設課 TEL 043-245-5916

## 参考資料等

### 1 学校施設環境改善交付金事業実績

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度（実績見込）		増減	
事業費(a)	国費(b)	事業費(c)	国費(d)	事業費(c-a)	国費(d-b)
8,388	1,058	7,192	1,435	▲1,196	377

※事業費は市単独費を含む

### 2 実勢価格と大幅に乖離している補助単価の実情

(例1) 屋内運動場の空調設備整備 (EHP)

R7実勢価格	71,400 円/㎡
R7補助単価	61,000 円/㎡
差額 (自治体負担)	10,400 円/㎡

(例2) エレベーター設置

R7実勢価格	48,142,000 円/箇所
R7補助単価	21,484,100 円/箇所
差額 (自治体負担)	26,657,900 円/箇所

### 3 冷暖房設備整備スケジュール

設置年度	校数	内訳・備考
R7	30校	中学校28校、高等学校1校、中等教育学校1校
R8	29校	中学校25校、高等学校1校、特別支援学校3校
R9	54校	小学校54校
R10~11	54校	小学校54校

【令和8年5月時点】 30校完了 (小学校0校 中学校28校 高等学校1校 中等教育学校1校) 残り137校

## ■ 文部科学省

# 20 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について

## 1 教職員定数の充実

少人数指導や専科指導等に係る指導方法工夫改善加配の拡充や、基礎定数化すること。

## 2 教職員の負担軽減に向けた施策の充実

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や副校長・教頭マネジメント支援員（教頭マネジメント・サポーター）を含む専門スタッフの配置など、教職員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。

## 国の現状

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や副校長・教頭マネジメント支援員（教頭マネジメント・サポーター）は、教育支援体制整備事業費補助金により、1 / 3 が賄われているが、増員には財政措置が十分ではなく、教育の質を維持・向上させるためには、現在の加配定数は十分とは言い難い。
- ・教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）では、小学校に配置されている外国語指導助手に関する経費が対象になっているが、中学校は対象となっていない。
- ・学校では不登校や特別な支援を要する児童生徒への対応など、複雑・多様化した課題が山積しており、教職員が児童生徒と向き合うための時間を十分に確保できない現状がある。
- ・いじめ、不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題が増加する中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家については、教育支援体制整備事業費補助金により1 / 3 が賄われているが、配置時間の確保には財政措置が十分ではない。

## 千葉市の現状・課題

- 1 平成29年度に政令指定都市へ教職員給与負担等に係る事務及び税源が移譲されたことを機に、本市独自の取組みとして、少人数学級か少人数指導を選択できるなど、学校の実情に応じた加配教員の活用を可能としてきた。また、加配を活用し、小学校における専科教員の配置を積極的に行っているところである。さらに児童生徒の学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、少人数指導や専科教員による指導の更なる充実が必要である。
- 2 国の教育振興基本計画に鑑みて、本市においても生徒の英語力の向上が望まれており、特に「話すこと」を中心とした授業の充実が必要である。教職員の負担を抑えながら、「話すこと」の活動充実を図るため、外国語指導助手の配置拡充に向けた財源確保が課題となっている。

- 3 児童生徒の学びを保障するとともに、児童生徒にきめ細かな対応を図るうえで、柔軟な教職員配置を継続・拡充する必要がある。そのためにも、学級編制の標準については、段階的な引き下げに加え、将来を見据えた採用計画とするため、教職員加配定数のさらなる充実や、他の加配からの振替によることのない基礎定数化が必要である。
- 4 学校における働き方改革を推進し教職員の負担を軽減するとともに、いじめ、不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家については、教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置付ける必要がある。

【担当】 教職員定数の充実、

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置、

副校長・教頭マネジメント支援員（教頭マネジメント・サポーター）の配置：

教育委員会事務局教育総務部教育職員課 TEL 043-245-5931

外国語指導助手配置：教育委員会事務局学校教育部教育指導課 TEL 043-235-5937

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用：

教育委員会事務局学校教育部教育支援課 TEL 043-245-5935

## 参考資料等

### 1 教職員定数（小学校・中学校・特別支援学校）の推移（千葉市）（単位：人）

年度	基礎定数	加配定数	計
令和3年度	4,096	274	4,370
令和4年度	4,134	263	4,397
令和5年度	4,163	256	4,419
令和6年度	4,201	266	4,467
令和7年度	4,179	286	4,465
令和8年度	4,270	262	4,532

### 2 複雑、多様化する課題について（千葉市）

#### 指導工夫改善加配

（単位：人）

年度	基礎定数	加配定数	計
令和3年度	73	169	242
令和4年度	74	165	239
令和5年度	73	155	225
令和6年度	71	158	229
令和7年度	71	149	220
令和8年度	69	168	237

### 3 時間外在校等時間の推移

主幹教諭・教諭の勤務時間及び休憩時間を除く1か月あたりの平均時間外在校等時間  
(単位：時間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	44	41	37	37	34
中学校	50	50	45	45	42

### 4 専門スタッフの配置人数 ※令和8年度は見込

(1) 教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ) (単位：人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
228	167	167	167	167	168

(2) 副校長・教頭マネジメント支援員(教頭マネジメント・サポーター)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0	0	0	2	4	6

(3) 外国語指導助手(小・中学校)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
67	67	72	72	69	75

(4) スクールカウンセラー(統括スーパーバイザー1人含む)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
77	79	80	84	87	89

(5) スクールソーシャルワーカー

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10	12	12	12	13	14

## 5 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和7年度実績		令和8年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)	288	68	274	72	1.06
副校長・教頭マネジメント支援員 (教頭マネジメント・サポーター)	10	3	13	4	1.33
外国語指導助手	318	—	301	—	—
スクールカウンセラー	218	50	216	50	1.00
スクールソーシャルワーカー	58	15	58	15	1.00

※百万円未満四捨五入

## 21 火葬場の整備等に対する支援措置について

### 1 火葬場の整備等について、必要な財政措置を早急に講ずること。 また、国の財政支援等に係る関係法令の整備も併せて進めること。

火葬場の整備等について、補助制度を創設するなど、必要な財政措置を早急に講ずること。  
また、火葬場の整備等に係る国と地方自治体の役割分担や、地方自治体が担うべき事務・権限に見合った国の財政支援等に係る関係法令の整備も併せて進めること。

#### 国の現状

- ・ 2025年の全ての団塊世代の後期高齢者への移行を経て、2040年には推計死亡者が約167万人となるなど、多死社会の到来が目前に迫っている。
- ・ 国において、火葬場等の経営主体について、持続性と非営利性の確保の観点から、原則として市町村等の地方公共団体でなければならない旨を示していることから、事実上、大多数の地方自治体が整備や運営せざるを得ない状況となっている。
- ・ 火葬場の整備等には多額の費用を要するが、一般廃棄物処理施設（焼却施設）や終末処理場などの他の公衆衛生施設の整備と異なり、国による財政支援制度がないため、地方自治体の大きな財政負担となっている。

#### 千葉市の現状・課題

- 1 近年、死亡者数が増加しており、最新の人口動態を踏まえた推計では、2040年頃の年間死亡者数は約15,000人と最初のピークを迎え、その後若干減少するものの再び増加し、2060年頃には、年間約16,000人となり、最大のピークを迎えることが見込まれるなど、現斎場の火葬供給能力では、将来の火葬需要の増加に対応できない状況となっている。  
また、火葬集中期である12月から2月には、死亡から火葬までに7日から10日間程度の時間を要することが常態化しつつある。  
今後も死亡者数は増加し、開場日や1日あたりの予約受付枠の拡大等に努めても、近い将来には、火葬需要が既存の火葬場の供給能力を超える見込みである。  
このような状況に加えて、火葬場は他の公衆衛生施設と同様に、市民生活及び公衆衛生の確保のために必要不可欠な施設であり、災害時や感染症流行時においても、地域社会の安全と安心を支える重要な社会基盤であることを踏まえ、火葬供給能力の増強を図るため、新たな火葬場の整備を方針決定し、取組みを進めることとしているが、他の火葬場新設や大規模改修などを検討している自治体と同様に、その財政負担が大きな課題となっている。
- 2 経営の持続性や非営利性の確保の観点から、国は原則として地方自治体に火葬場の経営主体となることを求めており、本市においても多額の予算措置を講じて斎場整備を行ったほか、火葬施設使用料収入だけでは管理運営経費を賄えないことから、毎年度多額の公費を投入している。

[担当] 保健福祉局医療衛生部生活衛生課斎園整備室 TEL 043-245-5220

## 参考資料等

### 1 本市の死亡者数の推計および将来火葬需要・火葬供給能力

## 千葉市死亡者数の将来見通し

- 千葉市の年間死亡者数は、2025（令和7）年から徐々に増加し、2040（令和22）年頃に1.5万人、2060（令和42）年に約1.6万人と最大のピークを迎える見込みです。
- 近年、冬場の火葬集中期には7～10日程度の長期の火葬待ちが生じています。



出所：千葉市独自推計

### 2 他の公衆衛生施設に係る国の財政支援について

#### 他の公衆衛生施設に係る国の財政支援について

対象施設	関係法令	整備に対する財政支援（※）	
		補助金 (交付金)	地方債
清掃工場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	交付率 1/3 ～ 1/2 (対象事業によって変動)	地方債充当率 90% 元利償還金に対する交付税措置 あり (補助事業、単独事業（重点化事業）の場合)
終末処理場 (公共下水道)	下水道法	補助率 1/2 ～ 5.5/10 (区分によって変動)	地方債充当率 100% 元利償還金に対する交付税措置 あり
火葬場	墓地・埋葬等に関する法律	—	地方債充当率 75% 元利償還金に対する交付税措置 なし

※ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金、過疎対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債 等を除く。一般的な建設事業費については、普通交付税の単位費用（包括算定経費）による措置あり。

### 3 現在整備中の他都市における火葬場整備事業費等

他都市における火葬場整備事業費					
	事業費（億円）	火葬炉数	床面積（㎡）	供用開始予定年度	備考
横浜市東部斎場	約250	16基	約22,000	2026年（R8）	R8整備工事
相模原市（第2斎場）	算定中	6基（予定）	算定中	検討中	R7~R8基本計画
千葉市（第2斎場）	約110（予定）	10基（予定）	約11,400（予定）	2032年（R14）	R8~ 基本計画



## ■ 厚生労働省

# 22 介護保険制度の円滑な実施について

## 1 介護給付費における国の負担割合の引き上げ

第1号被保険者の負担を軽減するため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げること。

## 2 適切な介護報酬の設定

介護人材確保・定着のため、処遇改善や物価高騰をふまえた適切な介護報酬を設定すること。

## 3 特別養護老人ホーム等の大規模修繕等に係る財政措置

既存施設の資源を有効に活用していくため、老朽化した高齢者施設の大規模修繕や建替えのための新たな国庫補助制度の創設など、必要な財政措置を講ずること。

## 国の現状

- ・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）において、介護給付費における国の負担割合は25%（定率分20%・調整交付金5%）であり、第3期（平成18～20年度）から変更はない。
- ・令和6年6月に処遇改善加算に係る加算が一本化されるとともに、加算率の引き上げが行われ、月額1.4万円の賃金改善が行われた。
- ・令和9年度介護報酬改定を待たず、令和8年度に期中改定が行われ、それにより最大月1.9万円の賃上げを実現するとされている。
- ・国の制度上、大規模修繕等に係る補助金がメニュー化されているが、「介護施設等の新規整備」等が要件とされているほか、建替えが補助対象外である。

## 千葉市の現状・課題

- 1 第9期介護保険事業計画では、第1号被保険者数は全体としては微増にとどまるが、うち後期高齢者数は12,000人増加する見込みであり、要介護認定者数の増や重度化による介護サービス需要の更なる増加が見込まれることから、介護給付準備基金の残高16億円を活用したものの、月額基準額で900円（前期比16.7%）の大幅な引上げとなった。
- 2 後期高齢者数の増や、認定者の重度化により、介護保険料収入の増加を上回る介護給付費の増大が想定されることから、第1号被保険者の保険料負担は増大し続けることが見込まれる。
- 3 介護人材が令和8年に1,700人、令和22年に4,200人不足する見込みである。処遇改善等が報酬改定等により行われてきたものの、全国的に介護職員の賃金は全産業平均よりも依然として低い状況であり、今後ますます人材不足が深刻化することから、処遇改善や物価高騰をふまえた適切な介護報酬の設定などの対策を講じる必要がある。
- 4 市内の特別養護老人ホーム等の約6割が築20年以上経過しており、また、築50年を超える施設も存在している。

- 5 2045年以降は高齢者数が減少に転じると推計されており、将来的なピークアウトを踏まえると、新設を前提としない既存施設の大規模修繕や建替えにより、既存施設の資源を有効活用する必要がある。

[担当] 保健福祉局高齢障害部介護保険管理課 TEL 043-245-5063  
保健福祉局高齢障害部介護保険事業課 TEL 043-245-5254

## 参考資料等

### 1 第1号保険料(月額基準額)の推移

計 画	第1期	第6期	第7期	第8期	第9期
期 間	H12-H14	H27-H29	H30-R2	R3-R5	R6-R8
保険料	3,000円	5,150円	5,300円	5,400円	6,300円
前期比	—	5.4%	2.9%	1.9%	16.7%

### 2 国費の交付状況

(単位：百万円)

		R4	R5	R6	R7	R8
国 費	交付割合	23.06%	23.59%	23.64%	23.60%	23.82%
	交付額	15,201	16,237	17,538	18,094	18,992
介護給付費総額		70,972	74,461	78,229	82,665	85,960

※令和4・5・6年度は決算額、令和7・8年度は当初予算額

### 3 第1号被保険者数及び要介護(要支援)認定者数

(単位：人)

	R5	R6	R7	(R7-R5)	R8(計画)	(R8-R5)
第1号被保険者数	256,734	257,496	258,173	+1,439	259,039	+2,305
前期高齢者	109,772	104,961	101,926	△7,846	99,964	△9,808
後期高齢者	146,962	152,535	156,247	+9,285	159,075	+12,113
認定者数	49,455	51,862	53,597	+4,142	53,594	+4,139
要支援1	7,832	8,677	8,898	+1,066	8,178	+346
要支援2	5,173	5,231	5,522	+349	5,167	△6
要介護1	12,877	13,769	14,247	+1,370	14,342	△1,465
要介護2	7,009	7,338	7,857	+848	7,410	+401
要介護3	6,311	6,499	6,520	+209	6,957	+646
要介護4	6,026	6,036	6,269	+243	6,766	+740
要介護5	4,227	4,312	4,284	+57	4,774	+547

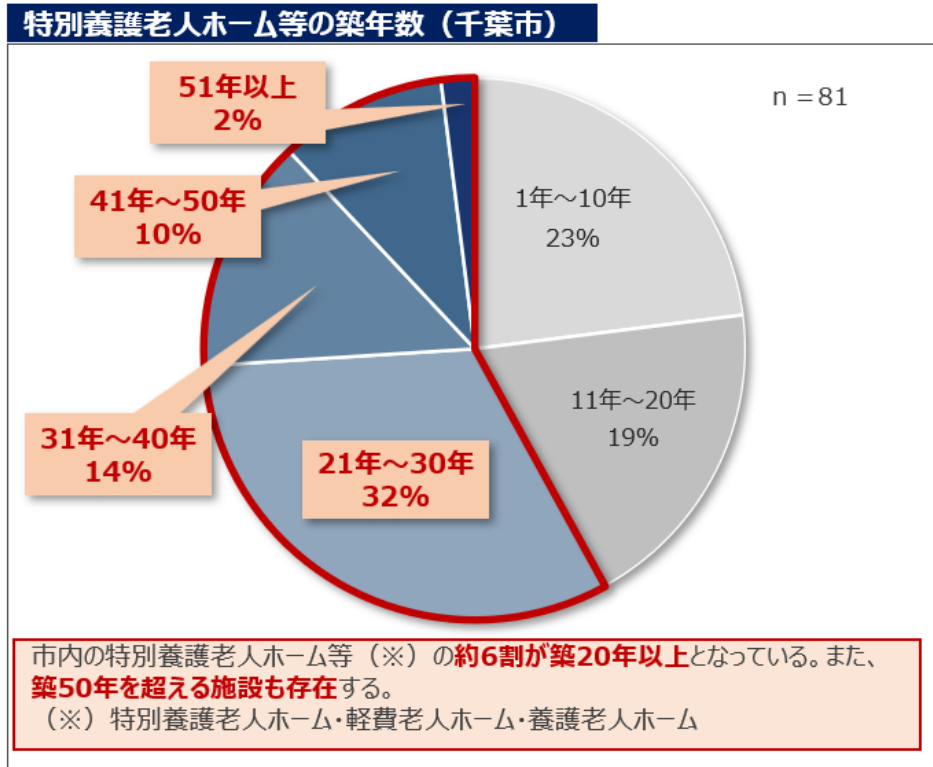
※各年度9月時点(令和8年度は計画値)

### 4 介護人材の不足見込

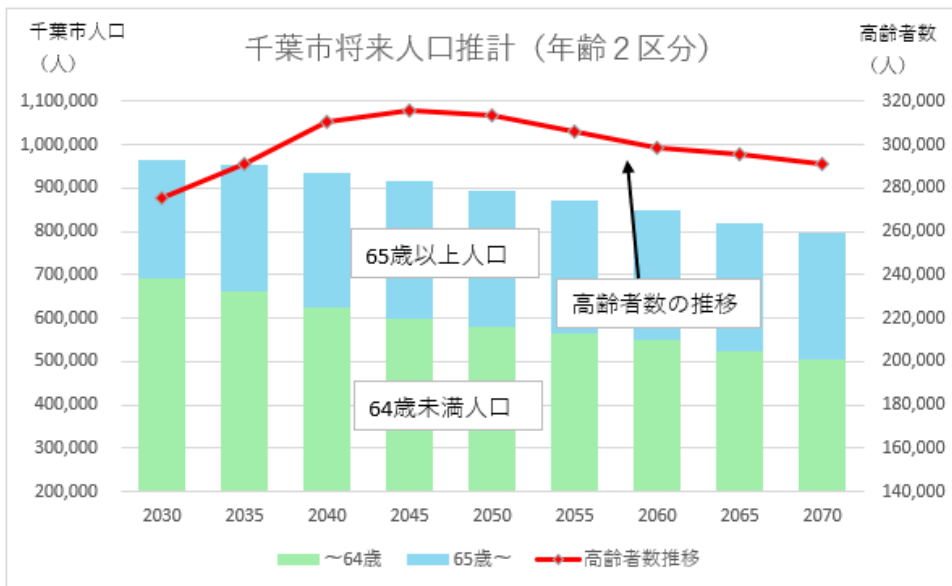
	需要見込(A)	供給見込(B)	不足人数(A)-(B)
R8年(2026年)	16,729人	15,021人	1,708人
R22年(2040年)	19,124人	14,900人	4,224人

※第9期介護保険事業計画の介護サービス見込量に基づき千葉県が推計した介護人材の必要数をもとに試算。

## 5 特別養護老人ホーム等の築年数



## 6 高齢者数の推計



## ■ 厚生労働省

# 23 医療的ケア者支援に係る財政措置について

## 1 生活介護における基本報酬の改定

生活介護の基本報酬に医療的ケア者の支援の負担を評価する区分を設けること。

## 2 福祉型短期入所における加算の創設

福祉型短期入所サービスについても、医療型短期入所サービスの医療型短期入所受入前支援加算と同様の加算を設けること。

### 国の現状

- ・令和3年度の報酬改定において、障害児通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）には、厚生労働省科学研究において開発された新たな医療的ケア判定スコアに基づき、医療的ケア児への支援の負担を評価した基本報酬が設定された。
- ・障害者の通所サービスである生活介護においては、医療的ケア者への支援の負担を評価した基本報酬は設定されず、令和6年度の報酬改定においても設定されなかった。
- ・医療型短期入所においては、令和6年度報酬改定で医療的ケア児者が短期入所事業所を利用する前の医療的ケア手技等の確認調整を評価した「医療型短期入所受入前支援加算」が創設されたが、福祉型短期入所には設定されなかった。

### 千葉市の現状・課題

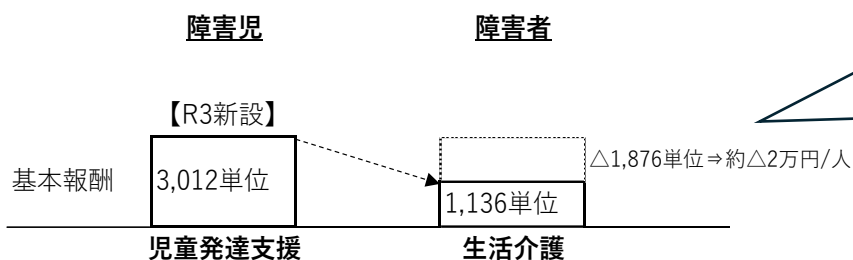
- 1 医療的ケアが必要となる方に対し、安心・安全な支援を行うためには、看護師等の医療職や喀痰吸引等が行える福祉職等、専門性の高い職員が必要となり、事業所の負担が大きくなる。医療的ケア児については、その負担を評価した基本報酬が設定された一方で、医療的ケア者については基本報酬で評価されておらず、障害者のサービスへの事業者参入が進んでいない。  
そのため、本市では、令和8年度から医療的ケア者が利用する生活介護事業所に対し、市単独の加算金として1日1人あたり最大3千円を支給することにより、不足する医療的ケア者が利用できる生活介護事業への事業者の参入を図ることとした。  
しかし、全国統一のサービスである障害福祉サービスにおいて、障害に係る支援の負担を適切に評価し、報酬水準を改定するのは、本来、国の役割であることから、生活介護における医療的ケア者への支援の負担を評価する基本報酬区分の設定を要望する。
- 2 医療的ケア児者の利用にあたっては、福祉型短期入所においても医療型短期入所と同様に受入れ前の支援は必要であり、医療的ケア児者の利用の安全を高め、医療的ケア児者が利用する短期入所の裾野を広げるため、医療型短期入所受入前支援加算と同様の加算を福祉型短期入所についても創設することを要望する。

[担当] 保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 TEL 043-245-5174

## 参考資料等

### 1-(1). 児童発達支援と生活介護の報酬比較（1日/1人あたり）

○定員10人、サービス提供時間5時間、医療的ケアスコア32点以上



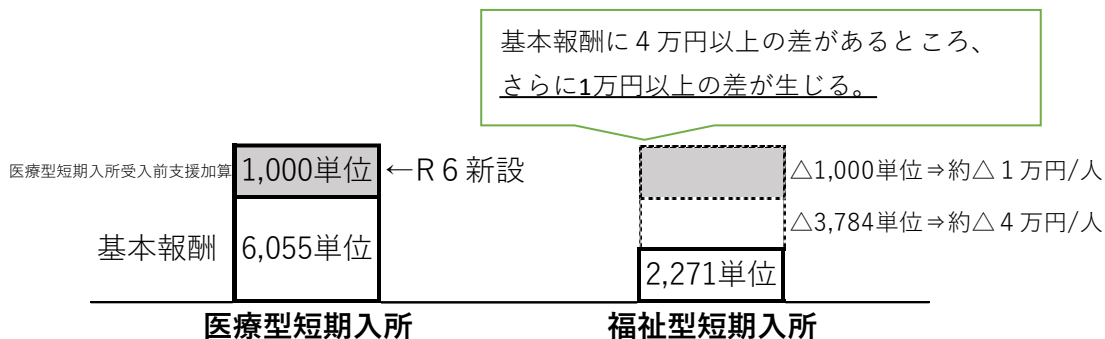
児の基本報酬は医療的ケアスコアにより単位数が異なるため、実際は5千円から2万円の差が発生している。（図は最大値）

### 1-(2). 生活介護の充足状況

医療的ケア者等 受入可能生活介護	医療的ケア者等 (令和5年度調査)	
83人分	117人	34人分の不足

## 2. 医療型短期入所受入前支援加算

○短期入所1泊2日利用 医療的ケアスコア16点以上 障害支援区分6の障害者に対し短期入所受入前に医療的ケアの手技等を確認した場合



### (参考) 他市における単独助成の状況

【単独助成を実施する自治体】								
サービス種別	札幌	仙台	横浜	川崎	相模原	堺	船橋	千葉(※)
障害児入所								
障害者入所			○	○				
短期入所	○	○	○	○		○	○	
共同生活援助		○		○		○		
生活介護		○	○	○	○	○		○
児童発達支援					○			
放課後等デイ					○			
療養介護					○			
その他		○			○			

※千葉市は生活介護について令和8年度から開始（短期入所は未実施）

## 24 特別児童扶養手当制度の抜本的な見直しについて

### 1 障害程度認定の明確化に向けた基準・診断書様式の見直し

児童の障害程度の認定について、認定請求者、地方自治体いずれにとっても明確かつ明瞭なものとし、制度の信頼性を高めるため、診断書から定量的に判断できる仕組みの導入などにより、障害程度認定基準及び診断書様式を抜本的に見直すこと。

#### 国の現状

- ・特別児童扶養手当の受給資格に係る認定事務は、平成27年4月、都道府県から指定都市へ権限移譲された。
- ・当該事務のうち最も重要なのは、対象児童の診断書の内容について、障害程度認定基準に則り、実施主体に置かれた医師による審査を踏まえ、実施主体が決定する障害程度の認定である。
- ・障害区分のうち、特に精神障害に係る区分について、障害程度認定基準や診断書の記載項目が極めて抽象的であり、実施主体ごとに障害の重症度の判断にばらつきが生じている。

#### 千葉市の現状・課題

- 1 権限移譲後、各自治体の認定請求件数に対する却下件数の割合（以下「却下率」という。）に大きなばらつきがあり、本市は却下率が相対的に高い。
- 2 令和3年度には、一部の報道機関により、却下率の実施主体間での大きなばらつきに加えて、本市を含む却下率の高い自治体に取り上げられ、審査の不公平感などに課題があると報じられた。
- 3 上記のばらつきを解消するため、同一の障害程度であれば、どの実施主体が判断しても同じ結果となるよう、問題行動のスコア化や年齢など障害以外に起因する介助の度合いを判断できるようにするなど、障害程度認定基準及び診断書様式について、抜本的な見直しをする必要がある。

[担当] 保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課 Tel 043-245-5173

## 参考資料等

### 1 特別児童扶養手当の認定請求に対する却下率

都市名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
札幌市	35.0%	12.2%	15.3%	4.4%	3.9%	5.9%	5.9%	3.2%	2.1%	2.1%
仙台市	2.9%	12.1%	6.3%	6.6%	7.1%	2.4%	5.3%	3.8%	10.6%	6.7%
さいたま市	1.2%	1.1%	1.0%	0.4%	1.4%	0.4%	1.1%	0.3%	4.7%	4.9%
千葉市	19.4%	34.3%	43.7%	36.7%	39.7%	37.6%	32.8%	<b>31.0%</b>	<b>20.1%</b>	<b>20.7%</b>
横浜市	4.7%	3.9%	4.8%	4.2%	63.5%	62.2%	62.6%	58.2%	49.2%	37.3%
川崎市	8.7%	15.5%	15.4%	12.5%	7.6%	11.1%	8.8%	8.2%	9.1%	8.5%
相模原市	5.1%	2.4%	4.9%	5.3%	5.2%	8.4%	6.8%	10.4%	9.5%	9.7%
新潟市	5.0%	3.7%	10.1%	5.5%	3.5%	4.5%	2.7%	1.6%	3.2%	2.9%
静岡市	19.6%	12.2%	9.0%	1.6%	2.3%	1.1%	1.2%	0.6%	1.6%	0.0%
浜松市	2.9%	1.7%	5.0%	6.3%	2.7%	7.8%	8.1%	9.5%	7.4%	7.7%
名古屋市	0.0%	0.6%	1.1%	0.2%	0.8%	0.9%	0.3%	0.5%	0.9%	1.8%
京都市	1.9%	1.9%	2.1%	2.2%	2.9%	3.8%	2.9%	2.0%	4.4%	2.1%
大阪市	1.0%	0.6%	0.0%	12.8%	6.3%	9.7%	8.5%	10.1%	9.0%	9.3%
堺市	1.9%	2.8%	3.4%	14.3%	7.4%	7.2%	7.6%	11.1%	7.4%	5.2%
神戸市	4.2%	3.0%	2.6%	1.5%	2.2%	0.9%	1.7%	3.8%	4.4%	5.8%
岡山市	6.6%	7.7%	9.7%	6.8%	8.6%	4.8%	8.7%	5.8%	4.3%	6.2%
広島市	4.1%	4.8%	5.3%	4.7%	6.7%	20.5%	19.4%	7.7%	7.9%	10.6%
北九州市	4.9%	0.6%	5.7%	4.7%	9.5%	2.3%	4.3%	2.1%	4.3%	1.7%
福岡市	0.2%	1.6%	2.2%	3.7%	6.5%	12.0%	10.7%	7.7%	5.5%	4.7%
熊本市	6.0%	14.7%	16.6%	7.3%	7.5%	9.3%	1.9%	1.7%	2.2%	3.1%
指定都市 (平均)	6.8%	6.9%	8.2%	7.1%	9.8%	10.6%	10.1%	9.0%	8.4%	7.6%
都道府県 (平均)	6.0%	7.1%	7.4%	7.7%	8.2%	7.8%	7.9%	7.3%	7.2%	7.4%

※1 「福祉行政報告例（厚生労働省）」を基に作成

※2 H27.4～地方分権改革に係る第4次一括法により都道府県から指定都市へ権限移譲

## 2 診断書様式・障害程度認定基準

### (1) 診断書様式（知的障害・精神の障害用）【抜粋】

現在の病状又は状態像		左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。
.....	.....	
⑩ 発達障害関連症状	1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他 ( )	
.....	.....	
⑪ 問題行動 及び習癖	1興奮 2暴行 3多動 4拒絶 5自殺企画 6自傷 7破衣 8不潔 9放火・弄火 <sup>ろう</sup> 10器物破壊 11徘徊・浮浪 <sup>はいかい</sup> 12盗み 13性的逸脱行動 14排泄の問題（尿失禁、便失禁、便こね、その他） <sup>せつ</sup> 15食事の問題（拒食、異食、大食、小食、偏食、その他） 16その他 ( )	
.....	.....	
⑬ 日常生活能力の程度 (必ず記入してください)	1 食事 (全介助・半介助・自立) 2 洗面 (全介助・半介助・自立) 3 排泄 <sup>せつ</sup> (おむつ必要・おむつ不要 ) (全介助・半介助・自立 ) 4 衣服 (脱げない・着れない・ ボタン不能・自立 )	5 入浴 (全介助・半介助・自立) 6 危険物 (全くわからない・特定の物、 場所はわかる・大体わかる ) 7 睡眠 (夜眠らず騒ぐ・時々不眠 ) (寝ぼける・問題なし )
上記の内容を具体的に記載して下さい。		

(2) 障害程度認定基準【抜粋】

D 知的障害

- (1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの

なお、この場合における精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。

- (3) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。  
また、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。
- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

E 発達障害

- (1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。
- (2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。  
また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。
- (3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの

- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

## ■ 厚生労働省

# 25 障害福祉サービスに係る十分な財政措置について

## 1 訪問系サービスに係る国庫負担基準の廃止と実費による算定

現行の訪問系サービスの国庫負担基準（以下「国基準」という。）を廃止し、他の障害福祉サービスと同様に、給付に要する実際の費用の1/2を国庫負担とすること。

## 2 重度訪問介護に係る国基準の実態に即した水準への見直し等

1が是正されるまでの措置として、次期報酬改定において、重度訪問介護に係る国基準を実態に即した水準に見直すとともに、居宅介護については、障害支援区分1から4の介護保険対象者を国庫負担の対象とし、障害支援区分5から6の介護保険対象者の国基準を更に引き上げること。

### 国の現状

- ・障害福祉サービスの費用は、1/2を国が負担することが義務化されているが、訪問系サービスにのみ、法の趣旨を逸脱し、政令により国の負担範囲を狭く限定している。これにより、多くの市町村で超過負担が生じている。
- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、国基準の見直しにより、一定の改善はなされ、また、令和8年度に実施された臨時報酬改定においては、処遇改善加算の見直しに連動した国基準の改正が行われたものの、その水準は依然として低い。
- ・特に、重度訪問介護については、サービス利用が多い地方自治体において、超過負担が深刻化しているほか、居宅介護における介護保険対象者（障害支援区分5、6）の基準は、介護保険非対象者の基準の5～6%程度と不十分であり、障害支援区分1～4については引き続き対象外である。

### 千葉市の現状・課題

- 1 他市の市町村と同様に、本市においても、障害の重度化や家族の高齢化、地域移行等により、訪問系サービスの費用は年々増加し、多額の超過負担が生じており、今後も増加が見込まれることから、持続可能な制度の維持が困難な状況となっている。  
特に大都市においては、24時間対応可能な居宅介護事業者があるなど、地方に比べてサービス基盤が整っていることから、超過負担が生じている市の割合は全国の割合に比べて高く、本市においては15億円の超過負担が生じている。（超過負担の割合 R6：指定都市 75%、H25：全国 24%）  
今後も、入所・入院されている方の地域生活への移行を推進していくためには、その支援の基盤である訪問系サービスに係る十分な財政措置が不可欠であることから、現行の訪問系サービスの国基準を廃止し、他の障害福祉サービスと同様に、実際の費用の1/2を国庫負担とすることを要望する。
- 2 1が是正されるまでの措置として、令和9年度の次期報酬改定において、重度訪問介護の国基準を実態に即した水準に見直すとともに、介護保険対象者の対象範囲の拡大と重度者の国基準を更に引き上げることがを要望する。  
重度訪問介護については、重度の障害のある方の在宅生活を支援する基盤であり、障害者が住み慣れた地域で生活し続けるために必要なサービスであるが、訪問系サービスの中でも国基準と給付実態の乖離が著しく、早急な制度改正が必要である。本市の訪問

系の超過負担額 15 億円のうち重度訪問介護における超過負担額は 10 億円と 2/3 を占めている。このような状況が続くのであれば、施設から地域への移行を進めることは難しくなる。

また、介護保険対象者については、国の説明では、必要なサービスは介護保険から支給されることが前提となっているが、実態とは乖離していることから、国庫負担の対象とならない部分についてはすべて市の負担となっている。

[担当] 保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 Tel 043-245-5174

## 参考資料等

### 1. 訪問系サービスにおける超過負担について

(金額は億円単位)

年度	訪問系利用者	訪問系給付費 (A)	国基準額 (B)	国庫負担 (C) = (B) × 1/2	国庫負担割合 C/A	超過負担 (A-B) × 3/4
R2	1,950 人	33.3	23.2	11.6	34.8%	7.6
R3	2,057 人	38.4	25.7	12.9	33.5%	9.5
R4	2,182 人	41.8	29.0	14.5	34.7%	9.6
R5	2,281 人	48.6	31.2	15.6	32.1%	13.1
R6	2,431 人	55.0	34.7	17.4	31.6%	15.2

うち重度訪問介護における超過負担額は 10 億円と 2/3 を占めている。

### 2. 介護保険対象者（併給者）に係る国基準額について（令和 8 年 6 月以降）

#### 居宅介護

区分	介護保険併給者以外	介護保険併給者	介護保険併給者以外と比較した介護保険併給者の単位	
障害支援区分 1	6,550 単位	0 単位	0.0%	対象外
障害支援区分 2	7,420 単位			
障害支援区分 3	9,380 単位			
障害支援区分 4	14,620 単位			
障害支援区分 5	21,420 単位	1,120 単位	5.2%	5~6%程度
障害支援区分 6	29,410 単位	1,850 単位	6.3%	

#### 重度訪問介護

対象	区分	単位数	介護保険併給者以外と比較した介護保険併給者の単位	
介護保険併給者以外	障害支援区分 4	29,400 単位	-	40%程度
	障害支援区分 5	36,850 単位		
	障害支援区分 6	63,040 単位		
介護保険併給者	障害支援区分 4	14,780 単位	50.3%	40%程度
	障害支援区分 5	15,430 単位	41.9%	
	障害支援区分 6	23,130 単位	36.7%	

## ■ 厚生労働省

# 26 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について

## 1 資産調査における回答義務付け

生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、金融機関等への回答を義務付けするなど、法改正等の必要な措置を講ずること。

## 2 就労訓練事業に参入する事業者への税制優遇の拡大

就労訓練事業に参入する事業者への税制優遇を株式会社やNPO法人等にも拡大するなど、多種多様な事業者の更なる積極的な参入を促進する仕組みづくりを構築すること。

## 3 両制度に対する財政措置

「子どもの進路選択支援事業」の国庫補助金額及び国庫補助率の設定にあたっては、各自治体の被保護者数を考慮した上で、一律に取り扱うことなく地方の実情に応じたものにする。

自立相談支援事業をはじめとする各種事業については、各自治体が、地域の実情に応じて実効性のある事業を実施するための十分な基準額及び国庫負担・補助率を設定すること。

生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度について、人件費を含めた所要の財源に特段の措置を講ずること。

## 国の現状

- ・生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、官公署等の一部については回答を義務付ける規定が設けられている一方で、金融機関や生命保険会社及び被保護者等の雇用主等については、報告の求めができるという規定のみとなっている。
- ・認定就労訓練事業者に対する税制上の優遇措置の対象に株式会社やNPO法人等が含まれておらず、社会福祉法人の数に対し、NPO法人や株式会社の数は少ない。
- ・「子どもの進路選択支援事業」は、自治体の創意工夫による積極的な取組みが可能な制度となっており、貧困の連鎖を防止する事業として効果が期待されるものであるが、国庫補助基準額は1自治体あたり3,000千円程度とされ、人口が多い都市ほど需要からかけ離れる構造となっている。当該事業を真に実効性のある事業として実施するために、国庫補助基準額や補助率の見直しが必要である。
- ・また、自立相談支援事業等に係る国庫負担・補助基準額については、人口が増えるほど、人口1人当たりの基準額が逡減する設定になっており、実態にそぐわない人口規模区分となっている。
- ・更に、平成26年度まで全額国庫補助により実施されてきた生活保護の就労支援事業や、生活困窮者自立支援法の各事業において、地方負担が生じている。

## 千葉市の現状・課題

- 1 金融機関等が資料提供の求めに応じない場合には、被保護者等に関する資産状況の把握が適切に行えない状況に陥る可能性があり、不正受給の発覚を免れる事案が生じる。

2 就労認定訓練事業所数は令和6年度が23件に対し、令和7年度が29件と増加しているものの、受け入れ者数は4名（令和8年3月）にとどまっている。

3 「子どもの進路選択支援事業」については、進学や就職など、本人の希望を踏まえた進路選択に向けた支援を実施している。しかし、国庫補助金額が限られていることから、概ね15歳から18歳までの中学校を卒業した生活保護受給世帯の子どもやその保護者に対象者を限定せざるを得ない状況にある。

自立相談支援事業をはじめとする各種事業については、法施行後10年以上が経過し、利用者が大幅に増加し、実施体制の拡充が必要となっている。一方で、国庫負担・補助率については支援実績加算が設けられるなど、多少の改善が見られたものの負担が増加している。

生活保護費の国庫負担割合は3/4であり、生活困窮者自立支援制度の国庫負担割合又は国庫補助率は3/4から1/2の間で設定されており、負担が生じている

[担当] 保健福祉局保護課 TEL 043-245-5165

## 参考資料等

### 1 生活保護受給世帯・人員・保護率・保護費の推移

(単位：世帯、人、%、百万円)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
世帯数	17,252	17,655	17,776	17,859	17,811	17,824
人員	21,095	21,488	21,508	21,484	21,332	21,158
保護率	21.6	22.0	22.0	21.9	21.7	21.4
保護費 (H20年度 を100とした 場合)	35,133 (170.3)	35,370 (171.4)	36,162 (175.3)	37,027 (179.4)	36,806 (178.4)	37,355 (181.0)

※世帯数、人員及び保護率は年度平均  
 ※令和7年度の保護費は見込み額

### 2 ケースワーカーの配置数の推移

(単位：人、世帯/人)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
現員数	194	198	200	201	205	207
標準数	212	215	216	216	215	216
不足数	△18	△17	△16	△15	△10	△9
一人当 り世帯数	88	88	88	87	86	85

※各年度4月1日現在

### 3 本市が行う自立支援の取組み（被保護者が対象）

(単位：人、円)

	事業開始 年月	年度	相談員数 等	対象者数 等	就労者数	保護費 削減額
被保護者 就労支援事業	H22.10～	R 5	24	1,995	908	151,051,376
		R 6	24	1,931	890	143,501,746
		R 7	24	1,952	937	152,700,411
被保護者 就労準備 支援事業	H23.4～	R 5	2	161	—	—
		R 6	2	103	—	—
		R 7	2	143	—	—

### 4 本市の被保護世帯における児童・生徒数

	小学生	中1	中2	中3	高1	高2	高3
R 8	437	93	91	104	60	77	65

※令和8年4月1日現在

5 本市が行う生活困窮者自立促進支援事業実績

(単位：人)

年度	区分	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	合計
R5	新規相談	471	666	538	557	424	227	2,883
	就労準備支援	35	41	36	27	36	12	187
	家計相談支援	56	128	91	104	60	69	508
	その他支援	172	152	131	108	39	59	661
	学習支援	-	-	-	-	-	-	314
	就労者	31	56	32	40	19	11	189
R6	新規相談	443	612	662	658	464	250	3,089
	就労準備支援	21	36	39	29	14	9	148
	家計相談支援	95	154	123	153	56	65	646
	その他支援	150	129	177	86	60	50	652
	学習支援	-	-	-	-	-	-	324
	就労者	38	45	19	30	16	10	158
R7	新規相談	516	725	590	483	550	253	3,117
	就労準備支援	18	51	42	36	14	9	170
	家計相談支援	71	215	139	158	78	71	732
	その他支援	130	151	152	89	78	55	655
	学習支援	-	-	-	-	-	-	-
	就労者	38	71	23	33	19	14	198

※生活自立・仕事相談センター若葉はH29年7月に、生活自立・仕事相談センター花見川はR2年9月に、生活自立・仕事相談センター緑はR3年9月に、生活自立・仕事相談センター美浜はR4年9月に開設。

6 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和7年度当初		令和8年度当初		(b) / (a)
	事業費	国 費 (a)	事業費	国 費 (b)	
生活保護事業費	37,800	27,832	37,500	27,629	0.992

※国費の算定基準：{事業費－(法第63条・法第78条調定額－不納欠損額)} × 3 / 4

## ■ 厚生労働省

# 27 国民健康保険制度への支援措置等について

## 1 公費負担の更なる拡充

財政基盤強化のため、国と地方の合意に基づき行われている、毎年度3,400億円規模の財政支援を確実に実施したうえで、国庫負担金等公費負担の更なる引き上げ措置を講ずること。

## 2 国民健康保険国庫負担金減額調整措置の廃止

地方単独事業として実施している医療費助成に係る、国民健康保険国庫負担金減額調整措置をすべて廃止すること。

### 国の現状

- ・国民健康保険は、公費で保険給付費の約50%を負担する仕組みとなっているが、高齢者が多いことなどから医療費水準が高く、低所得者の加入割合も高いなど、構造的な課題を抱えており、他の医療保険と比べて保険料負担率が高い。
- ・平成30年度に実施された国保の広域化と併せて、公費投入による財政支援が3,400億円に拡充され、以降、その規模は保たれているが、財政支援拡充の効果は限定的であり、医療の高度化等に伴う医療費の増に伴い、今後も国保財政は厳しい状況が続くことが見込まれる。
- ・地方単独事業として実施しているこどもへの医療費助成については、令和5年12月の「こども未来戦略」により、令和6年度診療分から、高校生世代までの医療費自己負担分の軽減に対する減額措置が廃止となったが、心身障害者及びひとり親家庭への医療費助成に伴う減額調整措置は引き続き行われている。

### 千葉市の現状・課題

- 1 平成30年度に国保の運営が広域化され、それに併せて公費も拡充となり、財政基盤の強化等の措置が講じられた結果、本市が行っていた収支不足の繰入は解消したが、一人当たりの保険給付費の伸びに伴い、納付金を支払うための保険料は年々増加している。  
また、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険者に納付が義務づけられる「子ども・子育て支援納付金」が、令和10年度にかけて段階的に増額となるため、被保険者の負担は更に増える。  
加えて、今後予定されている被用者保険の更なる適用拡大により、一定の所得を有する被保険者の多くが国保を脱退することで、低所得者層や中間所得者層の保険料負担が更に増加する可能性がある。  
保険料の負担軽減を図るには、広域化に併せて実施された公費拡充では不十分であり、国保制度を真に持続可能なものとするためには、更なる公費の拡充が不可欠である。
- 2 地方単独事業の医療費助成に係る国庫負担金の減額分は、県に支払う納付金に転嫁されることから、被保険者の保険料負担にも影響が生じている。  
障害者等への医療費助成は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、国庫負担金の減額調整措置は、すべて廃止する必要がある。

[担当] 保健福祉局医療衛生部健康保険課 TEL 043-245-5143

## 参考資料等

### ○保険者別の比較（令和4年度）

【出典：国保中央会資料】

保険者	加入者平均年齢	一人当たり医療費	一人当たり平均所得	保険料負担率*1 (一人当たり保険料*2)
市町村国保	54.2歳	40.6万円	96万円	9.5% (9.1万円)
協会けんぽ	38.9歳	20.4万円	175万円	7.2% (12.5万円*3)
健保組合	35.9歳	18.4万円	245万円	5.7% (13.9万円*3)

\*1 一人当たり平均所得を一人当たり保険料で除して算出

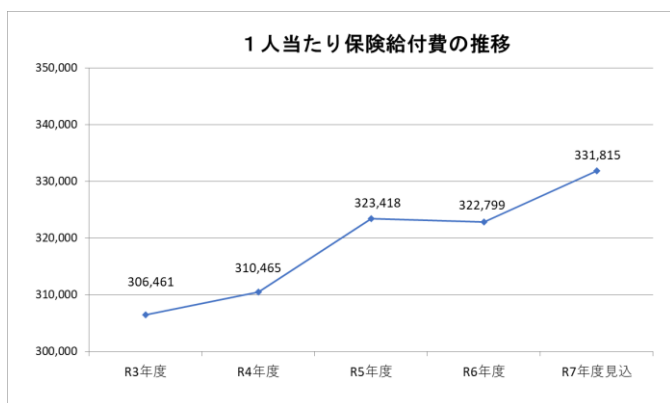
\*2 医療分・後期分のみ金額

\*3 本人負担分の保険料

### ○保険料応益割軽減対象者の推移

区分		R4	R5	R6	
国 軽 減 制 度	7割	世帯数	35,097	35,139	34,634
		割合(%)	28.6	29.8	30.0
	5割	世帯数	14,894	14,141	13,562
		割合(%)	12.2	12.0	11.8
	2割	世帯数	13,976	13,289	12,852
		割合(%)	11.4	11.3	11.1
	合計	世帯数	63,967	62,569	61,048
		割合(%)	52.2	53.0	52.9

### ○1人当たり保険給付費の推移



### ○保険料改定率の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全体	1.3%	2.9%	1.8%	2.2%	4.8%
医療・後期・介護分	1.3%	2.9%	1.8%	2.2%	2.0%
医療・後期分	0.7%	3.0%	2.0%	2.4%	1.9%
介護分	7.6%	1.3%	0.0%	0.0%	2.5%
子ども分*	-	-	-	-	2.8%

\*子ども分は令和8年度より賦課 改定率は全体の改定率に与える影響を記載

### ○子ども・子育て支援金に関する試算

	加入者一人当たりの支援金額		
	令和8年度試算額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額
国民健康保険 (市町村国保)	200円 (参考) 一世帯あたり 300円	300円 (参考) 一世帯あたり 450円	400円 (参考) 一世帯あたり 550円

※R7.12 ことば家庭庁 による試算

### ○被用者保険の適用拡大（年金制度改正法【令和7年6月】）

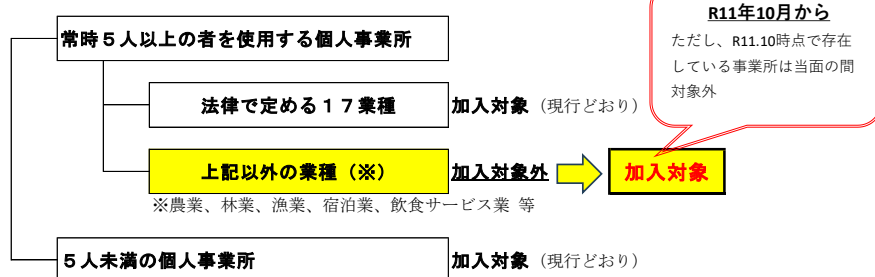
[短時間労働者の加入要件の見直し]

[個人事業所の適用対象の拡大]

51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業
現在の対象	R9年10月から	R11年10月から	R14年10月から	R17年10月から

(段階的に対象を拡大し、最終的には企業規模要件を廃止)

※週20時間以上勤務の労働者が対象



### ○地方単独事業医療費助成に係る国庫負担金減額の推移

(単位：千円)

	R2	R3	R4	R5	R6
障害者への医療費分	201,000	203,000	185,000	199,000	219,000
ひとり親家庭への医療費分	5,000	23,000	22,000	24,000	21,000
計	206,000	226,000	207,000	223,000	240,000

※ひとり親家庭への医療費助成は令和2年11月から実施

(参考)	R2	R3	R4	R5	R6
子どもへの医療費分	16,000	13,000	16,000	14,000	1,000

※子どもへの医療費助成は令和6年度診療分より減額措置廃止

## 28 2050年ネット・ゼロに向けた事業者への取組支援及びくらしの脱炭素の推進について

### 1 産業部門に対する財政支援

産業部門における温室効果ガス排出量の大幅な削減に向け、「GX2040ビジョン」や「分野別投資戦略」で示された設備投資や中小企業のGXなどを進めるための財政支援を着実に実施すること。

### 2 WTO政府調達協定の見直し

再生可能エネルギーの地産地消を進めるために、政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の適用について、産地の指定を認めるなどの見直しを実施すること。

### 3 家庭部門における行動変容を促すためのインセンティブの構築

脱炭素推進につながるポイント付与事業などを構築し、国において必要な財源を確保すること。

## 国の現状

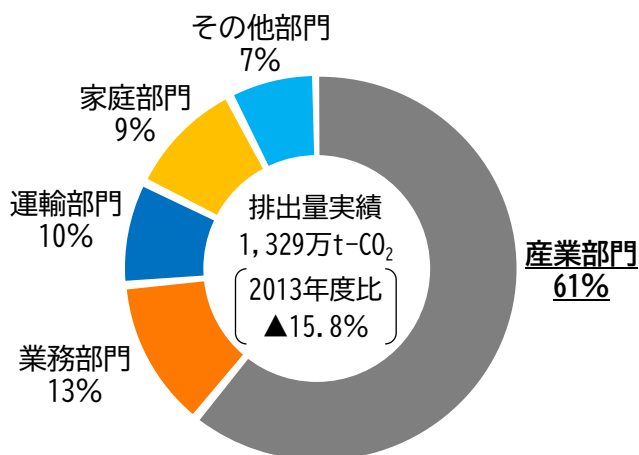
- ・地球温暖化対策計画、第7次エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンを一体的に、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に取り組んでいる。
- ・GX実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」の遂行により、重点分野でのGX投資を促進している。
- ・2050年ネット・ゼロ及び2030年度削減目標の実現に向けて、自治体が主導する地域脱炭素の取組を推進するとともに、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動「デコ活」を展開している。

## 千葉市の現状・課題

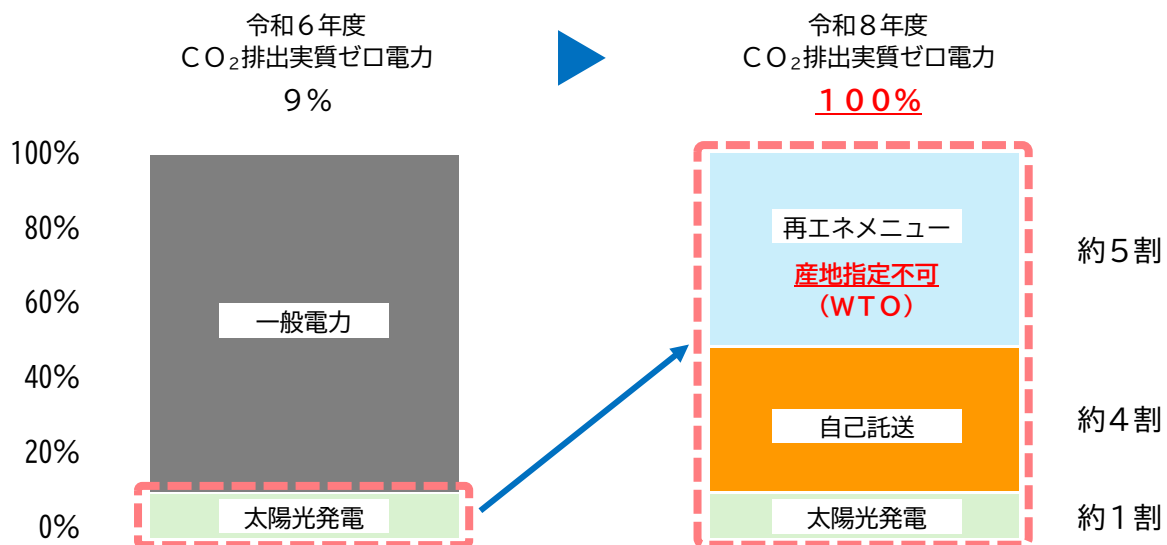
- 1 千葉市全体の温室効果ガス排出量のうち、産業部門は約6割を占めており、2050年ネット・ゼロを目指すには、産業部門の脱炭素化への取り組みが大変重要となる。京葉臨海コンビナートカーボンニュートラル推進協議会への参画、廃棄物ケミカルリサイクル技術の開発、CCS事業など、周辺の自治体や企業と連携し取り組んでいる。取引先も含めた温室効果ガス排出量（Scope3）の削減の重要度が増している中、中小企業においても、省エネ設備の導入などGXを推進する必要がある。
- 2 再生可能エネルギーの地産地消を進めるために、市有施設に市内産の再生可能エネルギーの導入を検討しているが、政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）では、産地の指定を禁じているため、障害となっている。
- 3 家庭部門における温室効果ガスの削減に向けては、一人ひとりの行動変容が必要不可欠であり、くらしの脱炭素を推進することが2050年ネット・ゼロにつながるものの、行動変容を促すためのインセンティブが不足している。

[担当] 環境局環境保全部脱炭素推進課 TEL 043-245-5263

1 千葉市域の温室効果ガス排出量の部門別内訳(2021年度)



2 市有施設の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロの達成(令和8年4月)



## 29 持続的なプラスチックリサイクルシステムの構築について

### 1 拡大生産者責任の考え方に基づく役割分担の見直し

販売・製造・輸入事業者における再商品化経費の費用負担や、自主回収・再商品化の実施などの責任を明確にすること。

### 2 プラスチック使用製品の識別表示の義務化

市民の分別排出が容易になる仕組みづくりを行うこと。

### 3 プラスチック使用製品の分別収集・再商品化への適切な財政措置

特別交付税から普通交付税への移行を検討するなどの制度見直しにより、市町村の財政負担の軽減を図ること。

### 4 リチウムイオン電池等の適正処理の推進

使用済プラスチック資源の再商品化の支障にもなることから、実効性ある処理対策を講じること。

## 国の現状

- ・令和3年度の第38回中央環境審議会において示された「温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)」では、発生抑制により廃プラスチック類を25%削減するなど、野心的な前提条件に基づき温室効果ガス削減量を試算している。
- ・プラスチック資源循環促進法では、プラスチック使用製品の分別収集及び再商品化が市町村の努力義務とされ、かかる費用は市町村の全額負担とされた。なお、費用の概ね2分の1について特別交付税が措置される。
- ・製造・販売事業者等による使用済みプラスチック使用製品自主回収・再資源化計画の認定制度が創設されたものの、認定数は令和8年1月時点で7件に留まっている。
- ・令和7年4月の環境省通知では、市町村が家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の安全な処理体制を構築することとされたほか、同年12月には、関係省庁が連携して「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を策定した。
- ・資源有効利用促進法では、製造事業者にリチウムイオン電池等の回収及び再資源化が義務付けられ、(一社)JBRCが一部のリチウムイオン電池等を自主回収している。
- ・電池の取り外しができない一体型製品は義務化の対象外であったが、令和8年4月から、モバイルバッテリー、携帯電話、加熱式たばこの回収及び再資源化が義務化される。

## 千葉市の現状・課題

- 1 プラスチックのリサイクル経費の多くの部分を占める収集運搬費、中間処理費及びプラスチック使用製品の再商品化に要する経費に加え、住民に対する周知啓発に係る経費が市町村の負担となる。リサイクルシステム全体における事業者の負担が軽いことが使い捨て容器の製造削減、過剰包装の見直し等が進まない一因となっており、製造事業者

等の再商品化経費の費用負担や、自主回収・再商品化の実施責任を明確にする必要がある。

- 2 プラスチックにかかる識別マークは、消費者がごみ分別する際に判別するためのよりどころとなる情報であり、高品質かつ効率的なリサイクルを推進するため、容器包装プラスチックだけでなくプラスチック使用製品にも表示を義務付ける必要がある。
- 3 プラスチック使用製品の分別収集・再商品化は、プラスチック製容器包装と同様に市町村に対し課せられた努力義務であることから、特別交付税から普通交付税への移行を検討するなど、国において適切な財政措置を講じることが求められる。
- 4 環境省通知の趣旨を踏まえ、リチウムイオン電池等拠点回収の回収拠点を増設するなどの適正処理対策を講じているが、多量に流通しているリチウムイオン電池等の火災事故を無くすためには、事業者の自主的な取組みが不可欠である。市民が適切に分別排出できるように、使用製品からの電池の取外しが容易な構造とするよう関係業界へ働きかけ、全ての使用製品本体に電池内蔵表示や取外しを促す表示を義務付けるとともに、全てのリチウムイオン電池等が（一社）JBRC及び製造事業者等の責任において自主回収・適正処理される制度を構築するなどの仕組みづくりが求められる。

[担当] 環境局資源循環部廃棄物対策課 TEL 043-245-5237

## 参考資料等

### 1 全国の自治体のプラスチック製容器包装分別収集実施状況（令和6年度）

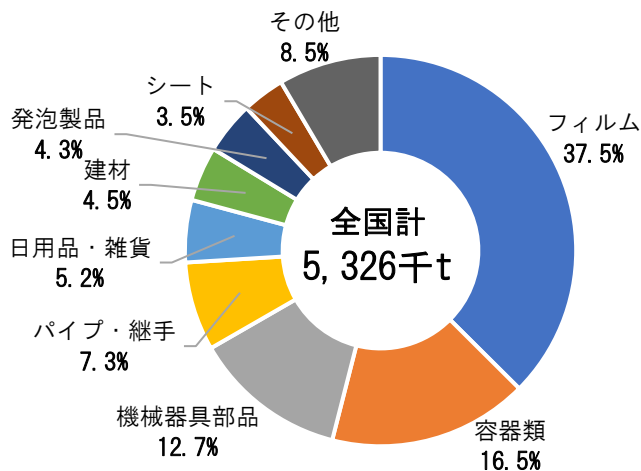
分別収集実施	77.5%
分別収集未実施	22.5%

※ペットボトルを除く

（出典：環境省発表資料）

### 2 プラスチック製品の生産量（令和6年度）

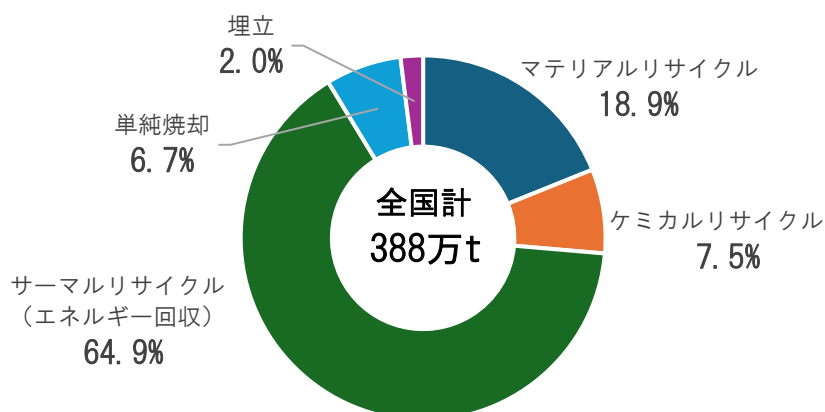
#### プラスチック製品生産量の内訳



（出典：生産動態統計（経済産業省）を基に千葉市作成）

### 3 プラスチックごみの処理量（令和6年度）

#### プラスチックごみ処理量（一般廃棄物）の内訳



（出典：（一社）プラスチック循環利用協会ホームページ「マテリアルフロー図」を基に千葉市作成）

4 (公財) 日本容器包装リサイクル協会が実施する入札の平均落札単価 (令和7年度)

(1) 有償入札 (再商品化事業者から容リ協への支払単価)

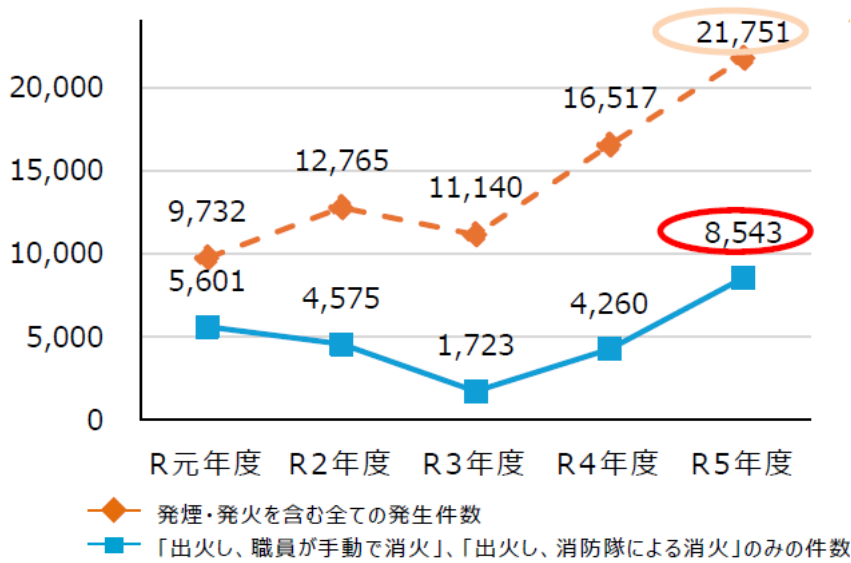
ペットボトル	63,776円/トン
紙製容器包装	4,375円/トン

(2) 逆有償入札 (容リ協から再商品化事業者への支払単価)

プラスチック	プラスチック製容器包装	66,084円/トン
	プラスチック使用製品	62,928円/トン
	白色トレイ	59,334円/トン
ガラスびん		12,577円/トン

(出典: (公財) 日本容器包装リサイクル協会ホームページ「落札単価と落札量の経年推移」を基に千葉市作成)

5 廃棄物処理施設における火災事故件数



(出典: リチウムイオン電池総合対策パッケージ (リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議))

## ■ 国土交通省・環境省

# 30 モノレール施設の脱炭素化に向けた設備整備支援の拡充について

## 1 回生車両への更新に必要な事業費の確保

カーボンニュートラルでレジリエントなモノレールとして機能するよう、VVVFインバータ搭載の回生車両への更新に必要な事業費を引き続き確保すること。

## 2 変電所や駅舎電気室、駅舎設備を高効率で省エネルギー性に優れた機器類に更新・改良する際の補助メニューの創設

カーボンニュートラルの実現に資する、変電所や駅舎電気室、照明や空調といった駅舎設備の高効率化、省エネ性に優れた機器類に更新・改良する際の補助メニューを創設すること。

### 国の現状

- ・国は「2050年カーボンニュートラル」に向け、鉄道部門のエネルギー消費効率をさらに高める方針を打ち出しているが、現状では車両単体の更新補助が中心であり、変電所や駅舎電気室のほか、照明や空調といった軌道駅舎設備を高効率で省エネルギー性に優れた機器類に更新・改良する際の補助メニューは存在しない。

### 千葉市の現状・課題

#### 1 回生車両の新造

- ・回生車両への更新及び電力貯蔵装置（令和4年度本格稼働）は、CO<sub>2</sub>削減効果だけではなく、災害時（停電時）においても最寄り駅まで車両の非常走行が可能となり、モノレール輸送の安全確保にも寄与するものである。
- ・車両更新については、耐用年数等を考慮しつつ千葉都市モノレール株式会社が実施しており、15編成中11編成が回生車両となっている。（令和7年度末）
- ・半導体不足等による製造期間の長期化や建造費の値上がりが課題である。
- ・財政投融资の活用等の検討などにより資金調達に努めているが、更新費用は1編成当たり約10億円を見込み、会社は今後も厳しい経営状況が続くものと捉えている。

#### ※回生車両への更新

期間：平成24年度～令和9年度

費用：約10,000百万円／15編成

進捗：15編成中11編成の更新を完了（令和7年度末）

支援：市は会社支援措置の一環として、車両建造費の1／2について支援することとしている

#### 2 変電所や駅舎電気室、駅舎設備を高効率で省エネルギー性に優れた機器類に更新・改良する際の補助メニューの創設

- ・変電所や各駅舎の変電設備等が耐用年数の経過を迎えることを機に、高効率で省エネルギー性に優れた機器類への更新を計画・実施している。

対象：千葉変電所、モノレール全18駅の電気室、空調設備、照明設備

- ・カーボンニュートラルの実現に資する、変電所や駅舎電気室、駅舎設備の高効率化、省エネ設備の導入・改修などにより、事業全体の省エネルギー化を推進していく必要があるものの、多額の費用を要することから、市の財政負担が大きい。

※千葉変電所の更新、改良

期間：令和8年度～17年度

(令和8年度、9年度で設計、令和10年度～17年度で工事を予定)

費用：約5,000百万円

※駅舎電気室、駅舎設備（照明、空調）の更新、改良

期間：令和5年度～17年度

費用：約1,800百万円（1駅当たり約100百万円）

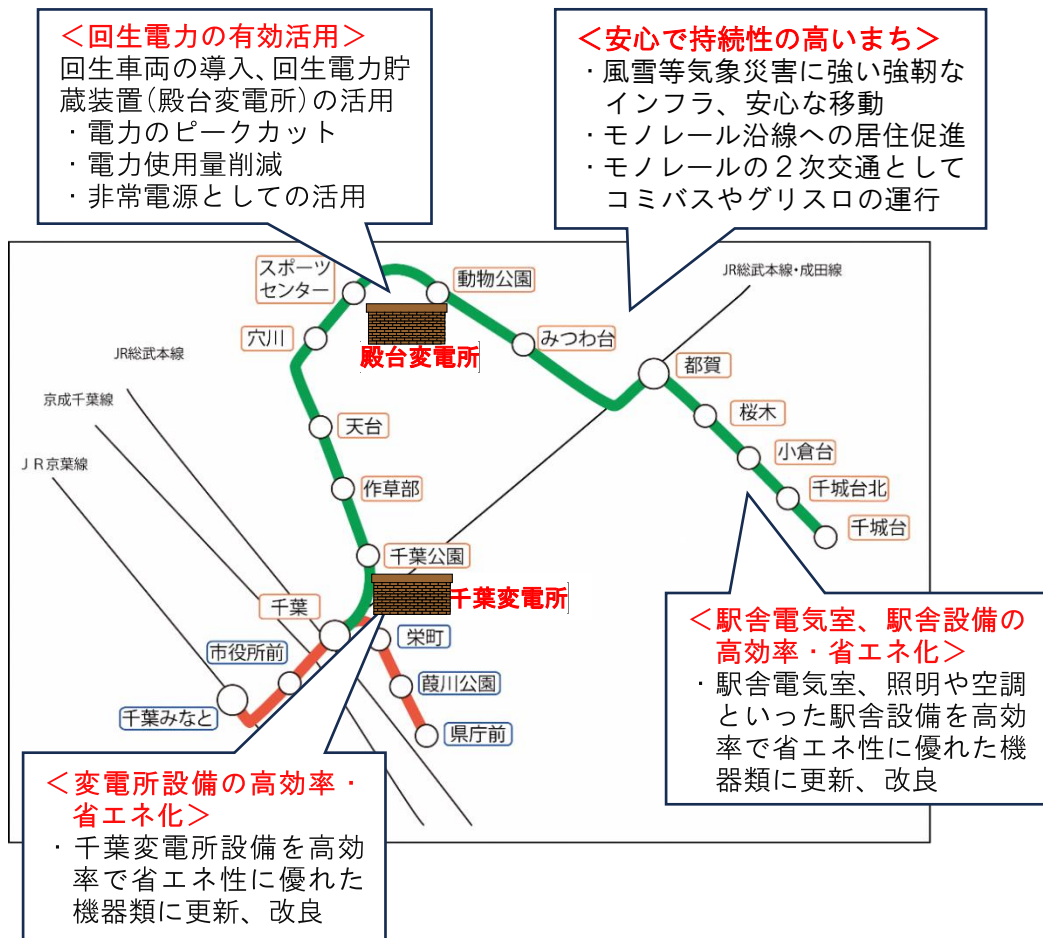
進捗：駅舎電気室は18駅中4駅で更新を完了（令和7年度末）

駅舎設備（照明、空調）は適宜更新

[担当] 都市局都市部交通政策課 TEL 043-245-5352

参考資料等

カーボンニュートラルでレジリエントなモノレールとして機能するよう、回生車両への更新による回生電力の有効活用のほか、変電所や駅舎電気室、駅舎設備の高効率・省エネ化を進め、魅力ある地域づくりを推進します！



## ■ 国土交通省

# 31 バス路線の維持確保に係る支援について

## 1 運転手の確保・育成に対する支援強化や、交通DXの取組推進

路線維持のために必要な運転手の確保・育成に対する支援強化や、車両の安全設備や労務システム整備等に対する財政的支援の拡充などの経営力強化に資する交通DXを推進すること。

## 2 事業者の経営に対する財政支援の拡充

路線バス事業者の運行経費への支援のほか、男女別トイレや休憩室など運転手の労働環境整備や回転場などの施設整備費の補助要件の緩和、また、施設整備に係る借地料なども支援対象に拡充すること。

## 国の現状

- ・令和6年からの自動車運転手の働き方改革の影響も含め、運転手不足が深刻となっており路線の廃止や減便につながっている。
- ・地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統やフィーダー補助運行についての支援制度は、地域公共交通計画との連動が要件化されていることや、男女別トイレ整備など運転手の労働環境整備のほか、回転場など路線維持のために必要な施設整備への支援は再編実施計画など法定計画の策定が必須となっている。
- ・「地域の公共交通リ・デザイン」として、利便性・生産性・持続可能性の高いネットワークの再構築や、車両の安全設備や労務システム整備など交通DXの取組みを推進しているが、事業者は費用対効果の折り合いがつかず、導入は進んでいない。また、全国的にもバス情報のG T F S化やオープンデータ化は進んでいない。
- ・超高齢者の免許返納などにより路線バスへの期待は高まる一方で、コロナ禍後の利用低迷や燃料価格高騰などにより厳しい経営状況が続く事業者は、経営改善のために国の認可を受けて運賃改定をしているが、これ以上の運賃改定は利用者逸失のおそれがある。

## 千葉市の現状・課題

- 1 本市の路線バス運転手の約5割が55歳以上で今後一斉に退職時期を迎えるため、運転手の確保のための、大型2種免許取得支援に取り組んできた。  
また近年は、運転手採用に係る広告費や紹介料にも支援を拡大しているが、十分な運転手の確保には至っていない。
- 2 燃料価格高騰への支援や、国の補助要件に合致しない生活路線を対象に運行欠損額の補助も実施しているほか、路線廃止により市民生活に大きな支障が生じる地域にはコミュニティバスやデマンド型交通を導入しているため、市の財政負担が大きい。
- 3 車両や営業所など運行に必要な既存のインフラ維持の財政負担が大きく、効率的な運行のために必要となる車庫や回転場などの新設は事業者にとって難しい状況にある。
- 4 持続可能な地域公共交通の維持確保のためには、将来を見据え、データに基づく議論が必要であるが、輸送収入や運転手数などの経営に関する情報や、運行便数などのバス情報は事業者から国に直接報告する制度であるとともに、紙面やPDFデータのためデジタル化や統一形式の採用など自治体がデータ活用しやすい環境整備が必要である。

- 5 経営力強化や利便性の向上につながる交通DX推進のため、事業者向けの研修会を開催し、理解向上や技術的支援に努めているほか、将来を見据え自動運転バスの社会実装を視野に入れた実証実験の取組も進めている。
- 6 複数市町村をまたいで運行するバス事業においては、運転手の確保育成や事業者の経営に対する支援は自治体単独では限界があり、広域的な観点での取組や支援が求められる。

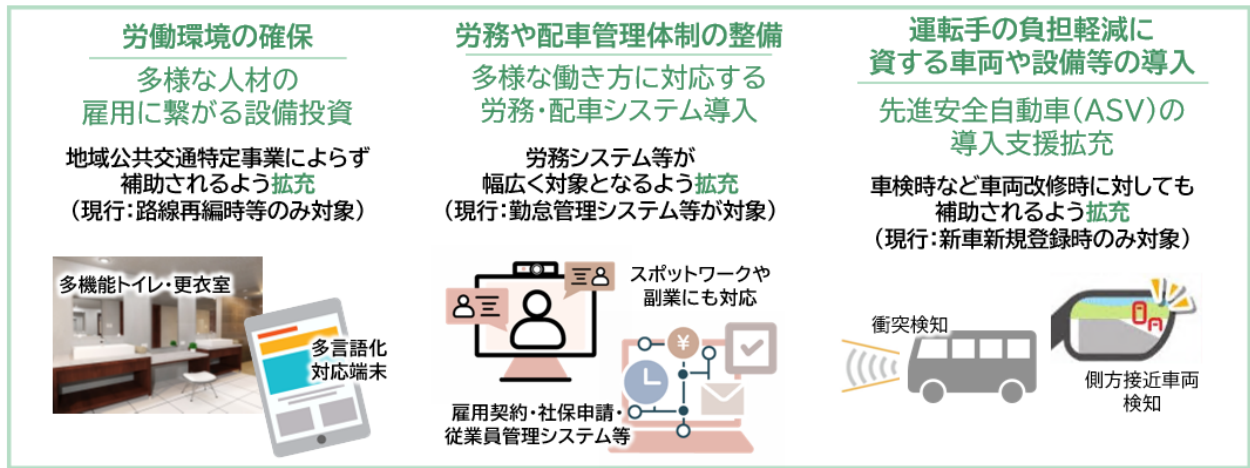
[担当] 都市局都市部交通政策課 TEL 043-245-5543

## 参考資料等

### 運転手の確保・育成、交通DXの取組推進、事業者への財政的支援



処遇改善の取組を更に充実させるとともに、多様な人材を多様な働き方で雇用できるような支援や、運転手の労務負担の軽減に取り組むことが必要である。



一部イラストは国土交通省 自動車総合安全情報HPより

### 交通DX推進のためのバス情報のオープンデータ化



GTFS普及のためには国による導入支援や技術的支援が必要であり、バス事業者や自治体が活用するための、利用者情報を含むバス情報のオープンデータ化が期待される。



## ■ 国土交通省

# 32 航空機騒音の改善について

## 1 早朝・夜間の時間帯における最大限の負担軽減

市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の騒音軽減策を講じること。

## 2 交差の解消・海上ルートへの移行

羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空を通過する航空機数の集中を解消すること。

## 3 新たな飛行方式の導入検討

航空機機材の技術革新等を踏まえ、千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいて、新たな飛行方式の導入を検討し、降下角の引上げ等による騒音軽減につなげること。

## 4 市民への丁寧な説明

騒音軽減策の取組状況や現在の運用状況等について、市民への説明を丁寧に行うこと。

### 国の現状

- ・平成17年の「羽田再拡張後の飛行ルート等に関する確認書」に掲げられた将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項（更なる高度の引上げ、海上ルートへの移行、交差の低減・解消等）について、確認書の締結から20年が経過したが、一部高度の引上げが行われた以外は、未だ実施に至っていない。
- ・令和2年3月から都心上空を通る新飛行ルートの運用により首都圏での騒音の共有が図られたが、その運用は昼間の一部時間帯に限られている。
- ・新飛行ルートで採用された降下角の引上げについて、千葉市上空を通過する従来の飛行ルートへの適用が検討されているが進展が見られない。
- ・新飛行ルートについては、ルート下の自治体からの固定化回避に関する要望等を受けて、新たな飛行方式の導入等を含めた騒音軽減策の検討が行われているが、千葉市上空を通過する従来ルートに対しては具体的な検討が示されていない。

### 千葉市の現状・課題

- 1 市民から深刻な苦情や事態の改善を求める要望が多く寄せられており、特に早朝・夜間の時間帯は市民生活への影響が非常に大きく、早期の負担軽減が不可欠である。
- 2 市民から国の取組状況等に関する丁寧な説明を求める意見や要望が寄せられている。

[担当] 環境局環境保全部環境規制課 TEL 043-245-5191

## 参考資料等

### 1 飛行ルート

平成22年10月21日から、羽田空港の4本目の滑走路(D滑走路)の供用が開始され、現在、南風好天時の6時から23時までの間、北方面から毎時最大12便（北側ルート）、南方面から毎時最大29便（南側ルート）の航空機が、本市上空の特定地域に飛来・交差して、過密集中している。それぞれ蘇我、千葉港地先より海上に抜け、羽田空港に向かい飛行している。なお、令和2年3月29日から、一部時間帯で、都心上空を通る新飛行ルートの運用を開始している。

#### ①南側ルートの高度引上げ本格運用（平成25年11月14日～）

南側ルートの航空機は、緑区上空を7,000～6,000フィートで通過した後、中央区千葉港付近上空で高度5,000フィートまで降下し、海上に抜け羽田空港に向かい飛行する。

#### ②北側ルートの高度引上げ本格運用（平成27年4月2日～）

北側ルートの航空機は、若葉区上空を4,500フィートで通過した後、緑区平山町付近上空で4,000フィートまで降下し、中央区上空から海上に抜け羽田空港に向かい飛行する。

これまでの飛行高度の引上げなどによる対策では騒音軽減効果が限定的であるため、将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項である海上ルートへの移行や交差の解消など抜本的な騒音軽減策の早期実施が必要である。

#### 【飛行高度引上げ図（南風好天時の着陸ルート）】



### 2 苦情受付件数

区分(年度)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	108	224	550	327	365	252	150	199
区分(年度)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	124	108	41	29	44	77	48	28

## ■ 国土交通省

# 33 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について

## 1 観光・産業の発展に寄与する、羽田空港アクセス線と連携したJR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援

異なる事業者間における運賃收受方法・収益配分や線路容量、費用負担等の制度的課題があることから、事業者だけでは解決困難である。課題解決に向け、鉄道事業者のみならず、国、東京都及び千葉県など幅広い関係者による前向きな協議調整が必要であり、国は主導的な役割を果たすこと。

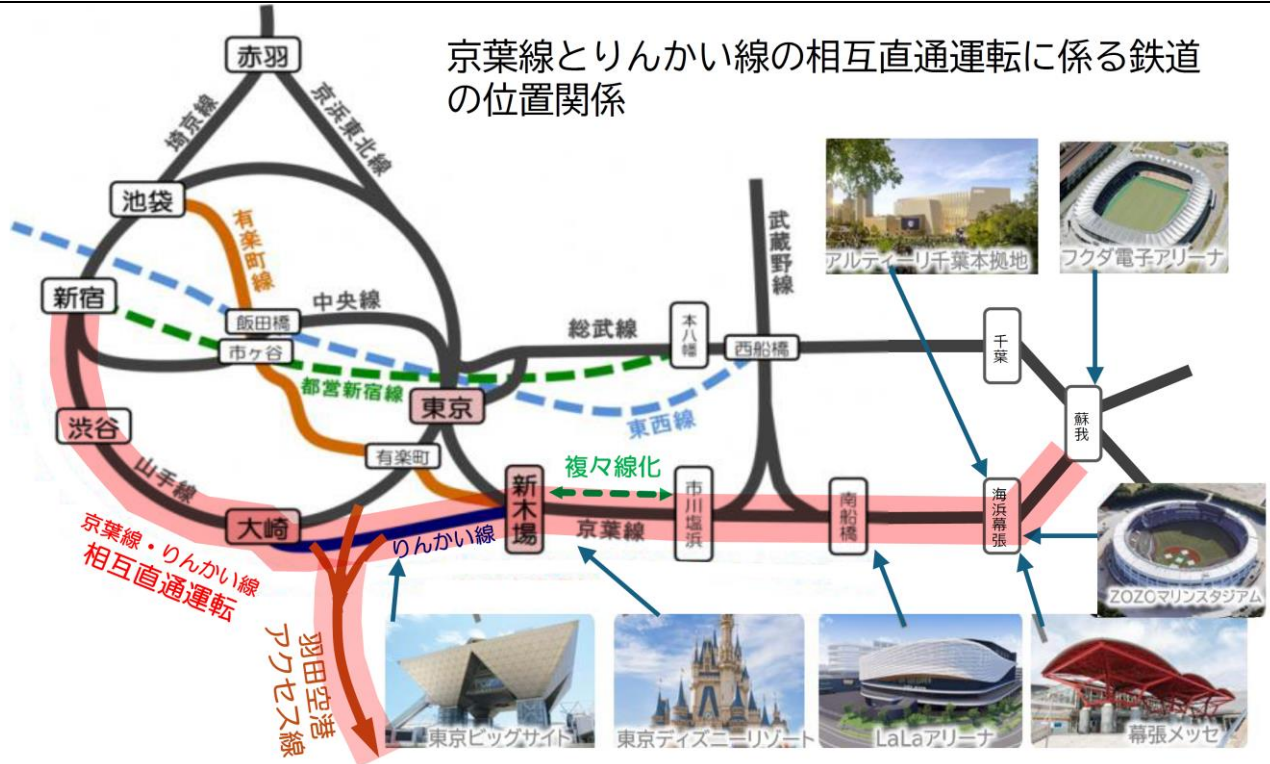
### 国の現状

・平成28年4月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、「羽田空港アクセス線の新設および京葉線・りんかい線相互直通運転化」が、国際競争力の強化に資するネットワークのプロジェクトに位置付けられた。その中で、京葉線・りんかい線相互直通運転化は、「関係鉄道事業者等において、運賃收受方法の課題等について、解決に向けた検討が行われることを期待」、「空港アクセス路線等が整備される場合は、その整備効果が広範囲に及ぶよう本事業との連携を期待」とされている。

### 千葉市の現状・課題

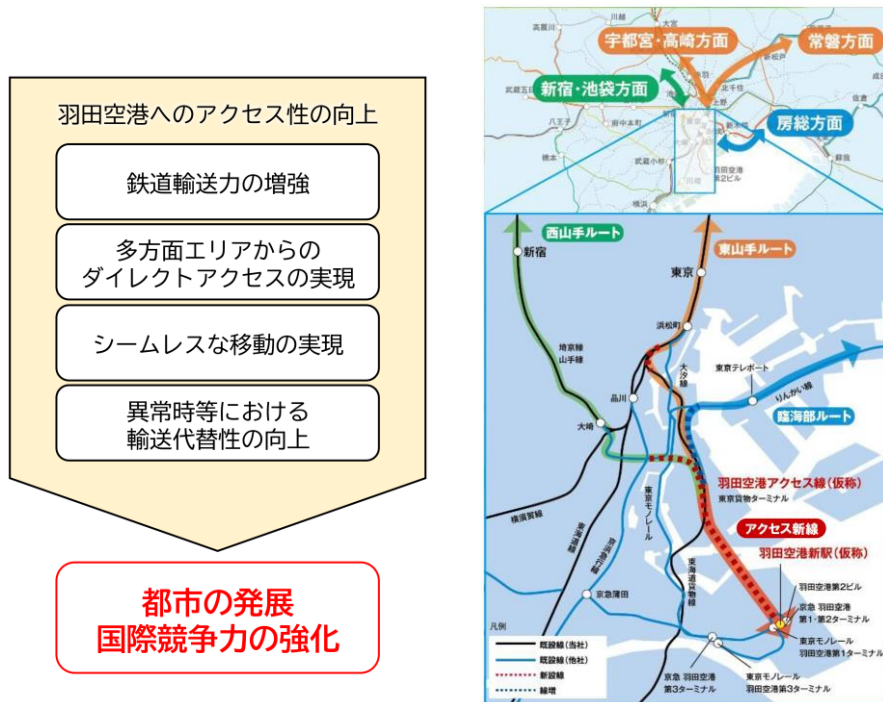
- 1 平成26年5月、本市は、沿線自治体で構成する「JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転促進に関する協議会」を設立し、調査研究を進めた。  
平成27年に同会が実施した調査においては、相互直通運転が実現した場合、利用者総便益が約52百万円/日増加すると推計される。
- 2 相互直通運転については、千葉県内自治体で構成する「千葉県JR線複線化等促進期成同盟」において国土交通省およびJR東日本に、また、千葉県・千葉市および幕張新都心まちづくり協議会の三者にてJR東日本および東京臨海高速鉄道に対し、要望活動を継続している。
- 3 本件の実現には、異なる事業者間における運賃收受方法・収益配分の整理、京葉線の線路容量不足、必要な設備投資および運営収支変動への費用負担の整理、アクセス線との運行調整などの課題がある。羽田空港アクセス線整備が進展する現段階で制度設計を行わなければ、将来的な改修コスト増大やネットワーク効果の発現遅延が懸念される。  
このような状況の中、課題解決に向け、鉄道事業者のみならず、国、東京都及び千葉県など幅広い関係者による前向きな協議調整が必要である。協議調整にあたっては、国に主導的な役割を果たしてもらいたい。

[担当] 都市局都市部交通政策課 TEL 043-245-5352



1 JR東日本による羽田空港アクセス線の状況

JR東日本は平成30年7月「羽田空港アクセス線構想の推進」を発表し計画を推進しており、令和5年6月には「東山手ルート」および「アクセス新線」の工事着手および令和11年度の開業を目指すことを発表した。令和6年7月の報道では、アクセス新線がりんかい線を経由し新木場駅方面につながる「臨海部ルート」についても令和11年度の開業を目標とすることが明らかとなった。



出典：令和5年4月 JR東日本プレスリリース  
「羽田空港アクセス線（仮称）の本格的な工事に着手します」

2 京葉線・りんかい線の相互直通運転に係る効果分析（平成27年に調査）

(1) 利用者便益

利用者総便益の増加 = 約52百万円/日

(所要時間短縮、交通費用減少、乗継利便性向上等)

(2) 地域社会への効果

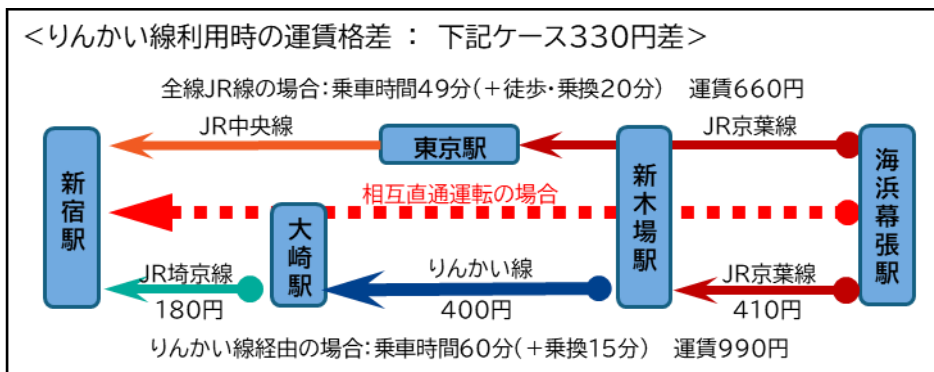
商業販売額の増加 = 約75億円/年（蘇我駅－新木場駅間）

地価上昇効果 = 約385億円上昇

3 相互直通運転実現に向けた主な課題

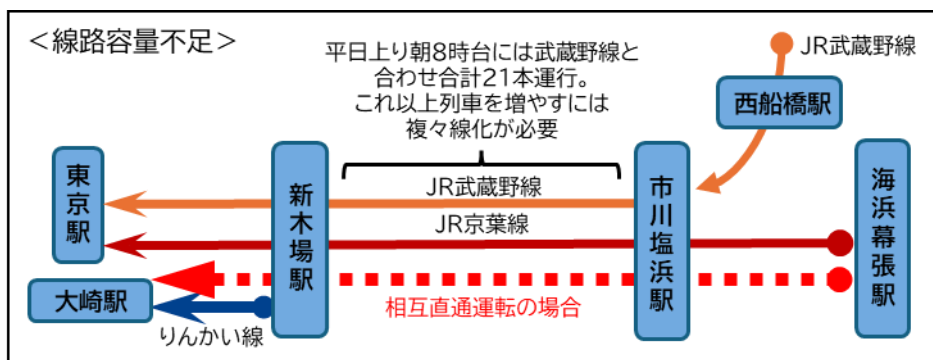
(1) 異事業者間の運賃収受

京葉線とりんかい線は鉄道事業者が異なるため、相互直通運転した場合、りんかい線を利用したのか確知できない。また、現状では、JR線を利用する場合とりんかい線を利用する場合で運賃が異なる。



(2) 京葉線の線路容量不足

平日上りピーク時間帯において、新木場駅から市川塩浜駅間は線路容量の限界まで列車が運行されている。東京方面への列車本数を維持しながら同時時間帯に相互直通運転するには、同区間の複々線化が必要。





## 34 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の整備推進について

### 1 「新湾岸道路」の計画の早期具体化 ……①

### 2 自動車専用道路および直轄国道の整備推進

- ・ 「（仮称）検見川・真砂スマートIC」および一体となって進めていく「一般国道357号（検見川立体）」 ……②
- ・ 「一般国道357号湾岸千葉地区改良事業（蘇我地区）」 ……③
- ・ 「京葉道路」の混雑解消のための対策 ……④
- ・ 「一般国道51号北千葉拡幅」 ……⑤

### 3 直轄国道の整備に向けた調査推進

- ・ 「一般国道16号（穴川地区）」の混雑解消のための対策 ……⑥
- ・ 「一般国道51号」の木更津方面とのアクセス整備（貝塚ランプ） ……⑦
- ・ 「一般国道51号」の千葉都心部への延伸整備 ……⑧

## 国の現状

- ・ 「新湾岸道路」について、コミュニケーション活動を沿線自治体などで開催し、複数案（ルート帯と構造）と評価項目（案）に関する情報提供や意見聴取を実施している。
- ・ 「一般国道357号東京湾岸道路（千葉県区間）」の検見川立体について、設計を実施している。
- ・ 「一般国道357号湾岸千葉地区改良事業（蘇我地区）」について、用地買収、関係機関との協議を実施している。
- ・ 「一般国道51号北千葉拡幅」について、全延長7.6kmのうち、千葉市域の0.7kmを含め3.8kmの区間が未整備区間となっている。

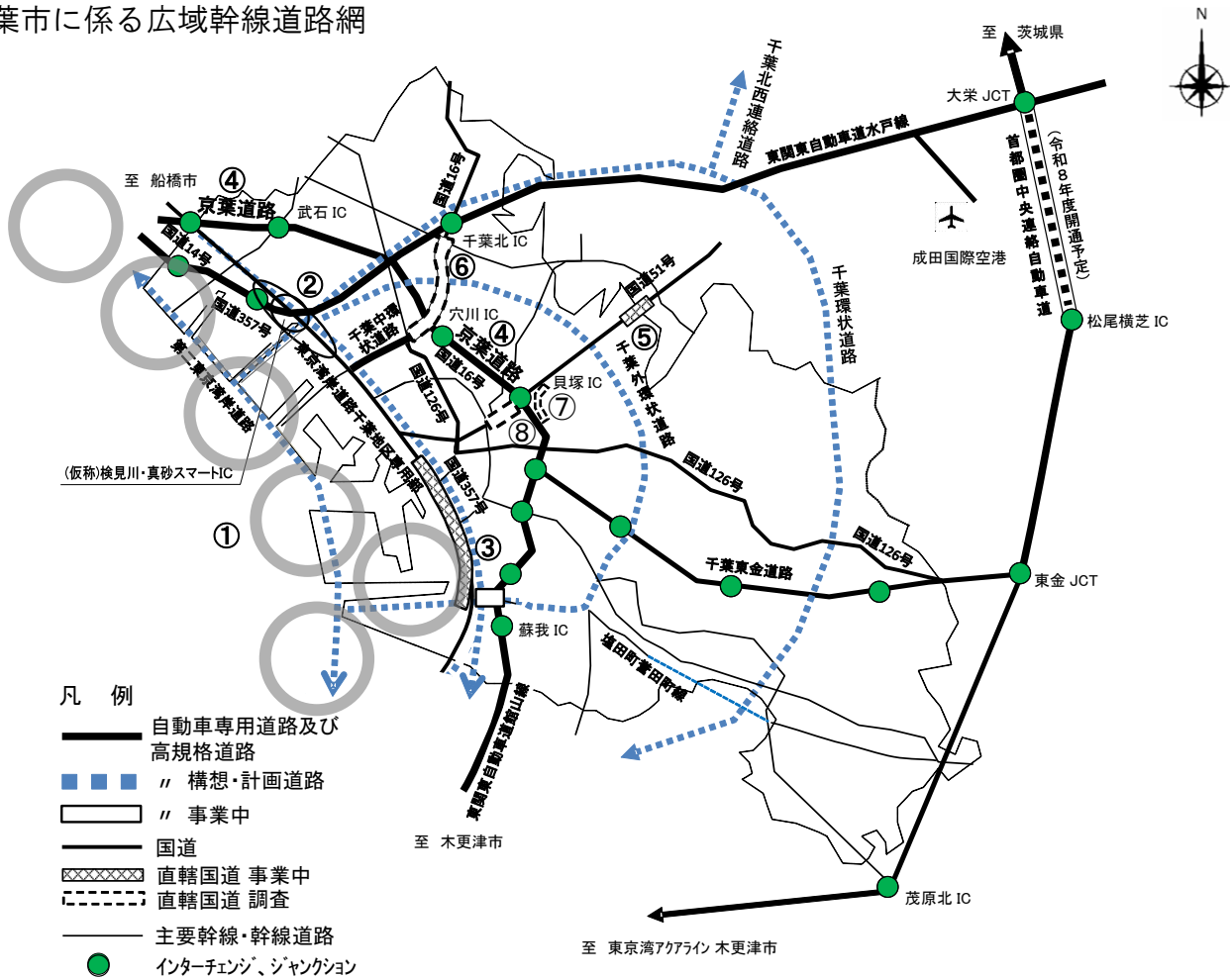
## 千葉市の現状・課題

- 1 湾岸地域が持つポテンシャルを十分に発揮させ、本市の持続的な発展に大きく寄与する「新湾岸道路」は極めて重要な道路であることから、計画の早期具体化が必要である。
- 2 市内の「京葉道路」や「一般国道51号」、「一般国道357号」では、各所で慢性的な渋滞が発生しており、ストック効果を高める道路ネットワークの整備の着実な推進が急務となっている。
- 3 内陸部を通過する高規格道路や自動車専用道路の機能強化として、市内でも有数の渋滞発生ポイントとなっている「一般国道16号」の穴川地区周辺の対策や、片側のみのアクセスとなっている「一般国道51号バイパス」と「一般国道16号」の木更津方面に接続するアクセス整備が急務となっている。

【担当】 建設局道路部道路計画課 TEL 043-245-5290

# 参考資料等

## 千葉市に係る広域幹線道路網



区分	名称	区間	要望	番号
自動車専用道路	新湾岸道路	外環高谷JCT周辺～蘇我IC周辺ならびに市原IC周辺	早期具体化	①
	(仮称) 検見川・真砂スマートIC	東関東自動車道水戸線 (接続位置：一般国道357号 千葉西警察入口交差点～真砂交差点)	整備推進	②
	京葉道路(混雑解消)	船橋市～千葉市	整備推進	④
	首都圏中央連絡自動車道	千葉県未供用区間(大栄JCT～松尾横芝IC)	—	—
直轄国道	一般国道357号検見川立体	一般国道357号 千葉西警察入口交差点～稲毛浅間神社前交差点	整備推進	②
	一般国道357号湾岸千葉地区改良	美浜区真砂2丁目～中央区問屋町(H28全線6車線供用)	—	—
		中央区問屋町～中央区塩田町(蘇我地区)	整備推進	③
	一般国道51号北千葉拡幅	若葉区貝塚町～佐倉市馬渡	整備推進	⑤
	一般国道16号穴川地区(混雑解消)	穴川交差点～東関東自動車道千葉北IC	調査推進	⑥
一般国道51号貝塚ランプ及び延伸	一般国道51号貝塚ランプ(北千葉拡幅バイパス区間)～ 一般国道16号(木更津方面)及び千葉都心への延伸	調査推進	⑦⑧	
高規格道路	第二東京湾岸道路	東京都～千葉県	—	—
	東京湾岸道路(千葉地区専用部)	千葉市～富津市	—	—
	千葉中環状道路 (千葉都心を囲む環状道路)	(都) 塩田町誉田町線(塩田町地区)	—	—
	千葉外環状道路 (千葉都心4～6km圏の環状道路)	千葉市～千葉市	—	—
	千葉環状道路 (周辺都市まで含む環状道路)	千葉市～市原市	—	—

## ■ 国土交通省

# 35 持続可能なまちづくりを支える道路ネットワークの形成に向けた道路整備を推進するための安定的な財源確保について

## 1 生産性の向上や防災機能の強化を図る道路、整備が本格化する高規格道路の財源確保

- ・塩田町誉田町線（塩田町地区）・・・①

## 2 社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業の拡充

- ・重要物流道路など一体となって機能する道路の整備・・・②
- ・交通結節点機能を強化する道路の整備・・・③
- ・ICアクセス向上に資する道路の整備・・・④

## 国の現状

- ・令和8年度「道路関係予算概要」の「主要施策の基本方針1 防災・減災、国土強靱化」における「(1) 災害に強い国土幹線道路ネットワーク」の項目に、「高規格道路の未整備区間の整備」などが位置付けられている。
- ・令和8年度「道路事業における社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の重点配分の概要」は、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととされている。
  - ①ストック効果を高めるアクセス道路の整備
  - ②歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業
  - ③道の駅の機能強化
  - ④公共交通の走行環境整備
  - ⑤道路脱炭素化推進計画に基づく事業

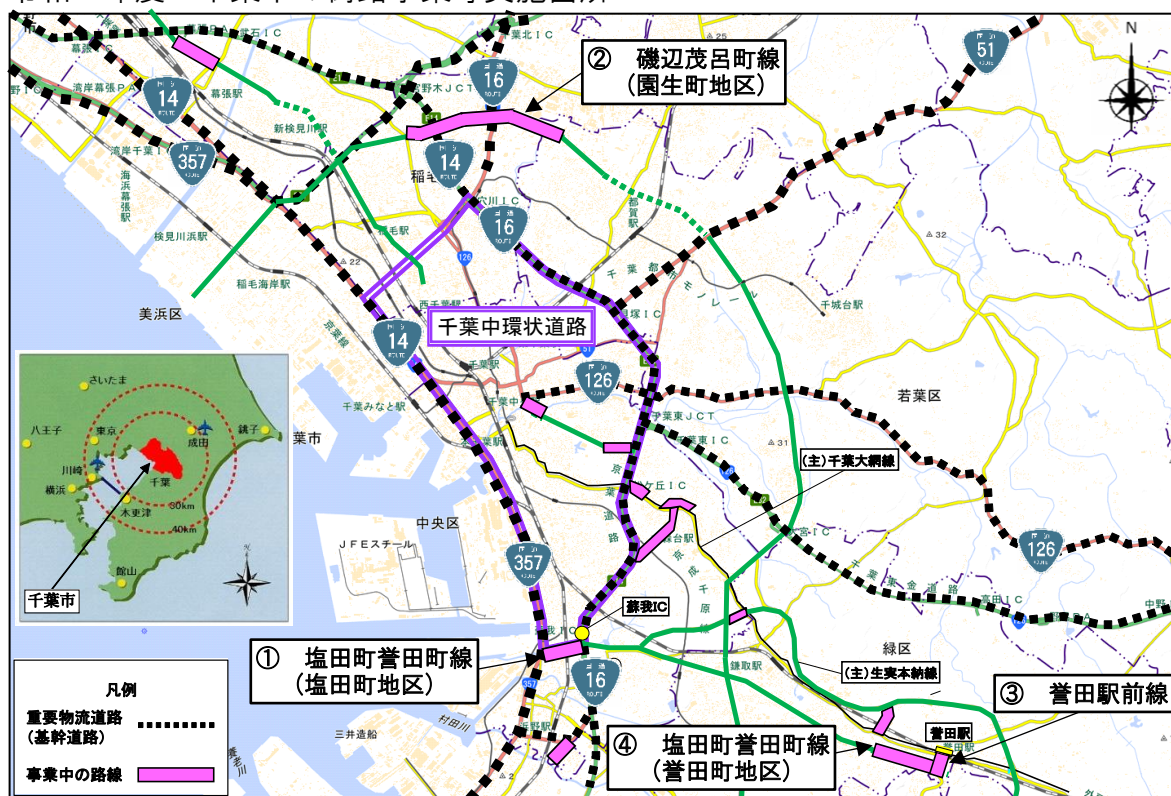
## 千葉市の現状・課題

- 1 「塩田町誉田町線（塩田町地区）」は、本市の道路ネットワークの骨格となる千葉中環状道路を構成する路線であり、唯一のミッシングリンク箇所となっていること、また、現在事業中の「一般国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）」を含めた東京湾岸道路の効果を最大限に発揮させることから、積極的に整備を行っている。  
事業を着実に推進していくため、安定的な財源確保が必要である。
- 2 本市の道路ネットワークは、いまだ多くのミッシングリンク区間があり、社会資本整備総合交付金を最大限活用しその整備にあたっているものの、事業間での予算配分に偏りが生じており、事業が長期化している状況にある。  
整備を促進するためにも、国費の重点配分対象事業を拡充するなど、更なる積極的な財政措置が必要である。

[担当] 建設局道路部道路計画課 Tel 043-245-5340

## 参考資料等

### 1 令和8年度 千葉市の街路事業等実施箇所



#### 《整備が本格化する高規格道路》

##### ①（都）塩田町菅田町線（塩田町地区）

千葉都心を囲む延長約2.2kmの「千葉中環状道路」の一部であり、唯一のミッシングリンク区間（0.78km）である。重要物流道路である京葉道路、一般国道16号、一般国道357号を結ぶことで生産性の向上とともに、千葉都心に集中する交通を適切に分散・導入させることによる都市内交通の円滑化や災害時の防災機能を図るため、広域幹線道路と一体となって地域・拠点の連携を強化する「高規格道路」として、整備を進めている。

#### 《重要物流道路などと一体となって機能する道路》

##### ②（都）磯辺茂呂町線（園生町地区）

重要物流道路である一般国道14号と一般国道16号などを結ぶことで主要渋滞箇所の慢性的な渋滞の解消と物流の効率化を図るとともに、一般国道16号とのダブルネットワークによる本市道路網の環状機能強化や災害時の防災機能を図るため、整備を進めている。

#### 《交通結節点機能を強化する道路・ICアクセス向上に資する道路》

##### ③（都）菅田駅前線

##### ④（都）塩田町菅田町線（菅田町地区）

狭小な駅前広場を改善し、交通結節点機能の強化を図る（都）菅田駅前線、また、外房方面から蘇我ICなどへのアクセス向上を図る（都）塩田町菅田町線（菅田町地区）の整備を進めている。

### 2 令和8年度の街路事業費

	事業費	国費	令和8年度以降残事業費
社会資本整備総合交付金	1,776百万円	888百万円	約435,000百万円

## ■ 国土交通省、財務省

# 36 国土強靱化のためのインフラ施設の老朽化・地震対策への財政支援

## 1 インフラ施設の老朽化、地震対策への財政支援

国土強靱化実施中期計画に基づくインフラ施設の点検・調査、改築・更新等にかかる必要な財源に加え、「推進が特に必要となる施策」以外のインフラ施設の老朽化、地震対策についても必要な予算・財源を確保すること。

## 2 部分改築に対する交付金の恒久制度化と補助対象管路の拡充

全国特別重点調査対象管路を対象とした部分改築の交付金制度を恒久化するとともに、告示別表における補助対象管路の拡充を行うこと。

## 3 中大口径下水道管路の調査困難箇所での新技術活用に対する支援

従来手法による点検・調査が困難である中大口径下水道管路への新技術活用に対する支援をすること。

## 国の現状

- ・第1次国土強靱化実施中期計画が策定され、推進が特に必要となる施策として「道路施設の老朽化対策」や「上下水道施設の戦略的維持管理・更新」、「道路橋梁等の耐震機能強化」や「上下水道施設の耐災害性強化」、「緊急輸送道路の無電柱化」が掲げられている。下水道分野では管路に関する目標設定が主で、下水道施設（処理場・ポンプ場）の老朽化策の目標設定はされていない。
- ・道路分野における老朽化対策及び地震対策では、令和8年1月16日に「第6次社会資本整備重点計画」が国土強靱化中期計画と連携するかたちで閣議決定されたが、両計画とも老朽化対策は、道路施設（橋梁等）の事後保全型に関する目標設定が主で、予防保全に関する目標設定はされていない。また、地震対策は、緊急輸送道路上の橋梁の耐震機能強化や第一次緊急輸送道路に対する無電柱化の目標設定が主で、それ以外の道路に対しては目標設定がされていない。
- ・国費の年間水道事業予算は、補正予算が現年当初予算と同程度の状況が続いており当初予算規模が小さいため、現年当初予算要望は減額されやすい状況が続いている。
- ・水道行政は令和6年度から国土交通省に移管され、上下水道一体の事業実施が期待されている一方、補助率の上限は1/3と下水道に比べて低い水準となっている。
- ・令和7年12月16日の事務連絡において、全国特別重点調査の対象管路に対する改築について部分的な改築も交付対象となる通知が発出された。
- ・下水道管路の改築については、告示別表に基づき補助対象となる管路が定められている。
- ・従来手法による点検・調査が困難な中大口径管路では、ドローンをはじめとする新技術が有効であるが、個別補助化されている上下水道DX推進事業では、上下水道一体での活用が要件とされている。

## 千葉市の現状・課題

- 1 下水道施設の老朽化対策においては、目標耐用年数を超過し一定の故障リスクを許容しながら計画的に改築を進めている。令和7年度補正予算は老朽化対策でゼロ査定となり、通常予算においても同様の傾向となった場合に持続可能な下水道システムの構築が困難となることから、下水道施設の老朽化対策に係る必要な財源を確保すること。  
また、道路施設（橋梁等）については、事後保全型の取り組みを進めながら、国が定める「インフラ長寿命化計画（行動計画）」にて必要性が示されている予防保全型メンテナンスに対しても並行して実施しているが、特に予防保全に対する補助金の配分が年々厳しい状況であること、地震対策においては、橋梁の耐震補強による鉄道施設への2次被害防止の取り組みや緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ経路の無電柱化整備を継続して実施していることから、これらに必要な財源を確保すること。  
さらに、水道施設では重要施設への供給を優先する上下水道耐震化計画を策定したが、令和8年度予算で大幅な内示減が行われた。現行の予算措置では早期の機能確保が困難になることから、耐震化に必要な財源を確保するために、予算措置のほか下水道事業並みの補助率の拡充を行う制度改正を要望する。
- 2 中大口径管路の改築需要は今後急増し、効率的に老朽化対策を実施していかなければならない。また、本市においては告示別表によりストックマネジメント支援制度で対象となる補助対象管路が限定的であり、単独費により改築事業を進めている状況であることから、部分改築の恒久制度化と告示別表の補助対象管路の拡充をすること。
- 3 中大口径管路の調査困難箇所は老朽化の進行により今後ますます増加する見込みであり、点検・調査に対する新技術の活用は必須であることから、技術活用が容易となるよう既存制度の要件緩和ならびに、民間事業者への技術普及が促進されるように補助制度の創設や活用しやすい制度設計の支援を要望する。

[担当] 建設局道路部道路計画課 TEL 043-245-5340  
建設局下水道企画部下水道経営課 TEL 043-245-5612  
水道局水道事業事務所 TEL 043-291-5461

## 参考資料等

各施策における状況

### 1-1 老朽化対策

#### ●管路

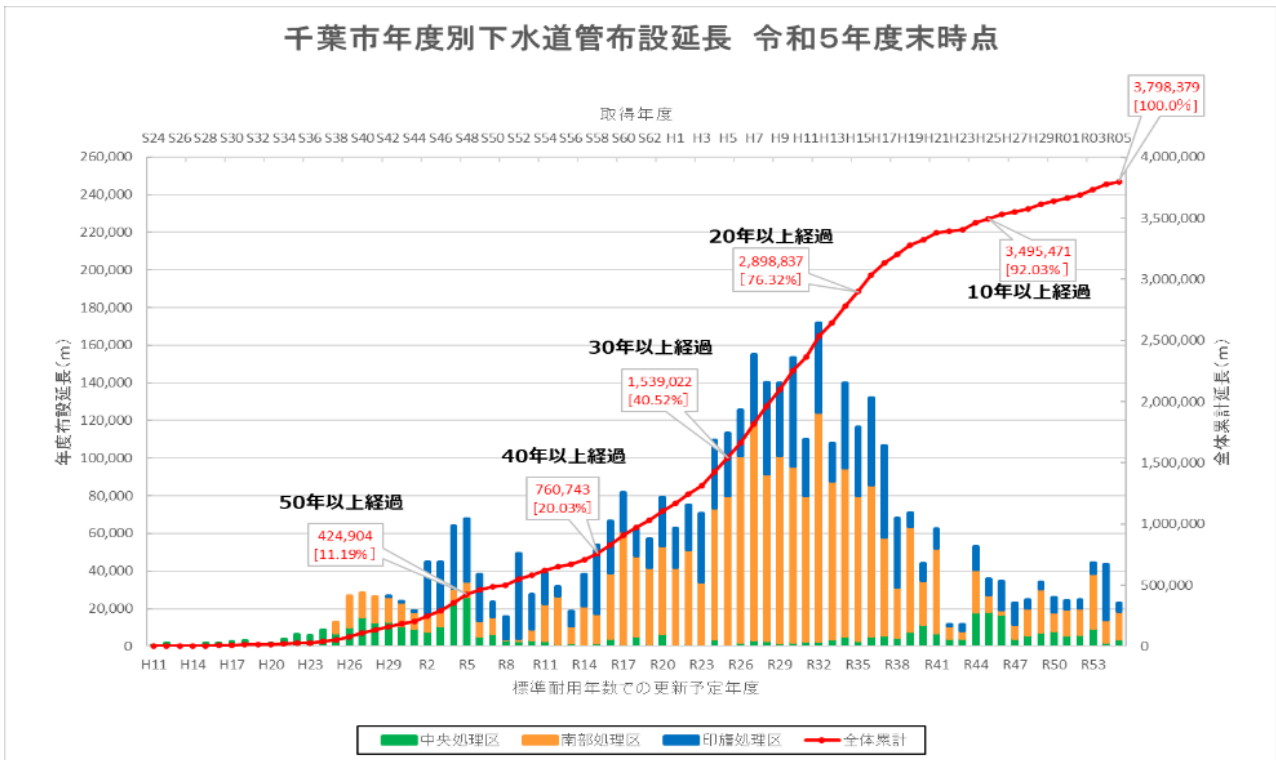
耐用年数50年を経過した下水道管が年々増加

20年後に50年経過の下水管が約41%（1,540km/3,800km）⇒ 計画的な改築・更新が必要

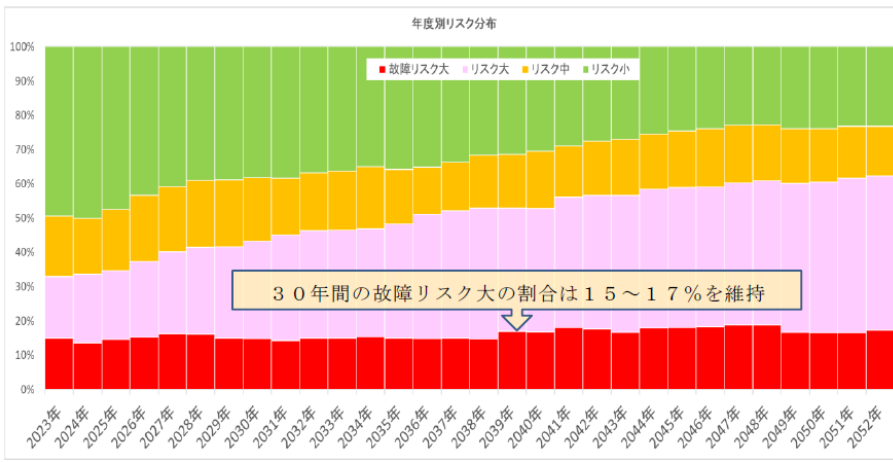


令和元年 老朽化した管渠の損傷による道路陥没事故（緑区あすみが丘）

## 千葉市年度別下水道管布設延長 令和5年度末時点



● 処理場・ポンプ場  
 故障リスク大の割合を約15%に抑えながら設備更新を実施しているが、リスク大の設備は増加する見込みで確実に更新を進めていく必要がある。



処理場・ポンプ場設備の年度別リスク割合の推移



レーキ部分の腐食、変形

老朽化事例  
 (スクリーンかす設備)

## 1-2 地震対策

【道路施設】 橋梁の耐震化： <sup>にし</sup>西の谷跨線橋  
 電線共同溝整備： 椿森地区

【下水道施設】 下水道管渠の耐震化： 緊急輸送道路や避難所下流側などの重要な管渠  
 耐震化率約 88% (739 km/845 km) (令和 6 年度末時点)

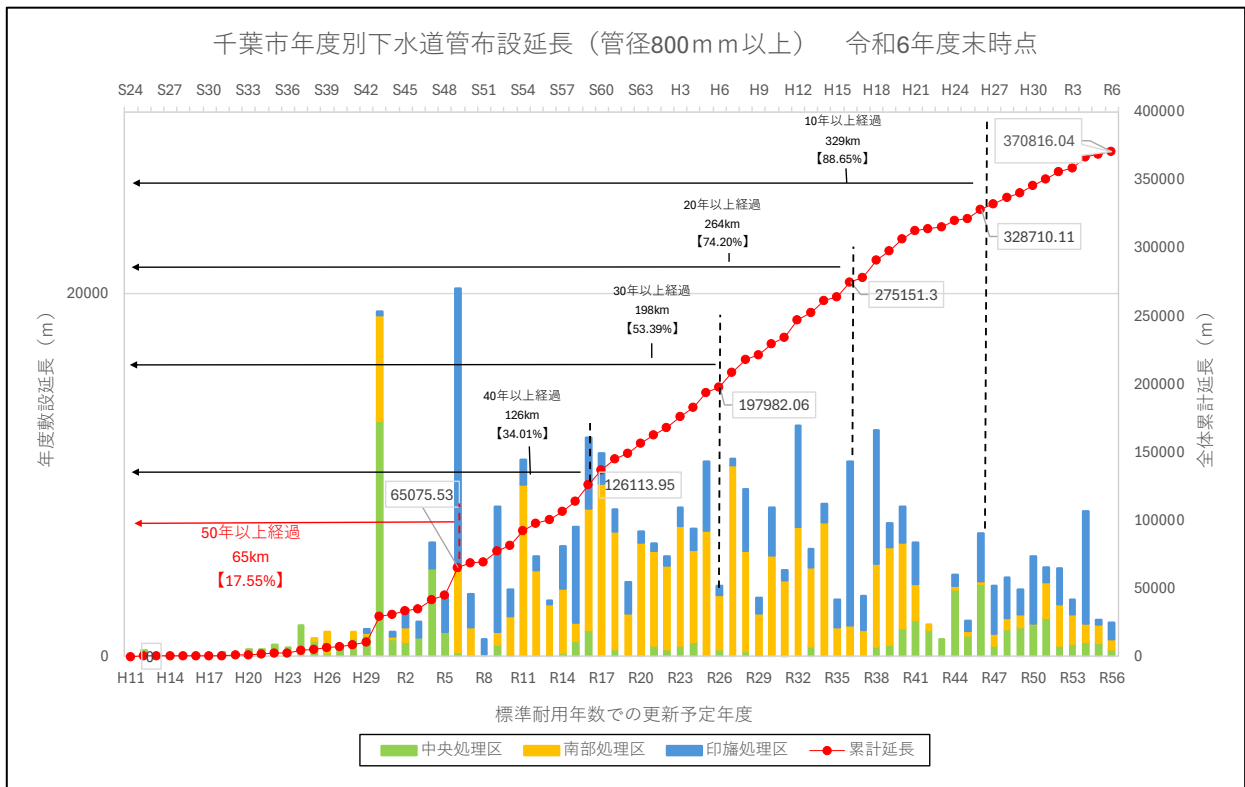


電柱倒壊状況 (東日本大震災)



人孔隆起状況 (東日本大震災)

## 2 部分改築



内径 800mm 以上の管路延長と老朽化状況

### 3 大口径管路における調査困難箇所への新技術導入



本市におけるドローン（飛行式、浮流式）活用事例



## ■ 国土交通省

# 37 市街地整備、都市公園整備及び市営住宅ストック改善の推進に係る財政支援について

## 1 社会資本整備総合交付金等による持続的かつ安定的な財源の確保

市街地整備、都市公園整備及び市営住宅ストック改善を推進するには、社会資本整備総合交付金等の配分率の大幅な低下は、事業の推進に多大な影響を及ぼし、さらなる事業の遅延の要因になるため、持続的かつ安定的な財源を確保すること。また、本市の緑と水辺の拠点である都市基幹公園の整備に影響が生じないように、都市公園・緑地等事業における交付要件を緩和すること。

### 国の現状

- ・自治体からの財政需要が拡大しているため、社会資本整備総合交付金等の要望額は増加傾向にある。
- ・一方で、国からの配分額はやや減少傾向にあり、要望額との差が年々大きくなっている。要望額に対する配分割合（配分率）は低下しており、全体の配分率は令和7年度当初予算で平均55.5%にとどまっている。
- ・このように、国の財源は一定の確保はなされているものの、地方の要望が増加していることで、国の交付金配分が追いついていない状況である。
- ・都市公園・緑地等事業においては、都市公園の整備に関し、一定の水準に達している自治体が増えた状況を踏まえ、令和8年度より都市公園等整備水準（住民一人当たり公園面積10㎡未満）を交付要件とする事業が拡大された。

### 千葉市の現状・課題

#### 1 市街地整備（土地区画整理事業）の推進について

- ・本市では3地区（検見川・稲毛、寒川第一、東幕張。以下「3地区」という。）において土地区画整理事業を実施しており、開始から30年を超える事業の長期化が、まちづくり上の大きな課題となっている。
- ・事業の長期化は、建物移転戸数や中断移転費の増、事務所運営費の増など、事業費の累増を生じさせ、さらなる事業の遅延の要因となっていることから、施行中の3地区の課題と残事業量を踏まえた事業展開を整理し、課題と残事業量が少ない「寒川第一地区」を令和8年度の工事概成に向けて優先的に予算や人員を投入しており、その後、令和10年度の換地処分を着実に実施するため、財源確保が重要となる。
- ・「寒川第一地区」の事業完了後は、同地区に要していた予算や人員を残る2地区へ投入することで、さらなる事業推進を図りたいと考えており、こうしたことを踏まえ、3地区の土地区画整理事業をできる限り早期に完了させる必要がある。

#### 2 都市公園整備の推進について

- ・千葉市では、千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023において、「縄文より続く住みやすいまち 訪れたいまち を次世代に」を基本方針に掲げ、まちの魅力や快適性、安全性の向上に資する公園・緑地の整備を進めているが、社会資本整備総合交付

金等の配分率の低下と交付要件の厳格化により、今後の事業（千葉公園再整備事業、通町公園再整備事業、都川水の里公園整備事業、身近な公園整備事業、身近な公園のリフレッシュ事業、公園トイレの快適化推進事業）進行に支障が出るのが懸念される。

### 3 市営住宅ストック改善の推進について

- ・「千葉市営住宅長寿命化・再整備計画」の目標は、住宅確保要配慮者に対する適切な住宅の確保を目指し、長期的な需要の見通しを踏まえ、長寿命化と再整備を通じて効率性の高い市営住宅の活用を推進することとしている。
- ・当該計画に基づき、将来的な事業量の平準化を考慮し、耐用年限まで住棟を良好な状態で活用できるよう、既存ストックの長寿命化と質的向上のための改善を実施する必要がある。財源として、居住性向上のための住戸改善には社会資本整備総合交付金を、耐久性向上のための外壁改修や屋上防水改修には防災・安全交付金を活用しているが、近年、要望額に対する配分率は減少傾向にあり、工事内容の見直しや事業の先送りなどの対応が必要となっている。

[担当] 都市局都市部市街地整備課 TEL 043-245-5288

[担当] 都市局公園緑地部緑政課 TEL 043-245-5772

[担当] 都市局建築部住宅整備課 TEL 043-245-5850

## 参考資料等

### 1 市街地整備（土地区画整理事業）の推進

#### (1) 施行中3地区の概要



#### (2) 施行中3地区の進捗率

地区概要			
地区名	検見川・稲毛地区	寒川第一地区	東幕張地区
位置	JR 新検見川駅より南東約 500m	JR 本千葉駅より南西約 500m	JR 幕張駅北側に隣接
施行面積	67.95ha	17.73ha	26.05ha
事業期間	昭和 60 年度～令和 21 年度	平成元年度～令和 10 年度	平成 8 年度～令和 17 年度
経過年数	41 年	37 年	30 年
進捗率（令和 7 年度末見込み）			
事業費ベース	75.2% (187 億 96 百万円/249 億 90 百万円)	96.8% (179 億 04 百万円/184 億 90 百万円)	73.1% (268 億 86 百万円/368 億円)
建物移転ベース	67.7% (251 戸/371 戸)	99.5% (423 戸/425 戸)	74.8% (357 戸/477 戸)
道路整備ベース	58.7% (13,902m/23,677m)	77.6% (4,296m/5,537m)	60.8% (4,850m/7,972m)

(3) 事業費

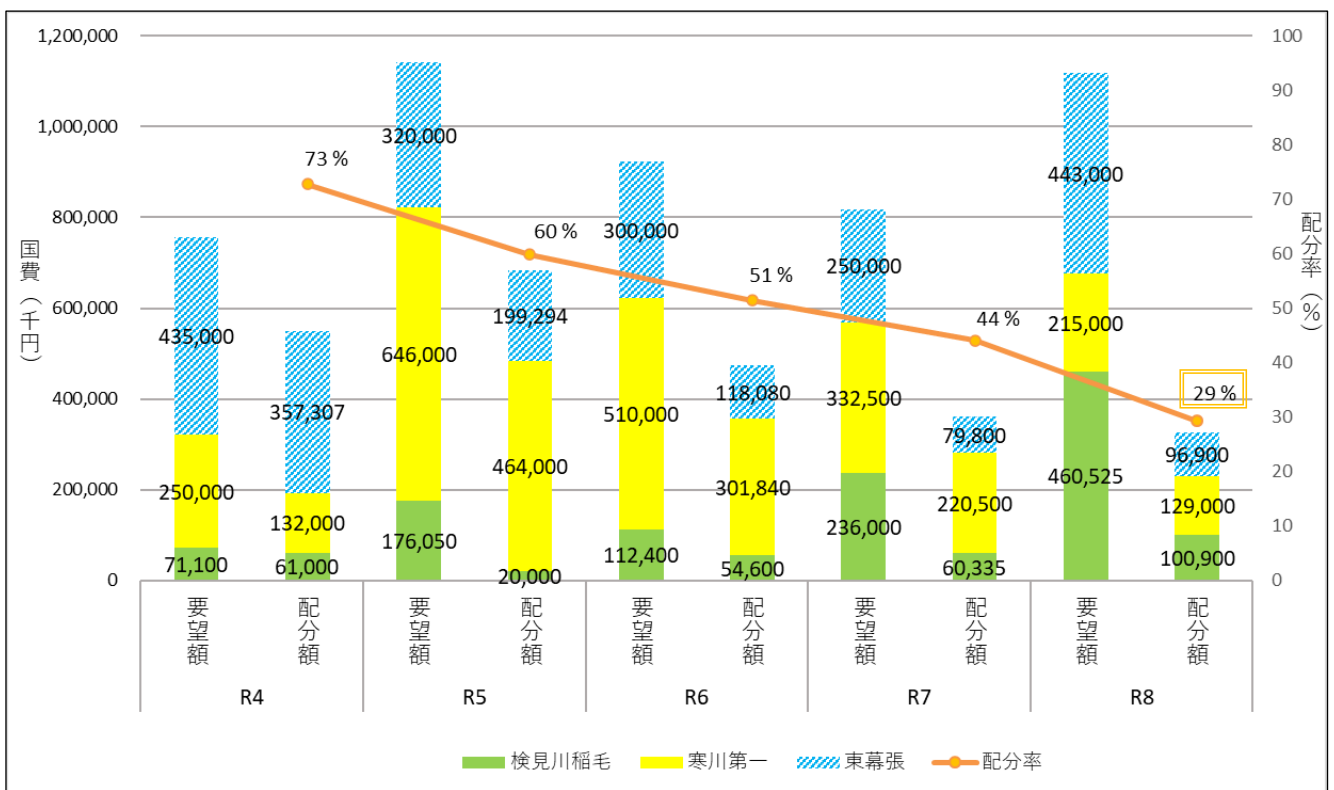
(単位：百万円)

区分	令和7年度実績			令和8年度当初		
	要望額 (a)	配分額 (b)	配分率 (b)/(a)	要望額 (a)	配分額 (b)	配分率 (b)/(a)
社会資本整備総合交付金	819	361	0.44	1,119 (1,388)	327 (342)	0.29 (0.25)

※社総交：国費率 事業費の1/2

※( )内は補正における要望額・配分額を含んだ金額を示す。

(4) 要望に対する配分率の推移



## 2 都市公園整備の推進

### (1) 千葉公園再整備事業

- ・事業面積：約20.9ha
- ・事業期間：令和元年～



「南口」再整備イメージ



千葉公園再整備ゾーニング図

### (2) 都川水の里公園整備事業

- ・事業面積：約43.8ha
- ・事業期間：平成18年度～



「自然ふれあいゾーン」整備イメージ



都川水の里公園ゾーニング図

### (3) 事業費

(単位：百万円)

区分	令和7年度実績			令和8年度当初		
	要望額 (a)	配分額 (b)	配分率 (b)/(a)	要望額 (a)	配分額 (b)	配分率 (b)/(a)
社会資本整備総合交付金	582	214	0.37	184	103	0.56
防災・安全交付金	313 (330)	259 (276)	0.83 (0.84)	170 (235)	117 (157)	0.69 (0.67)

※社総交：国費率 整備費：事業費の1/2、用地費：事業費の1/3

※防安：国費率 整備費：事業費の1/2、用地費：事業費の1/3

※( )内は補正における要望額・配分額を含んだ金額を示す。

### 3 住まい・まちづくりの実現

#### (1) 事業概要

##### <社会資本整備総合交付金 活用事業>

住 戸 改 善：住戸内の手すりの設置、浴室を改善することで、高齢者等の居住の円滑化を図る。

##### <防災・安全交付金 活用事業>

外 壁 改 修：防水性に優れた外壁仕上げに改修することで、躯体の中酸化や劣化を防ぎ、建物の長寿命化及び安全性確保を図る。

屋上防水改修：屋上にFRPの防水材と断熱材を施工することで、防水層及び躯体の劣化を軽減し、建物の長寿命化を図る。

#### 外壁改修（防安）事例



#### (2) 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和7年度実績			令和8年度当初		
	要望額 (a)	配分額 (b)	配分率 (b)/(a)	要望額 (a)	配分額 (b)	配分率 (b)/(a)
社会資本整備総合交付金	56	29	0.52	30	13	0.43
防災・安全交付金	168	117	0.70	24 (276)	21 (273)	0.88 (0.99)

※社総交：国費率1/2 防安：国費率0.45

※( )内は補正における要望額・配分額を含んだ金額を示す。

## ■ 環境省

# 38 循環型社会形成推進交付金制度の充実について

## 1 循環型社会形成推進交付金の継続的な財源確保

安定的かつ継続的な財政措置を講じるとともに、年度当初において所要額を満額確保すること。

### 国の現状

- ・ 廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村が実施する廃棄物処理施設整備事業費に対して、循環型社会形成推進交付金を交付している。
- ・ 本交付金に関する国の予算計上について、例年、当初予算分と補正予算分に分けて計上されることから、年度当初に所要額の満額確保ができない可能性がある。
- ・ 令和8年度当初予算では一般廃棄物処理施設の整備として538億円が計上され、令和7年度補正予算分1199億円と併せて、合計1737億円を計上しているが、当初予算額は所要額と大きく乖離している。

### 千葉市の現状・課題

- 1 廃棄物を適正に処理し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っていくためには、廃棄物処理施設を計画的に整備していくことが重要であるが、一方で廃棄物処理施設の整備には多額の経費を要することから循環型社会形成推進交付金による財政措置が必要不可欠であり、本市においても当該交付金を広く活用している。  
交付金にかかる国の予算が年度当初において所要額を満額確保できない場合には、予算不足により事業を計画的に実施することができず、廃棄物の適正処理に支障を来す恐れがある。
- 2 本市における当該交付金活用事業
  - ・ 新港清掃工場リニューアル整備事業（設計工事：令和8年度着手）
  - ・ 次期リサイクル施設整備事業（設計工事：令和11年度着手予定）
  - ・ 次期最終処分場整備事業（設計工事：令和15年度着手予定）

[担当] 環境局資源循環部廃棄物施設整備課 TEL 043-245-5423

### 参考資料等

所要額及び予算について

(単位：億円)

	所要額	当初予算	補正予算
令和8年度	1,737	538	—
令和7年度	1,532	526	1,199
令和6年度	1,446	495	1,006
令和5年度	950	494	951
令和4年度	970	494	456



CHIBA CITY